

政経研究

第六十一巻 第一・二号 2024年9月

論 説

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ 渡 邊 容 一 郎

資 料

サン・シモンの自筆文書2通 川 又 祐

日本大学図書館法学部分館

サン・シモン・コレクション 川 又 祐

手稿類

論 説

選挙前連合と政党間競合 浅 井 直 哉

日本型マルチレベル・ガバナンス
としての市町村合併の特徴について 上 村 進

政経研究 第六十巻第一・二号 目次

論 説

放送番組における「戦争記憶」の脱歴史化
——「#あちこのすずさん」(NHK)の内容分析を中心に——
……米倉 律

翻 訳

デジタルの一〇年に向けたデジタルの権利と
原則に関する欧州宣言
……山本 直

論 説

ガバナンス・ネットワーク論における
政治的リーダーシップの再検討
……福 森 憲一郎

政経研究 第六十巻第三・四号 目次

論 説

トリー党と保守党
——近代イギリス保守党史の一考察——
……渡 邊 容一郎

政治参加の意味変容
……杉 本 竜 也

論 説

アダム・スミス『国富論』初版の書誌的研究
……川 又 祐

雑 報

政経研究 第六十巻 索引

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ

渡 邊 容 一 郎

- 一、はじめに
- 二、三つのトーリー主義と第二次ピール内閣の基本的性格
- 三、穀物法撤廃をめぐる党内分裂とその政治史的意義
- 四、おわりに

一、はじめに

議員集団という見地から見た場合、今日に至るイギリス保守党 (the Conservatives——以下保守党) の真の出発点は、どの時期・どの出来事に求められるであろうか。

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ (渡邊)

一般的には、一八三二年総選挙⁽¹⁾で大敗した「第一次選挙法改正」(Great Reform Act)⁽²⁾ 反対派、すなわちトーリー党⁽³⁾ (the Tories) の復活(具体的にはそれ以後の総選挙における議席増、カールトンクラブ設置などの党組織化)に求められる。加えて、一八三五年総選挙期間中、トーリー党支持基盤の拡大を狙って時の首相ピール (Robert Peel) が前年末に公表した「タムワース宣言」(Tamworth Manifesto)⁽⁴⁾ の内容も指摘できるであろう。

たとえば中村英勝は『イギリス議会史「新版」』で、一八三二年の完敗後、トーリー党はピールの強力な指導の下保守党に再編成されたとしたうえで、タムワース宣言についても、その後長く保守党の指導原理となった(中村 1986: 113-114) と述べている。また、イギリスにおける最新の研究でも、「イギリス史上初代保守党党首として広く認識されているのがサー・ロバート・ピール」⁽⁵⁾ (Gaunt 2015: 59) (傍線引用者) であり、一八三〇年を保守党の起源および出発点とするのがベター (Gaunt 2023: 1-2) とされている。このように、一八三〇～四〇年代前半のピール時代を保守党の出発点とする見方は根強い。

しかしながら、ピールはタムワース宣言で「保守党」という言葉を一切用いていない。加えて、同時期の政治状況を見てみると、政策や人材面でトーリー党から保守党に完全変化したとされる出来事も確認できないのである。むしろピールがその第二次内閣で自党多数派議員の反対を押し切り一八四六年に実現させた穀物法撤廃 (the repeal of the Corn Laws) をめぐる党内対立と分裂——ピールと一緒に脱党し、ホイッグ党 (the Whigs) や急進派と合流して自由党 (the Liberals) の結成に貢献したグラッドストーン (William Gladstone) ら「賛成派・自由貿易派」(ピール派——Peelites) と、そのまま残留したディズレーリ (Benjamin Disraeli) ら「反対派・保護貿易派——Protectionists」⁽⁶⁾ との分裂、そしてそれに伴う残留組の後者こそ、議員集団としての「過去との断絶ならびに出直し」という意味で、現保守党の真

の出発点として位置づけるべき (Blake 1988 : 58、邦訳 1979 : 75) ではないかと思われる。

そこで本稿では、ブレーク (Robert Blake) が指摘するように、今日に至る保守党の真の出発点が一八四六年以降であることを前提に、第二次ピール内閣 (一八四一～四六年) を通説どおり「最初の保守党」内閣として位置づけるのではなく、逆に「最後のトーリー党」内閣と位置づけ直し、その論拠を示していくことにしたい。

二、三つのトーリー主義と第二次ピール内閣の基本的性格

まず本章では、イギリス憲政史上初の本格的保守党政権とされる第二次ピール内閣の基本的性格について再検討していく。

(1) 一八二〇～三〇年代における三つのトーリー主義

周知のように、保守党とその保守主義 (Conservatism) は、いわゆるトーリー党とトーリー主義 (Toryism) の伝統をその前身ないし基盤としている。

二〇世紀初頭の保守党政政治家で著述家でもあるセシル (Hugh Cecil) は、イギリス近代 (政治的) 保守主義の構成要素として以下の三つを指摘した (Cecil 1912 : 244、邦訳 1979 : 203)。

① 自然的保守主義 (conservatism)

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ (渡邊)

② トーリー主義

③ 帝国主義 (imperialism)

セシルによると、小文字の *whig* で表記される「自然的保守主義」は、あらゆる人間に共通する本能的感情であり、未知なるものへの不信の念と、慣れたものに対する愛着の念を意味する。そのため、イデオロギーの左右も政治的立場の違いも問わない。また、「帝国主義」は、他に良い名称がないためこう呼ぶが、要するに国家の強大化を支持し、国家を強大にするための国家統一を支持する感情とされている。したがって、自然的保守主義と帝国主義に関しては、自由党や労働党など保守党以外の政党でも標榜することが可能である。同時に、ポリシーとしても受け容れられ得るところが「トーリー主義」はそうではない。セシルによればトーリー主義は、国教会と国王の擁護、つまりは宗教と権威に対する崇敬の念とされ、いわゆるホイッグ党のホイッグ主義 (Whiggism) と明確に区別できるからである。

トーリー主義もホイッグ主義も、伝統的国家構造を擁護・維持する立場という点では一致する。ただホイッグ主義は、自由の確保という目的を果たす手段として「国王大権の制約」も重視する。そのため、伝統的国家構造のなかでもとりわけ議会 (庶民院) の役割や宗派的異議申立てなどを強調する (Leach 2015: 65)。別の見方をすれば、「独任制・単独性に基づくタテ社会」よりも「少数合議制・寡頭制に基づくヨコ社会」を志向する観念ということも可能であろう。その結果、トーリー主義以上に反権威主義的傾向を示すため、都市部の商工業者や非国教徒、「自由と権利」の拡大を求める進歩派や新興勢力に受け容れられやすい。

これに対しトーリー主義は、一七世紀後半に生じた王位継承問題をめぐる国王側の立場、すなわち「国王大権の不

「可侵性と尊重」を重視する立場であり、それをその敵対者たちが罵った言葉「Tory」⁽⁶⁾に由来する。国王大権の尊重を掲げることからトーリー主義は「宗教と権威に対する崇敬の念」を、具体的には「国王」とそれを頂点とした「国教会体制」を完全擁護する立場ということになる。そしてこうした理由からトーリー主義者（議員）は、第一次選挙法改正などに代表される議会改革（選挙権の拡大に伴う民主化）には原則反対の立場を示してきた。その意味でもトーリー主義者は、伝統的国家構造のなかでも特に権威的な国王大権や国教会体制を維持することに加え、当時の地主寡頭体制に象徴される「上意下達的命令体系や、独任制・単独制的トップ・ダウン型タテ社会」という「秩序」にも拘る立場といえる。

ホイッグ主義者と比較して、大凡このような傾向を示すトーリー主義者（政権）であったが、後述するように一八二二年頃からは、トーリー主義者も当時の自由主義的時代精神（Zeitgeist）の影響を徐々に受けるようになっていった。

さらに、先行研究や史実を踏まえると、ピールなどが活躍した一八二〇年代から四〇年代のトーリー党には三つのトーリー主義が併存しており、状況に応じてこれらが主導権争いをしていたと見ることができると言える。別の言い方をすれば、彼らの意に共通して反する第一次選挙法改正の実現（一八三二年）後、トーリー主義者として選択可能な路線が以下のとおり、少なくとも三つあった（Blake 1988 : 19-26、邦訳 1979 : 33-42、Jennings 1961、Stewart 1978ほか）ということにもなる。

(a) ウルトラ・トーリー主義（極右派トーリー主義者）

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ（渡邊）

- (b) ラディカル・トーリー主義（急進的トーリー主義者）
- (c) リベラル・トーリー主義（自由主義的トーリー主義者）

そこで、保守党史家ブレークの解説・分析を参考に、同じトーリー主義のなかで併存していたこれら三つの路線ないし立場（傾向）について整理しておくことにしよう。

(a) のウルトラ・トーリー主義は、地主層の従来の利益のみ重視する、最も基本的で伝統的なトーリー主義といえる。国王と国教会体制の維持を強調する地主貴族やジェントリ層などを主な支持基盤としており、「農業利益重視・保護貿易維持・プロテスタントイイズム支持」カトリック教徒解放反対」の死守に——残り二つのトーリー主義者以上に——拘るのがその特徴であった。なかでも「保護貿易維持」はトーリー党の伝統的支持基盤である地方農村部の農業利益と直結するため、極右派のみならず、程度の差こそあれ、地方農村部を選挙基盤とする三つのトーリー主義者すべてにほぼ共通の認識でもあったと考えられる。

したがってこの路線は、旧来の有権者である地主層の感情と利益に最も合致していたが、選挙の文脈では支持基盤が狭すぎて、中産階級への選挙権拡大（第一次選挙法改正実現）後の現状に対応できないという弱点もあった。こうした立場のいわば「頑固な」トーリー党議員たちは極右派（Ultras）と呼ばれ、比較的少人数ながらも現状維持を頑なに望み、些細な変革にも拒絶反応を示すことが多かった。そのため、産業革命後の新しい時代への適応や政権獲得維持（総選挙勝利）を目標に、支持基盤をより拡大していこうという路線・立場が、さらに二つ生じることになったのである。

まず、トーリー党議員でありながら中産階級を飛び越えて労働者階級と同盟し、ホイッグ党支持者の多い中産階級（商工業者）と対決しようとする急進的な立場が(b)のラディカル・トーリー主義である。この立場は、トーリーのパートナーリズムとも呼ばれる「家父長的温情主義」に基礎づけられた労働者保護と関係が深い。しかし国教会に対する伝統的愛着に加え、上流層としての「高貴な義務感」に基づき、都市部に住む下層民への福祉や、保護関税を通じての経済統制（保護貿易主義など）にも関心を示した。

したがってこの路線は「急進的傾向」と「反動的傾向」を併せもつ独特の立場ともいえた。そのため、これも割と少数派であったが、産業革命以後の工業化や功利主義、自由貿易主義の進展に反発する比較的進歩的な理想主義者などに支持されていた。資本主義の弊害を是正し、労働者階級を味方につけようとする点では時代を先取りしていた感があるものの、周知のように労働者階級は一八六七年まで有権者ではなかったため、政権獲得維持（総選挙勝利）という点から見ると、当時この路線には魅力が乏しかったといえる。

次に、これに対するもう一つの選択肢として、産業革命の成果と一八二〇年代以降の自由主義的傾向に合わせる形で、特に穏健な中産階級を包摂しようとするのが(c)のリベラル・トーリー主義ということになる。同じトーリー主義のなかで「ウルトラ」（右）と「ラディカル」（左）の「中間」に位置するこの路線・立場は、トーリー党を当時の過激な革命勢力への防波堤にするため、極右派トーリー主義者のごとく改革（たとえば選挙権の拡大や自由貿易路線への転換など）に何でも反対するのではなく、また急進的トーリー主義者のように非現実的理想論に走るわけでもない。逆に「伝統的諸制度を護るためにも、慎重な改革なら（ホイッグのものでも）受け容れる」という、柔軟で現実的な姿勢であった。それゆえ自由主義的トーリー主義者は、元来基本的には保護貿易主義者だったものの、（ピールのように）

状況次第では、必要に応じて保護貿易主義を放棄することも可能だったと考えられる。

それゆえこの路線(自由主義的トーリー主義者)はホイッグ党穏健派(保守系)議員ともそれなりに協力関係を構築できる立場といえた。理論上ホイッグ党と区別しにくいという極右派からの批判もあったが、選挙の文脈からすれば、当時これが「保守」層の支持基盤を最も広げやすい立場であったことは間違いない。そのため、正確な人数は不明だが、この現実的で柔軟な路線を支持するトーリー党議員も一定数居たのではないかと推察される。

このように当時のトーリー主義(トーリー党政治家)には、大まかにいえば上記三つの諸要素が共存しており、たとえば、急進主義勢力の阻止・イコール・(君主制や国教制、地主寡頭制などの)現行秩序の維持といった彼ら共通の「目標」を達成するための具体的かつ現実的「手段」をめぐる、常に主導権争いがなされていたと見ることができる。そして三つのうちどれが「メイン」となるかは、「状況」ならびに——今日のように支持者(議員)の人数ではなく——首相や院内指導者などの「リーダー」次第であったと考えてよい。

では、本稿の研究対象となるピール本人とその第一次および第二次内閣が、これら三つのいかなる立場に該当するのかさらに検討してみることしよう。

(2) 主要政治業績に見るピール的保守主義の実態

ここでは、上述した三つのトーリー主義路線・立場という見地から、ピールの主な政治業績を検討する。そのため、時系列的に以下の三つの時期を対象としたい。

【表 1】 歴代内閣一覧 (1812～1855年)

・ 1812—27	リヴァプール	[トーリー]	
・ 1827	カニング	[トーリー]	※カニング外交
・ 1827—28	ゴドリッチ	[トーリー]	
・ 1828—30	ウェリントン	[トーリー]	※審査法廃止 (1828) ほか
・ 1830—34	グレー	[ホイッグ]	※第一次選挙法改正 (1832)
・ 1834	メルバーン①	[ホイッグ]	
・ 1834—35	ピール①	[トーリー]	※タムワース宣言 (1834)
・ 1835—41	メルバーン②	[ホイッグ]	
・ 1841—46	ピール②	[トーリー／保守党]	※穀物法撤廃 (1846)→分裂
・ 1846—52	ラッセル	[ホイッグ]	※ピール派が支援
・ 1852	ダービー①	[保守党]	
・ 1852—55	アバディーン	[ホイッグ]	※ピール派とホイッグ党の連立

出典 中村英勝, 1986. 『イギリス議会史〔新版〕』有斐閣, 220頁の付表 6 に基づき筆者作成。

- ① ウェリントン内閣時代 (一八二八～三〇年)
- ② 第一次ピール内閣時代 (一八三四～三五年)
- ③ 第二次ピール内閣時代 (一八四一～四六年)

① ウェリントン内閣時代

既述のように一八二二年頃からイギリスでは、本来守旧的で頑固なトーリー党(政権)ですら、当時の自由主義的風潮に影響されるようになっていた。その典型例として、当時中南米など世界各地で生じた自由主義・民族主義運動に対する不干渉を唱え実践したカニング(George Canning) 外相・首相の「反ウィーン体制的」自由主義的対外政策」、いわゆる「カニング外交」を挙げることができる。内政面でもカトリック教徒解放を支持するなど自由主義的傾向を示したカニングは、その意味で一八二〇年代を代表する「自由主義的トーリー主義者」(リベラル・トーリー主義)といえるだろう(表2を参照)。

カニング政権(一八二七年)、そしてゴドリッチ(Viscount Goderich)政権(一八二七～二八年)以後のトーリー党政権を担ったウェリントン(1st Duke of Wellington)は、ワータールローの戦いでナポレオン軍を

破った陸軍司令官として知られる。しかし政治家としては守旧派を代表する典型的なトーリー主義者でもあった。にもかかわらず彼の政権下では、これまでカトリック教徒を中央地方の官職就任から排除してきた審査法 (Test Act) が廃止 (一八二八年) されたり、翌年には旧教徒解放法 (Roman Catholic Relief Act) も成立したりしている。元来こうした「リベラルな」政策に反対してきたウェリントン首相を時の庶民院指導者で内相のピールが——彼もトーリー主義者のため当初はもちろん反対していたが、アイルランドで内乱が生じる危険が出てきたことから態度を変えて——説得することに成功したからである。

内相としてピールは、これら以外にも結社禁止法 (Combination Acts) を廃止して労働組合結成を容易ならしめたり、刑務所改革に加え、死刑に該当する犯罪項目数を減らすため刑法改正を行ったりするなど、トーリー主義者でありながら、時代の風潮に合わせた自由主義的改革を数多く実施している。したがって、ピールはこの時期から「自由主義的トーリー主義者」だったと見ることができよう。同時にピールは、こうした姿勢を理由に、守旧的で頑固な極右派などから、とりわけ反感を買う存在だったと思われる。

② 第一次ピール内閣時代

カニングと並ぶ自由主義的トーリー主義者といえるピールの真骨頂として、前述の「タムワース宣言」を挙げなくてはならない。翌一八三五年の総選挙で敗北し下野したことから「百日天下」とも称される第一次ピール内閣は、わずか四か月の短命内閣となってしまった。しかし、このタムワース宣言の内容とそれを発信した事実によって、ピールこそ実質上の「初代保守党党首」とする見方も確立したと考えられる。

【表 2】 トーリー主義と保守主義の展開 (17世紀後半～19世紀後半)

[時 期]	[種 類]	[政治家と思想家]
17世紀後半と18世紀	トーリー主義 君主制、英国教会 地主貴族の伝統、理性の限界	ボリングブルック (パーク)
19世紀初頭	反動的トーリー主義 革命への恐怖、抑圧策 農業保護、ロマン主義	リヴァプール (コールリッジ)
1820年代	自由主義的トーリー主義 自由主義的外交、改革 カトリック教徒の解放	カニング
1830年代、40年代	ピール的保守主義 プラグマティズム、漸進主義 議会改革の受容、穀物法撤廃	ピール
1860年代、70年代	ディズレーリの保守主義 ワンネーション パターナリズム 愛国心と帝国主義 トーリー・デモクラシー	ディズレーリ ランドルフ・チャーチル

出典 Leach, Robert. 2015 (third edition). *Political Ideology in Britain*, London: Palgrave, pp.65-66の表3.1から一部抜粋して筆者作成。

タムワース宣言の意義は、(トーリー主義者にはば共通する態度として)これまで議会改革(第一次選挙法改正)に反対を表明してきたが、今やそれが成立した以上、既成事実としてそれを受け容れたこと。同時に、ホイッグ党政権でなされた種々の改革も根本から否定するものではないこと。これらを「保守党の党首としてではなく、国王陛下の政府の首相として」公式に表明したこと、などに求められる。したがって、第一次内閣の首相(庶民院指導者)としてのピールの路線も、基本的には従来どおりリベラル・トーリー主義だったことは明白である。

学界の通説では、このような「(元来反対の立場だった)議会改革を容認する姿勢を従来のリベラル・トーリー主義に付け加えた立場」がピール的「保守主義」と評価されてきたといっても過言ではない(表2を参照)。換言すれば、当時の「リベラル・トーリー主義」に「(穏健な議会改革支持の)ホイッグ的要素」を混ぜ合わせた経緯とその成果が、のちの世になって「ピール的保守主義」

(Peelite Conservatism) と評価され位置づけられてきただけと考えられるのである。

とはいえ、これも基本的には、「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」(あるいはその別バージョン)ではないといえるのではないだろうか。

③ 第二次ピール内閣時代

一八三五年総選挙に敗れたピール陣営は、その後の総選挙で着実に支持を伸ばしていった。そして一八四一年の総選挙では政敵・ホイッグ党を中心とする、のちの自由党陣営に単独勝利を収めた。その結果、第二次ピール(単独)内閣が成立したが、この総選挙結果はピールの路線、すなわち「リベラル・トーリー主義をベースとして、さらに、穏健な議会改革であればこれも受容するというホイッグ的要素を付け加えた立場」が、ホイッグ党支持層や中産階級にも浸透していったことを物語っている。

一八四一年総選挙での圧勝(政権交代)に伴い、安定多数議席に支えられていたように見える第二次ピール内閣だったが、ピールのリベラル・トーリー主義路線は——政権復帰や統治政党としての信頼回復に貢献したにもかかわらず——政府与党内部の路線対立や主導権争いを通じて、むしろ身内の造反に晒されるのが常であった。つまり通説とは異なり、イギリス保守党が存外「イデオロギーないし政治的プリンスiplに拘る体質の議員集団」だった可能性も、ここから読み取れるのである。

そこで、一般的に最初の本格的保守党政権として評価される第二次ピール内閣の基本的性格を探るべく、その主要政治業績を時系列的に振り返ってみよう。

・ピール内閣の一八四二年度予算

保守党史家スチュアート (Robert Stewart) によると、第二次ピール内閣が初めて作成した一八四二年度予算案は、以下三つの柱から成り立っていた。一八一六年以来となる所得税導入、輸入穀物に対する保護関税障壁の引き下げ、そして一八二〇年代から始まった一般関税障壁撤廃案がそれである。後者二つは、後述する穀物法撤廃と自由貿易路線への転換を予知させる。そのため、リベラル・トーリー主義の経済面での具体化として理解することもできよう。しかし他方で、とりわけ農業保護を絶対視する極右派トーリー主義者の反発は必至といえた。

予算は国家の意志とされるように、ピールは政権発足早々、この予算を通じて「製造業への保護を増大し賃金を上昇させる方策に加え、貧困層への課税負担を少なくし、食料品も含む消費者物価を抑制して生活費の負担を軽くする方策」を実施せねばならないと考えていたふしがある。それゆえ、所得税の復活は伝統的なトーリー党支持基盤の地主階級にとって、とりわけ重い負担となった (ibid.: 181) ことは想像に難くない。

・工場法制定方針ならびに砂糖関税修正案をめぐる党内対立 (一八四四年)

一八四四年三月には政府の工場法制定 (factory legislation) 方針をめぐり、そして六月になると今度は「砂糖関税 (sugar duty) の修正案をめぐって、与党内で造反が生じた。前者は、工場での女性労働者や勤労児童の労働負担を軽減しようとするものである (1844 Factory Act)。そして後者は、輸入された砂糖に課される関税額を引き下げるという内容であった。

こうした一連の与党内対立・造反からわかるのは、「一八三〇年代を通じて政党という観念が増大していったにも

かわらず、議員が独自の判断で動く慣習は消えていなかった」(ibid.: 187) という事実である。つまり、第一次選挙法改正やタムワース宣言などを通じて party が徐々に発達していったとはいえ、この当時は未だその「萌芽期」でしかなく、その実は faction の集合体でしかかったということでもある。そしてここから、ひと口に「トーリー主義」といつても既述のように二つの「諸傾向」(tendencies) が内在していた事実は明白といえよう。

・メイヌース助成金増額をめぐる党内対立 (一八四五年)

第二次ピール内閣期の与党内対立・造反(ピールとそのリベラル・トーリー主義に対する党内異議申し立て)は、経済・貿易・農業問題に対してではなかった。前述のとおり国教会体制とそのプロテスタンティズムに固執するトーリー主義者からすれば、国内的には少数派ではあるものの、旧来の敵カトリック教徒(旧教徒)に対する譲歩や寛容的妥協は、感情面においても許し難いものだったに違いない。しかしそれを政策として実行しようとしたのが、自由主義的トーリー主義者でリーダーのピールだったのである。

事の起りは一八四五年、メイヌース(Maynooth)のカトリック神学校に対する政府助成金を一七九五年以来初めて増額するという法案(いわゆるメイヌース法案)をピール自身が提出したことによる。同法案は成立したが、このリベラルな方針をめぐっては、翌年の穀物法撤廃でピールを支持し、ピール派の一員として行動を共にしたゲラッドストンでさえ閣僚を辞任するほど拒絶反応が強く、与党内の意見も二分してしまった(Garnett 2023: 39-40)。

提案者のピールからすれば、アイルランド相時代(一八二一―一八三一年)の経験から、「保守的アイルランド統治メソッド」なるものを長年探究した集大成こそ、このメイヌース法案であった。これによって、連合王国やアイルラン

ド国教会などの存在を揺るがすことなく、さらには国王と国教会の教義を根強く信奉する彼の支持者とも対立せず、しかもアイルランド側への正当な取り扱いまで実現できる (Stewart 1978 : 190) と彼は信じていたからである。したがってメイヌース法案もまた、アイルランド問題や宗教問題に関するリベラル・トーリー主義の表れと見るべきであろう。

ところが、これまでさんざんピールに煮え湯を飲まされてきた反対派 (特に極右派)、とりわけプロテスタントに拘る福音主義的低教会 (evangelical Low Church) 派のトーリー党議員からすれば、これは断じて許しがたい政策だったであろう。ちなみにメイヌース法案の採決における与党議員の内訳は賛成一四八人、反対一四九人 (ibid. : 193) だったとされる。

このように第二次内閣において、首相ピールは党内対立を激化させた。その要因の一つに、「リーダー」ピールのリベラル・トーリー主義路線に対する、さまざまな立場の「フォロワー」による積年の反感があったことは間違いない。そしてその影響は、翌年の穀物法撤廃をめぐる党内完全分裂↓撤廃反対派による事実上の「新党」結成へとつながっていく。

こうして見てみると、最初の本格的保守党政権とされる第二次ピール内閣時代の「保守党」といっても、実は、ピールの「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」で一枚岩に固まった議員集団ではなかったことがわかる。その実態はやはり従来どおりさまざまなトーリー主義者の「寄せ集め」でしかなく、むしろその第二次政権も久々の安定多数議席に支えられていたから持続可能だったともいえる。

それゆえ、「保守党」という呼称の漸進的使用や、首相ピールとその一部議員 (閣僚) による「リベラル・ト

リー主義プラスホイッグ的要素」志向のみで、それを最初の本格的「保守党（保守主義者）」政権とする従来の捉え方は一部修正する必要がある。加えて、この第二次ピール内閣期においても、特に集団・組織面では、ウェリントン時代以前からの連続性は完全に消滅していない。したがって、「ピールの強力な指導の下再編成され」（中村 1986: 113-114）、路線においても一致団結した最初の本格的保守党政権という印象を与えがちなこの捉え方は、誤解を招きやすく、より慎重でなければならないと思われるのである。

三、穀物法撤廃をめぐる党内分裂とその政治史的意義

穀物法 (Corn Laws) とは、自国農業保護を目的に外国産穀物の輸入などに制限を加える保護（貿易）主義的内容の法律である。イギリスでは中世以来類似の法律が存在していたが、一八四六年に撤廃の対象となった穀物法は、当時のトーリー党政権（リヴァプール内閣）によつて一八一五年に制定された法律であつた。⁷

トーリー主義者としての立場から、ピールも当初はこの法律を支持しており、次期総選挙関連の公約でも撤廃はしないと約束していた。にもかかわらず、首相のピールはなぜ、この期に及んで——結局自分の（第二次）内閣崩壊と与党内完全分裂（脱党や新党結成）に至つてしまう——穀物法撤廃を決断したのであろうか。

(1) 穀物法撤廃をめぐる党内対立・分裂の構図と意義

通説では、イングランドで穀物が不作だったことに加え、アイルランドにおいても主食のジャガイモが凶作となつ

たため現地の飢饉が深刻化していた点が強調される。そこでピールは為政者としての責務から同法の撤廃に踏み切ったというのである。前述のように、ピール自身既に自由貿易路線という「リベラル・トーリー主義」的政策を実施していたので、この決断については特に驚くほどの変節とは言い難い。

とはいえ、ピールのこの決断と提案は、トーリー党時代から「党是」とされてきた農業保護路線を棄てて自由貿易路線に転換すること、換言すればこれまでの「農業重視」策を事実上放棄し、自由主義的な「商工業重視」策を党として正式採用することを意味していた。同時にこの決断は、「リベラル・トーリー主義者」が岩盤支持層を敵に回しても支持基盤拡大を狙った戦略と見ることもできよう。

撤廃に際し、ピールは一人（後述）を除く「閣僚ほとんど全員」の了解を取りつけていたとされる。しかしながら、どういうわけか、「党全体」の合意を得ようとした形跡は一切見られない。また、穀物法の撤廃も飢饉対策としてさほど有効ではなかったとの見方もある。いずれにせよ、一八四六年に議会で成立した穀物法撤廃法案は、法改正ではあるが、首相であり自由主義的トーリー主義者でもあるピール「個人のイニシアチブ」によるものであった。

穀物法撤廃が提案されると、その是非ないし賛否をめぐる党議員の意見は文字どおり真二つに割れた。そして周知のように、ピールら党幹部議員を中心とする「賛成派」（自由貿易派・改革志向派）は、いわゆる「ピール派」という形で、「トーリー」でもなければ「ホイッグ」でもない「第三党」的存在として一八五〇年代まで存続した。その後ホイッグ党や急進派（Radicals）などと一緒に「自由党」を名乗るようになる。一方「反対派」（保護貿易派・現状維持派）は脱党せずそのまま「残留」することになるが、議員集団という見地から見た場合、既述のようにこの「残留組」（the rump）こそ事実上の「新党」であり、また現保守党の直接的ルーツであることも間違いない。その意味で

一八四六年という年と穀物法撤廃をめぐる党内対立・分裂は、実質上現在まで続く議員集団・保守党のスタートラインとして評価し直すべき (Blake 1988 : 58-59、邦訳 1979 : 74-76) といえよう。

スチュアートによると、穀物法の撤廃にあたってピールを支持した保守党議員は一一九人だった (Stewart 1978 : 215)。一八四一年に当選したトーリー党議員を二六八人と考えれば、ピールの方針に反対したのは残り三分の二強の二四九人程度となる。したがって、リーダーの方針を支持した側が党内「少数派」ということになる。いくつかの先行研究からスチュアートは、当時の庶民院議員でもビジネス階級や製造業階級出身議員は撤廃に賛成する傾向が強く、逆に地主階級出身議員は撤廃に反対する傾向が見られた (ibid.) としているが、議員の投票方向に関しては概ね一般の認識どおりといえるだろう。

さらに深く掘り下げていくと、たとえば第二読会⁽⁸⁾で既述のメイヌース法案に賛成票を投じた保守党議員——自由主義的トーリー主義者と推察される——一五九人中、一八四六年の穀物法撤廃に関する第三読会で撤廃に賛成したのは八二人 (ピールに近い自由主義的トーリー主義者)、反対したのが五九人であった。一方、第二読会でメイヌース法案に反対票を投じた保守党議員一四七人中、同じく穀物法撤廃に関する第三読会で撤廃に賛成したのが一九人、反対したのが一一一人となっている (Blake 1988 : 53、邦訳 1979 : 67)。

ここからわかるのは、争点その他の事情によって、議員一人ひとりの投票方向もその都度変化するとはいえ、「自由主義的トーリー主義者」と「それ以外のトーリー主義者」との間で投票方向に違いが見られたという点である。また、メイヌース法案と穀物法撤廃法案の投票方向を比較した場合、「宗教問題」の前者よりも「経済社会問題」——換言すれば、自分の支持基盤や選挙結果に直結しやすい争点——の後者に強く拘ってピール (首相) に反発する議員

が多かったということもわかってきた。したがって、穀物法撤廃をめぐる党内対立や分裂の構図は、単なる穀物法撤廃という「一争点」のみに求めるのではなく、少なくとも第二次ピール内閣が成立した当初、あるいはそのはるか以前から党内に蟠っていた、主導権争いに伴う「しこり」の延長線上で理解しなければならない。

勝ち取った「穀物法撤廃」と引き換えに、第二次ピール内閣は一八四六年六月末に総辞職した。そして事実上、脱党した「ピール派」は、その後独自にホイッグ党内閣の支援などを続け、一八五〇年のピール死去後はホイッグ党内閣と連立を組むなどした。その結果、ピール派の人材・政策・組織も、ほぼそのまま「自由党」⁽⁹⁾に吸収・再編されていくことになる。

一方穀物法撤廃反対派（残留組）は、ピールらの脱党によって事実上の「新党」、すなわち後日「保守党」と称する新議員集団として文字どおり一から出直すことになったのである。

いずれにしても、穀物法撤廃論争でピークに達した党内対立・分裂劇から読み取れるのは、「穀物法の維持こそ現状の社会秩序の維持に不可欠」とする立場（撤廃反対派）と「時代遅れとなった同法の撤廃こそ急進主義勢力の攻撃から秩序を護るうえで最善の手段」とする立場（撤廃賛成派）との——実は今日まで続く——保守党史上絶えることのない対立の存在（Blake 1988 : 57-58、邦訳 1979 : 74）である。その意味でも穀物法撤廃は、トリー主義をベースとしたイギリス保守主義のあり方をめぐる「党内主導権争いの基本形」を提供したといえるかもしれない。

最後に、この穀物法撤廃反対派がどのように「新党」（現在の保守党）としてまとまっていったのか、その中心人物三名にスポットを当てて若干解明してみることになろう。

(2) 穀物法撤廃反対派による「新」保守党の形成

穀物法撤廃の是非をめぐってピールの政府与党は真二つに引き裂かれた。しかしながら、そのおかげで残留組（反対派）は、（かつては身内からの批判も多かった）ピール的「リベラル・トーリー主義」路線に代わり、「ウルトラ」「ラディカル」も含めたトーリー主義の共通路線、すなわち穀物法撤廃反対の根底にあった「保護貿易主義」の下に結集することができたのである。振り返ってみれば、トーリー主義者がこのような一つのパーティ・ラインでまとまるのは、第一次選挙法改正に反対して敗れた一八三二年以来といえる。穀物法撤廃をめぐる党内対立と分裂は、皮肉にも、「保護貿易主義」という——当時の国民世論からすれば、守旧的で時代錯誤的だったかもしれないが——身内の議員同士であればきわめて団結しやすく、しかもわかりやすい「旗印」を残留組（新保守党）にもたらしたといつてよい。

さて、先述したように、第二次ピール内閣で穀物法撤廃方針にただ一人異を唱え閣僚を辞任した人物が居た。タムワース宣言以後、ピールのリベラル・トーリー主義を受け容れてホイッグ党からピール陣営に加わっていたエドワード・G・スタンリー（Edward George Geoffrey Smith Stanley）、のちに首相を務める第一四代ダービー伯（14th Earl of Derby）である。このスタンリーがいわば黒幕となり、それをディズレーリが補佐し、そしてスタンリーと一緒にピール陣営に加わっていた元ホイッグ党のジョージ・ベンティンク卿（Lord George Bentinck）が指導し実現したのが、穀物法撤廃をめぐる反ピール運動そして党内造反であった（*ibid.*: 54）。家系的にホイッグ主義と縁の深いスタンリー（Hawkins 2007: 14）が、今度は右派系新保守党議員集団の貴族院指導者（一八四六～六八年）を務めることになったのである。そのホイッグ主義の「子分」ともいえるベンティンクを庶民院指導者（一八四六～四七年）に、そしてラディカル・トーリー主義者としての経歴をもつディズレーリを加えた、この奇妙な取り合わせの「三人」を事実上の指導

者とする「保護貿易主義者党」(the Protectionist party)が、既述のとおり、現在まで続くイギリス保守党の誕生に直接結びつくこととなった。

結果的に新党結成となった当時の経緯については、当事者の一人ディズレーリが一八五二年頃刊行したペンティンク伝『ジョージ・ベンティンク卿』に描かれている。当事者による数少ない貴重な証言なので、少々長くなるが以下のとおり引用することにした。

「……しかしリーダー不在の野党、組織の不完全な野党、いかなる規律ももたない野党というのは、まったくいいほど存在感に乏しく、たいしたことは約束できない。それでも意識して動こうとする人たちは居た。〔中略〕当時、the Manchester confederationの動きに対抗し農業保護を訴える目的でつくられたa metropolitan societyなるものが設立されていて、その議長をリッチモンド公が務めておられた。このa metropolitan societyは、全国に散らばっているthe local protection societiesと連絡を取り合っており、旧保守党議員の奉仕に関する拘りは期待された以上に少なかったが、それにもかかわらず、多くの州選挙区選出議員たちがこのソサイエティのメンバーに名前を連ねてくれて、しかもそのなかでも最優秀な一握りの人たちがその運営にも積極的に関わってくれていたのである。そうして彼らは、ほぼ同じ人数の最有力な小作農民たちのアシストを受けるようになった。こうした目下の状況下において、the protection societyの評議会は、最速かつ最適な手段でその意見を集約し、行動を方式化する役割を担い、そしてその結果、彼らの目的に共鳴する議員を全員招待しようという決議がその運営責任者の間でなされたのである。〔中略〕政党オルガナイザーの一人としてこのリクエストに応じた結果、公の世界に初登場することになったのが

ジョージ・ベントインク卿だった。……」(Disraeli 1852=1969: 77-78)

このディズレーリの描写に従うと、新しい保守党の出発時には、自由貿易系マンチェスター・コンフェデレーションへの対抗意識に加え、農業保護や農民に対する共鳴、州選挙区、すなわち地方農村部選挙区選出議員たちの関与があつたことなどが読み取れる。ここからわかるように一八四六年直後の一議員集団としての「新」保守党の幕開けには、トーリー主義全体、とりわけ極右派トーリー主義者に馴染み深い「農業保護主義・保護貿易主義」が、パーティ・ラインの主軸として大きな役割を果たしていたといえよう。

とはいえ、この新党の事実上のリーダーであるスタンリーの「目的」は、地主階級の優位性継続と君主制の維持(Garnett 2023: 43)に加え、男子普通選挙実現に象徴されるラディカル・デモクラシーの進展を阻止する防波堤となるような力強く幅広い議員集団を構築し維持することにあつた(Stewart 1978: 230)。そのためには、ピールのトーリー党(旧保守党)のように二度と分裂してはならない。それゆえ、党としての一体性を確保するうえで、感情面から見ても比較的有效な役割を果たしてきた現実的「手段」ないし「方策」こそ、「農業保護」であり、また伝統的^クお家芸^クの「好戦的プロテストスタンティズム(反カトリック感情)」だつたと考えられる。ピール派との和解・再統一が事実上難しくなっていくなかで、スタンリーが喜んで依拠するようになった路線・立場がこれら二つであつた(ibid.: 230)。

ちなみに、事実上の新党ともいえる残留組、すなわち保護貿易主義者たちは党の新名称をどうするかについても議論している。「保守党」という名称がピールを連想させるとの意見もあつたため、新党名の候補として、先述の「保

護貿易主義者党」や「地方党」(the Country party)なども検討されていた (Jennings 1961 : 59-60)。

しかし結局、元のまま「保守党」という名称を引き継ぐことで最終合意を見た。ブレークの記述に従えば、以下のとおりとなる。「既定の名称 (the established name) をベリスフォード (William Beresford) が選んだのはよい選択であった。一八四七年一月二日、支持者たちに配布する回覧状の件で彼はスタンリーに書簡を送り、その追伸で次のように述べている。『保護貿易主義者党または地方党を敬遠するすべての人にも門戸を開放しているので、保守党とするのが最善の方策と考えました』と」 (Blake 1988 : 80、邦訳 1979 : 79-80、一部改変)。

その後、「集団・組織として分裂した一八四六年」から「党として保護貿易主義を正式に放棄する一八五二年総選挙」までの間、「院内基盤拡大のためピールら自由貿易主義者 (ピール派) との和解・再統一を模索するようになったスタンリーの新路線 (ある意味、ピール流リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素路線への接近ないし復帰)」と、「それを断固拒否したベンティンクの従来型路線」との内部対立に、新保守党は再び悩まされるようになる。しかし皮肉にも一八五二年以降のスタンリー保守党は、ディズレーリのサポートを得ながら、かつてのピールと同じ路線を歩んでいき、一九世紀後半以降今日まで、イギリス二大政党の一翼 (右派系) を担い続けることが可能となった。

一方ピール死去 (一八五〇年) 後のピール派は、一八五二年に成立した第一次ダービー保守党内閣への参加を拒絶し、逆にホイッグ党との連合 (自由党の結成) に加わるようになっていった。したがってそれ以降、‘the Conservative Tradition’の旗振り役はもはやピール派ではなく、スタンリー (ダービー) らが率いる旧穀物法撤廃反対派 (新保守党) が担うしかない状況となったのである (Stewart 1978 : 223)。

その意味で、とりわけパーティ・ラインという視点で見えてみると、一八四六年を節目とするこの時期 (一八四六―

五二年)に、右派陣営ではリベラル・トーリー主義を軸としたピール路線への反発・反動がみられた。そこには、極右派のウルトラ・トーリー主義路線への(後から見れば)一時的回帰ともいえる動きが伴っていた。

ただしそれは、イギリス近代保守主義の一構成要素となる「トーリー主義」のあり方・路線をめぐる、あくまで同じトーリー主義を構成する下位要素間での主導権争いであり、その結果に伴う変化であった点に留意する必要がある。一般的にはピール的保守主義(表2を参照)とされる路線も、既述のとおりその内実は従来の「リベラル・トーリー主義」に「ホイッグ的要素」をプラスしたものでしかなかった。加えて、ピールに反発するさまざまな別のトーリー主義者も——むしろこちらの側が人数的にも圧倒的に——健在であったため、リーダーのピール自身、その党内影響力を無視できず脱党したと考えられるからである。

四、おわりに

通例‘first Conservative government’として位置づけられる第二次ピール内閣には、幅広く包摂性を伴う「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」が確かに見られ、当時からそう認識されることもあった。また、一般的にはこれが「保守主義(のあり方)」とされ、ピール以前の「(狭くて頑固な)トーリー主義」と区別されてきた。

しかし、そうした捉え方は、ピールというリーダー個人にのみ注目した一面的な理解といわざるを得ない。一つの議員集団として見た場合、トーリー党といってもその実体はさまざまなトーリー主義(者)の複合体だったからである。さらに、一八四六年の党内対立と分裂に伴う集団・組織面での過去との断絶、そしてスタンリーらによる再出発

もしくは出直しという事実を考慮するのであれば、第二次ピール内閣は、むしろ‘last (liberal) Tory government’⁹と位置づけ直し、再評価すべきではないだろうか。

また、穀物法撤廃をめぐる政府与党集団の分裂とその影響から見た場合、保守党の真の出発点についても、通説の一八三〇～四〇年代前半・ピール時代^⑩ではなく一八四六年以降のスタンリー時代に求めるべきで、——その名称や政策が何であれ——議員集団としての「断絶」を経たうえでの「再出発」という事実から見ると、より相応しいのではないかと思われる。

一八三〇年代以降徐々に「保守党」と称するようになったトーリー党「議員集団」の主たるパーティ・ラインは、一八四六年を境に、ピールの従来型「リベラル・トーリー主義」路線からスタンリーら残留組・穀物法撤廃反対派の「保護貿易主義路線」に（一時的にせよ）変化した。この点からすれば、スタンリーとベンティンクが率いることになった新保守党は——ピール批判を利用した党内団結の必要性から——リベラル・トーリー主義を軸とする従来型路線の一時的放棄を、見方を変えれば、やや時代遅れで復古的な農業保護路線への一時的回帰を余儀なくされたと考えてよい。

というのも、紙幅の都合で詳述できなかったが、先述したように一八四六年の分裂以降、一八五二年から一八七四年にかけてスタンリーとデイズレーリが実現した保守党の復活とそれ以降の発展は、一八四六年から一八五二年まで党として一時的にせよ公式採用した保護貿易主義路線を放棄していくプロセスだったからである。換言すればそれは、総選挙に勝利し政権を獲得・維持する必要性からピール流「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」——その象徴が一八六七年のいわゆる第二次選挙法改正実現といえる——へ再び戻っていくプロセスでもあった。

いずれにせよ、保守党が一八四六年に分裂し過去と断絶した後、再出発のため、ウルトラ・トーリー主義をはじめとするトーリー主義の「共通基本原理」ともいべき「保護貿易主義」に基づかざるを得なかったのは皮肉といわざるを得ない。一八四六年以後一時的にせよスタンリー新保守党の立脚点となった「保護貿易主義」と、それを主な構成要素とする「ウルトラ・トーリー主義」との間には、不本意な「改革」(第一次選挙法改正と穀物法撤廃)がなされた後、「改革」に反対し敗れた側がとりあえず結集できる「磁石」のような役割を果たしたという意味で共通点が見出せる。ただし、前者が「ピール脱党直後の新保守党内で統一的主導権を握ったいわば『党内優位パーティ・ライン』」であるのに対し、後者は「ピール時代までのトーリー党内で併存・競合し、とりわけリベラル・トーリー主義との党内主導権争いを繰り広げほぼ敗れつつある『時代的には斜陽の路線・立場』」だったという点で、両者には明確な違いもあったといえるだろう。

もともと、このように論ずることによって、保守党や保守主義の発展にピールが果たした大きな役割が否定されるわけではない。スタンリーもディズレーリも結局ピールの路線を再採用したからこそ、今日まで保守党が存続してきたといえるからである。おそらくタムワース宣言の斬新さやその内容面に従来の研究者が注目しすぎたため、本質的には「自由主義的トーリー主義者プラスα」的存在でしかないピールを「初代保守党党首」とする評価が独り歩きしていったとも考えられる。

紙幅の関係上、本稿ではこの点についての詳細な検討ができなかった。また、スタンリーの新保守党がピールの路線に戻っていくプロセスに関する考察も残されており、今後の研究課題としたい。

(1) 一八三二～四一年に実施された各総選挙の党派別獲得議席数は以下のとおり (定数六五八)

ホイッグなどのちの自由党

一八三二

四七九

一七九

一八三五

三八三

二七五

一八三七

三四九

三〇九

一八四一

二九〇

三六八

トーリーなどのちの保守党

この時代のイギリス総選挙結果は資料によってその詳細が異なっているため、本稿では Chris Cook and Brendan Keith, *British Historical Facts 1830-1900*, (London and Basingstoke: Macmillan) 1984 (rep.), pp. 138-139を参考にした。

(2) 周知のように第一次選挙法改正は、一八三〇年に成立したホイッグ党主体のグレー (Charles Grey) 内閣主導で一八三二年に実現した議会改革である。この改革によって都市部の産業資本家など中産階級上層部にまで初めて選挙権が認められ、またそれ以後の一連の選挙権拡大の「突破口」にもなったため、結果的に今日では「第一次」選挙法改正と称されるようになった。

とはいえ、有権者数はこの改革を通じて一六万人から九五万人程度まで増えたにすぎず、財産資格制限も依然残されていたので、今日的意味での「民主化」にはほど遠い内容であった。

(3) 本稿では便宜上「トーリー党」「ホイッグ党」という言葉を用いたが、そういう名称の「政党」(parties)があったわけではない。第一次選挙法改正が実現するまでは「小ピット派」(Pittite)、「フォックス派」(Foxite)と呼ばれるのが当時は一般的だった。したがって、その実態は有力政治家個人とその同僚議員による「徒党」(factions)でしかなかった (Blake 1988: 9、邦訳 1979: 21、中村 1986: 112ほか)とされている。

そして一八三〇年以降、主要争点をめぐる論争とそれぞれの政治的スタンスや同盟協力関係などから、現状維持派が「トーリー」、穏健な改革志向派は「ホイッグ」と認識され、徐々に系列化していくようになった。

(4) タムワース宣言 (一八三四年) は、総選挙直前に第一次ピール内閣で公認され、「首相」としての立場でピールが行った

全有権者向け所信表明演説である。加えて、今日的総選挙マニフェスト (manifesto) の起源としても位置づけられている。さらに、最新のイギリス保守党史研究においても同宣言は、新しい穏健な保守主義や近代保守党の founding document として評価されることが多い (Gaunt 2023 : 3, Garnett 2023 : 36)。

タムワース宣言の分析や政治史的意義については、さしあたり渡辺容一郎『現代ヨーロッパの政治』北樹出版、二〇〇七年を参照されたい。

(5) この点について、本文で引用したピール研究家のゴーンツは、(庶民院トリー党指導者)ピールと同時期の一八二八年から一八四六年にかけて貴族院トリー党議員を指導したウェリントン公爵を「初代保守党党首」とする見方もあることを、その注釈で紹介している (Cf. Gaunt 2015)。

(6) 当時の国王チャールズ二世 (Charles II) の王位継承有力候補者である実弟、のちのジェームズ二世 (James II) がカトリック教徒であったことから、彼を王位継承候補から排除するため一六七九年に「王位継承排除法案」(Exclusion Bill) が議会に提出された。

同法案を提出し、これに賛成した議員たちは初期の商業ブルジョアや非国教徒 (清教徒) などから支持されたが、いわば国王批判派だったため、今日という野党的な「地方党」(country party)、それに対しジェントリ層や国教徒たちの支持を集めた法案反対派議員は国王側ということもできるので与党的な「宮廷党」(court party) という形で、それぞれ区分されている。

実は両派とも、過去の経験から、反動的で「血生臭い」専制君主のイメージが強い旧教徒国王には——程度の差こそあれ——概ね反対の立場であった。しかし後者の宮廷党は、臣下の議員が王位継承問題という国王大権に介入するのはいかなものかという「国王大権尊重派」でもあったことから、一部を除けば消極的に旧教徒の王弟を支持したにすぎなかったと見られている。

こうした状況下で国王は解散総選挙を断行し、この問題を有権者 (世論) に訴えたが、全体的な国民世論は地方党に味方した。この結果に不満の国王は、国王大権に基づき総選挙後の新議會を招集しないことにした。総選挙に勝利を収めた地方党議員側は新議會招集を国王に「請願」したので「請願者」(Petitioners) と呼ばれ、これに反発した宮廷党議員側は、それは国

王大権への干渉行為でありこれを「嫌悪」すると主張したので「嫌悪者」(Abhorers)と呼ばれるようになった。そしてその後、請願者側は嫌悪者側を「トーリー」、嫌悪者側は請願者側を「ホイッグ」と呼んで、互いに罵倒し合うことになった(渡邊 2022: 144-145などを参照)。

ちなみに「トーリー」とは無法者や強盗という意味のアイルランド語 *toraidhe* に由来し、「ホイッグ」はスコットランドの言葉で牛追いを意味する *whiggamore* の短縮形で、転じて感激反乱分子を意味する言葉になった(松村・富田編 2000: 749、812-813) といわれている。

(7) 一八一五年に穀物法が制定された政治的背景の一つに、トーリー党を支持する地主貴族や農業関係者などの圧力があつたとされている。

フランス革命(一七八九〜九九年)に伴う対仏戦争やナポレオン戦争の影響を受けたイギリスでは、大陸産穀物の輸入困難に伴う穀物不足のせいで穀物価格が急騰し、「生産者」側の地主貴族や農業関係者がかなり潤った。ところが戦争の終結に伴い安価な外国産穀物が輸入されるようになると、穀物価格が下がる恐れも生じてきた。そのため、彼らがトーリー党議員に働きかけて成立せしめたのがこの穀物法だったのである。

同法は予想以上の効果をあげなかったため、のちに穀物価格の上下に応じて輸入関税を増減させるスライド制が導入された。その結果、穀物価格が高いまま据え置かれ、パンの値段も下がらなかったことから、都市部の商工業者や労働者を主体とする「消費者」層は大いに苦しんだ。

そこで、一八三九年には産業資本家層を中心に、自由貿易論者で政治家のコブデン(Richard Cobden)や実業家のブライト(John Bright)らがマンチェスターで穀物法反対同盟(the Anti-Corn Law League)を結成し、穀物法撤廃運動を展開する運びとなった(松村・富田編 2000: 170)。

このように一八一五年穀物法をめぐる論争は、地方の地主貴族や農業関係者を主体とする国内生産者側(主にトーリー)と、都市部の商工業者や労働者を中心とする国内消費者側(主にホイッグ)との地域対立・階級対立であつたと同時に、経済的争点をめぐる党派対立の様相も呈していたといえる。

(8) いわゆる「本会議中心主義」のイギリスで採用されている議案審議手続きは、「読会制」(reading)と呼ばれている。これは議会慣習によるものとされ、「第一読会(法案議事日程への上程の可否を決する) ↓ 第二読会(委員会の審議報告に関して審議を行う) ↓ 第三読会(最終的な可否を決する)」という三段階プロセスの三読会制が今日では定着している。

(9) 「ホイッグ党」が「自由党」と呼ばれるようになった時期についても諸説あるが、この点については拙稿「トリー党と保守党―近代イギリス保守党史の一考察―」(『政経研究』第六〇巻 第三・四号、日本大学法学会、二〇二三年一二月) 二六頁の註(7)を参照されたい。

(10) この点については、たとえば北岡勲『西洋政治史』財経詳報社、一九七九年、一一八頁でも「こうして、一八三二年に行われた選挙法改正や総選挙を契機として、自由党、保守党の二大政党が結成された。そして二大政党による議会政治が発展してゆくことになった。」と説明されているが、本稿での考察を踏まえると必ずしも正確ではなく、疑問の余地があるといわざるを得ない。

主要参考文献

- Bale, Tim. 2016 (second edition). *The Conservative Party from Thatcher to Cameron*, Cambridge: Polity Press.
- Birch, Nigel. n.d. *The Conservative Party*, London: Collins.
- Blake, Robert. 1988 (second impression). *The Conservative Party from Peel to Thatcher*, London: Fontana Press.
- Cecil, Hugh. 1912. *Conservatism*, London: Williams and Norgate.
- Cook, Chris and Brendan Keith. 1984 (rep.). *British Historical Facts 1830-1900*, London and Basingstoke: Macmillan.
- Disraeli, Benjamin. 1969 (London: Colburn 1852). *Lord George Bentinck: A Political Biography*, second edition, Farnborough: Gregg International.
- Gaunt, Richard A. 2015. "Chapter4 Sir Robert Peel", in Clarke, Charles, Toby S. James, Tim Bale and Patrick Diamond (eds.).

- British Conservative Leaders*, London: Biteback Publishing.
- Gaunt, Richard A. 2023. *Sir Robert Peel — Contemporary Perspectives, vol. II The New Conservatism, 1830-1845*, Abingdon: Routledge.
- Garnett, Mark. 2023. *Conservatism*, Newcastle upon Tyne: Agenda publishing.
- Hawkins, Angus. 2007. *The Forgotten Prime Minister — The 14th Earl of Derby, volume I Ascent: 1799-1851*, Oxford: Oxford University Press.
- Jennings, Ivor. 1961. *Party Politics, vol. II The Growth of Parties*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jones, Emily. 2017. *Edmund Burke and the Invention of Modern Conservatism, 1830-1914*
— *An Intellectual History*, Oxford: Oxford University.
- Leach, Robert. 2015 (third edition). *Political Ideology in Britain*, London: Palgrave.
- Memoirs by The Right Honourable Sir Robert Peel*,
published by the Trustees of his papers, Lord Mahon (now Earl Stanhope) and The Right
Hon. Edward Cardwell, M. P., Part II. — The New Government, 1834-5
(London: John Murray) 1858, in *Robert Peel, Memoirs*, Biblio Life.
- Norton, Philip. 2008. “The Future of the Conservatism.” *The Political Quarterly*, 79-3.
- Sir Robert Peel from his private papers*,
edited for his trustees by Charles Stuart Parker with a chapter on his life and character by his grandson, the Hon. G. Peel
vol. II vol. III (New York: Kraus Reprint) 1970. Originally published: London: J. Murray 1899.
- Stuart, Robert. 1978. *The Foundation of the Conservative Party 1830-1867*, London: Longman.
- The Quarterly Review*, vol. XLII, published in January and March, 1830 (London: Palala Press).

北岡勲・1979.『西洋政治史』財経詳報社.

中村英勝・1986.『イギリス議会議会史〔新版〕』有斐閣.

松村赳・富田虎男編著・2000.『英米史辞典』研究社.

渡辺容一郎・2007.『現代ヨーロッパの政治』北樹出版.

渡辺容一郎・2010.『オポジションとヨーロッパ政治』北樹出版.

渡邊容一郎・2022.『西洋政治史』晃洋書房.

ヒュー・セシル著(栄田卓弘訳)・1979.『保守主義とは何か』早稲田大学出版部.

ロバート・ブレック著(早川崇訳)・1979.『英国保守党史』労働法令協会.

〔付記〕 本稿は、二〇二三年度日本政治学会研究大会報告論文(未定稿)を一部修正した内容である。学会当日は討論者をはじめ
会員諸氏から多くの貴重なコメントや情報をいただいた。記して感謝の意を表したい。

Two Handwritten Documents by Saint-Simon

KAWAMATA Hiroshi

There are two documents handwritten by Claude Henri de Saint-Simon. One (*sine loco, sine anno*) is owned by Kawamata, a business letter relating to Tattegrain and Danicourt. The former is Louis-Furcy Tattegrain (1732-1796), Mayor of Péronne in 1781, who was one of the 250 Representatives of the People in the Council of Ancients (cf., note 7). The latter is Charles-Marie Danicourt (1766-1837), who was a notary public in Somme. In addition to Tattegrain and Danicourt, various other individuals appear in this document. For example, Grégoire/ Gregoire, Roy, Goguet, Roux, Oueil, Epelay, Bapeaume, Redern, Duhazé, Vacquemoulin, Porquy, Duffay, La Valard Danicourt, Rihouët, Piet and Sandrin.

The other one (Paris, 25th February 1806) is owned by Nihon University College of Law Library, possibly an official document (*acte notarié* or *Notarial Deed*) relating to Rihouët. This document includes two stamps and two watermarks. The stamps are labeled “RÈP. FRA. 25. cen” and “ADM. DES DOM. DE L’ENREG. ET DU TIMBRE REP · FRA ·”. The watermarks consists of “TIMBRE NATIONAL RF” and the paisley design. Both documents are interesting and useful for research on Saint-Simon.

図10 透かし模様転写図



サン＝シモンの自筆文書2通（川又）

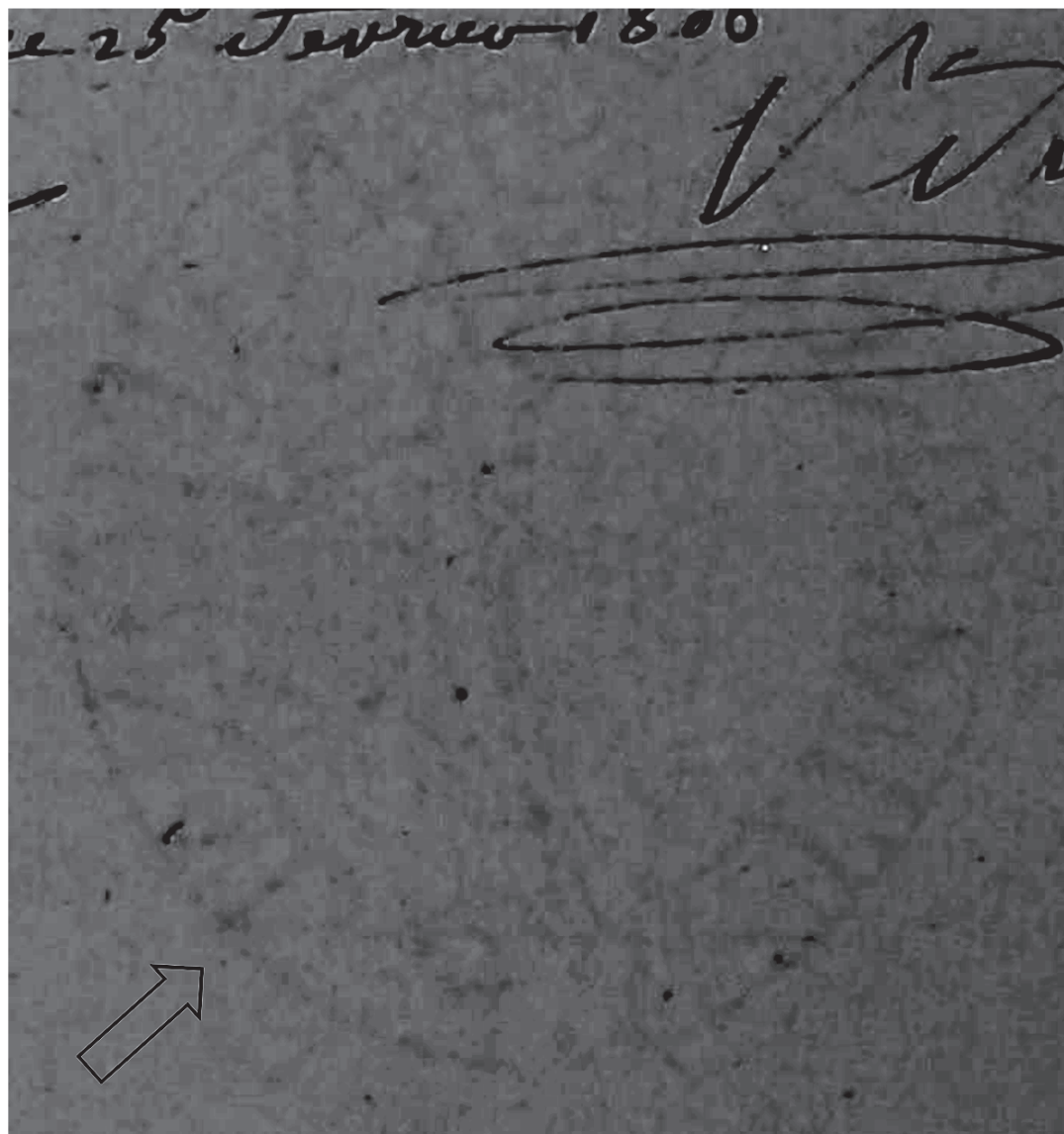


三五（三五）

図9 透かし模様 豊穰の角を持つマリアンヌと勾玉 (paisley)



図8 国印の透かし模様



サン＝シモンの自筆文書2通（川又）

三七（三七）

図7 刻印転写図



図6 用紙の下から光を当てて撮影した刻印拡大図



サン＝シモンの自筆文書2通（川又）

三九（三九）

図5 刻印拡大図



政経研究 第六十一卷第一・二号（二〇二四年九月）

四〇（四〇）

図4 黒インクを用いたスタンプ拡大図



サン＝シモンの自筆文書2通（川又）

四一（四一）

図3 S-S468 リウエに関連するサン＝シモン自筆文書

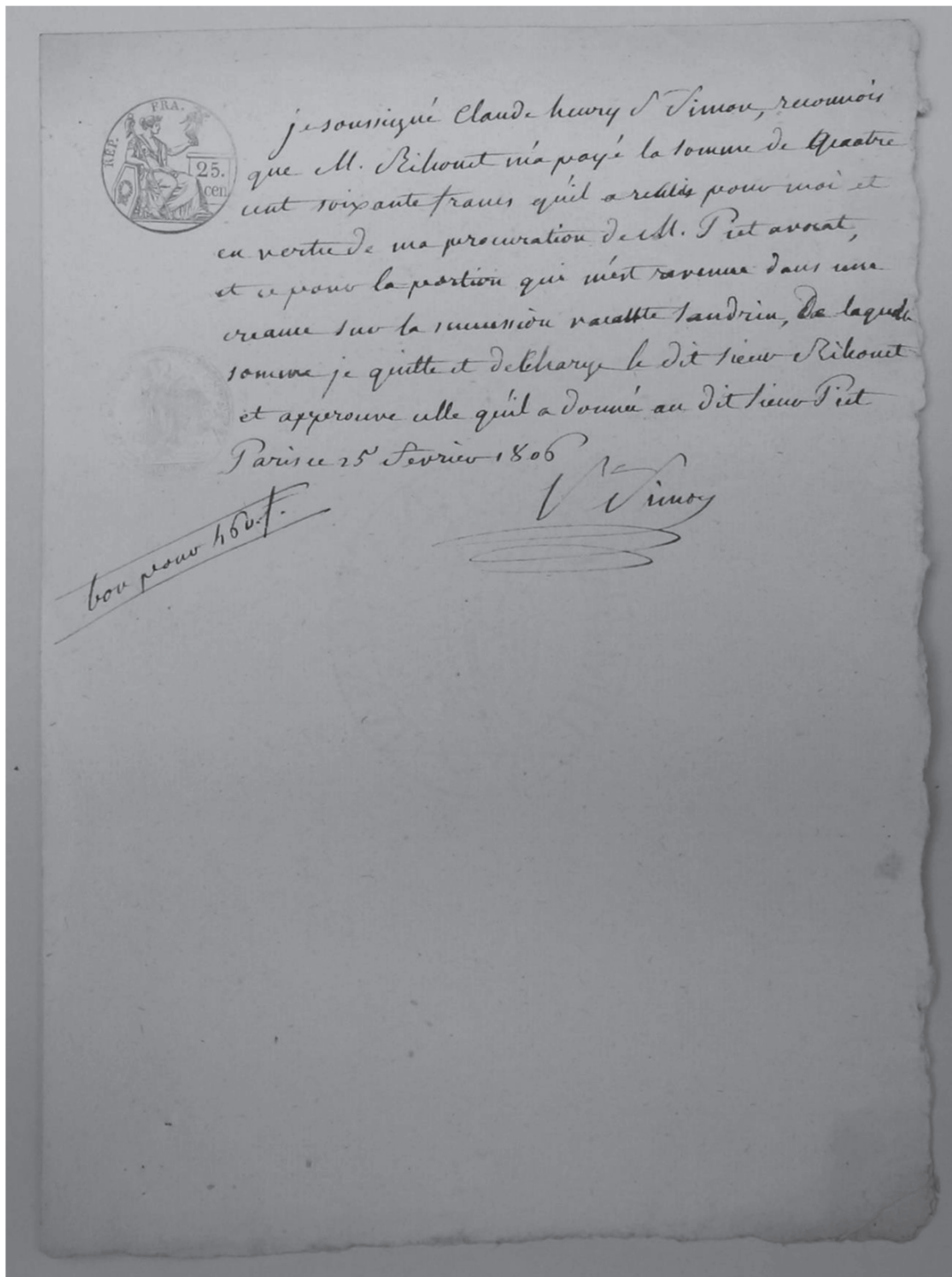


図2 ダニクール (Danicourt) に関連するサン = シモン自筆文書裏面

⑦
 Devenir je doi s'engager avec le Gouvernement un mandat
 d'après lequel il pourra le grain que j'ai livré à peine
 sur le pied de 18^{fr} le quintal je vous enverrai le dit mandat
 aussitôt qu'il sera fait ce traité pour avec le d'ancien
 au lieu du pied de 16^{fr} le quintal. Faites leur livrer
 le plus de grain possible quand ils en voudront par ce
 moyen ce pied sur lequel vous pouvez avoir d'air un
 reçu de 1^{er} pour ceux qui payent comptant

⑧
 Je vous envoie une quittance de paiement de l'impôt
 et vous m'enverrez moi j'en prie un de quittance pour
 vous donnera à vous et s'éclaircira pour justifier en
 ce paiement de la part de l'ancien état de qui la
 tutelle me refuse un duplicata et nous nous sera
 j'ai été interrompu à peine

⑨
 Puis que d'après la information que vous avez prise
 le 1^{er} de paray est prêt de l'achat de 1800^{fr} qu'on
 le vous faire d'après le compte comptant que vous
 devriez remettre à vous livraison de 100^{fr} de la part

⑩
 J'ai à d'ailleurs que pour par de j'en ai la 6³ème part
 opposée à leur justification et qu'on envoie leur
 qui est prouvée fait que l'un est en état par un tel état
 propriétaire

⑪
 J'ai à d'ailleurs de payer le plus possible la valeur de
 de l'achat de ce sera soit en grain soit en argent d'ici
 bien que j'ai d'ailleurs à l'achat de 183^{fr} de ce et un la
 d'un ancien quantant que cela soit absolument
 comptant que pour cela il faut faire le dit et
 nous enverrons à l'effet de payer la livraison

⑫
 J'ai à d'ailleurs que j'ai payé 3000^{fr} à peine pour
 l'achat de son de ce sera à peine que la quittance
 reçoit par ce dit vin et autre pour le d'apportant
 je ne pourrai la lui envoyer que d'ailleurs ce que j'ai
 sans doute par la part

⑬
 J'ai à d'ailleurs que par l'effort de la loi qu'on
 que parvient d'ici et que j'ai le pied de 18^{fr} en l'achat
 en l'achat

⑭
 J'attends par la certification de la loi de la loi de l'ancien
 et d'après cela prouve je pourrai la lettre de ce d'ici
 nous avons l'achat de 183^{fr}

56(144)-32(120)頁。

川又祐「日本大学図書館法学部分館サン＝シモン・コレクション——リトグラフ——」『法学紀要』65、2024年。93-138頁。

川又祐「日本大学図書館法学部分館サン＝シモン・コレクション——手稿類——」『政経研究』61（1・2）、2024年、掲載予定。

江島泰子「クロード＝アンリ・サン＝シモン『第二趣意書序文』および『百科全書の計画第二趣意書』の草稿——翻刻——」『桜門論叢』105、2021年。85-134頁。

森博『サン＝シモン著作集』全5巻、恒星社厚生閣、1987-1988年。

Grange, Juliette., Musso, Pierre., Régnier, Philippe., and Yonnet, Franck., *Henri Saint-Simon. Œuvres complètes*. Presses universitaires de France, Paris. 2012. 4 vols.

参考ウェブ

- ・日本大学図書館法学部分館所蔵サン＝シモン書簡一覧
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/index.html>
(閲覧日：2024年7月16日)
- ・スタンプと透かしのある公正証書 (Papiers Notariés Timbrés et Filigranes)
<http://bms-du-chatillonnais.e-monsite.com/pages/divers/papiers-notaries-timbres-et-filigranes.html>
(閲覧日：2024年7月16日)
- ・H 1802年から1805年までのサヴォア：フランス占領時代 (- H - La Savoie de 1802 à 1805 : l'occupation française)
<https://multicollec.net/4-savoie/fiscaux/h>
(閲覧日：2024年7月16日)

vendémiaire an IV, député de la Somme au Conseil des Anciens, par 240 voix (302 votants). Il siégea à peine un mois, vota cependant le rejet de la résolution relative au paiement de la contribution de l'an IV, et mourut quelques jours après.”

https://www.assemblee-nationale.fr/histoire/biographies/1789-1889/Tome_5/TARTE_TERME.pdf

（閲覧日：2024年7月16日）

サン＝シモンはペロンヌに住んでいたのも、タテグランと親交があったと思われる。

- （8） グランジュ他『サン＝シモン全集』第4巻の人名索引に“Vital-Roux”の項目がある（p.3425）。このルーと同一人物かは不明である。
- （9） グランジュ他『サン＝シモン全集』第4巻の人名索引に“Roy, Antoine, comte”の項目がある（p.3422）。
- （10） ダニクールに関しては、グランジュ他『サン＝シモン全集』第3巻、2673-2674頁を参照せよ。また、
<https://www.geneanet.org/fonds/individus/?go=1&nom=DANICOURT&pre nom=Marie&size=50>
のページもある。（閲覧日：2024年7月16日）
- （11） スペルが異なるものの、グランジュ他『サン＝シモン全集』第4巻には書籍商デュフェイ（Dufay）の記載がある（p.3325）。これがデュフェイ（Duffay）と同一人物かは不明である。
- （12） サン＝シモンは、自身の名前をここでは Henri ではなく Henry と書いている。
- （13） サン＝シモンは、人名の表記に頓着していなかったのかもしれない。リウエの表記にも Rihouet、Rihouët がある。
- （14） ガトーは、確認できていないがフランスの彫刻家ニコラ＝マリー・ガトー（Nicolas-Marie Gatteaux.1751-1832）と思われる。
- （15） これらのスタンプ、刻印、透かし模様については以下の2つを参照した。
<http://bms-du-chatillonnais.e-monsite.com/pages/divers/papiers-notaries-timbres-et-filigranes.html>
（閲覧日：2024年7月16日）
<https://multicollec.net/4-savoie/fiscaux/h>
（閲覧日：2024年7月16日）

参考文献

- 川又祐「サン＝シモンのペルゴー宛てとりウエ宛て自筆書簡」『日本法学』85（4）、2020年。510(1426)-492(1408)頁。
川又祐「サン＝シモンの自筆書簡3通」『政経研究』59（3・4）、2023年。

ア (Roy)、ゴグエ (Goguet)、ルー (Roux)、ウェイユ (Oueil)、エプレー (Epelay)、バポーム (Bapeaume)、レーデルン (Jean Frédéric Sigismond Ehrenreich Comte de Redern)、デュアゼ (Duhazé)、ワクムーラン (Vacquemoulin)、デュフェイ (Duffay)、ダニクール (La Valard Danicourt)、リウエ (Philippe François Bonaventure Rihouët)、弁護士ピエ (Piet)、サンドラン (Sandrin) など多くの名詞が登場する。この中には『サン＝シモン全集』第4巻末尾の人名索引に掲載されているものもあるが、今後の課題としてサン＝シモンとこれらの人物や事項との関りを明らかにすることが残されている。これは、サン＝シモンが書き残した文書類を収集・研究することで、彼の生涯を辿ることにもつながるのである。

注

- (1) 川又祐「サン＝シモンのペルゴー宛てとリウエ宛て自筆書簡」『日本法学』85(4)、2020年。510(1426)-492(1408)頁。
- (2) 川又祐「サン＝シモンの自筆書簡3通」『政経研究』59(3・4)、2023年。56(144)-32(120)頁。
- (3) 日本大学図書館法学部分館所蔵サン＝シモン書簡一覧
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/index.html>
 (閲覧日：2024年7月16日)
- (4) 江島泰子「クロード＝アンリ・サン＝シモン『第二趣意書序文』および『百科全書の計画第二趣意書』の草稿——翻刻——」『桜門論叢』105、2021年。85-134頁。
- (5) 川又祐「日本大学図書館法学部分館サン＝シモン・コレクション——手稿類——」『政経研究』61(1・2)、2024年。61-96頁。
- (6) 川又祐「日本大学図書館法学部分館サン＝シモン・コレクション——リトグラフ——」『法学紀要』65、2024年。93-138頁。
- (7) 原典(人名辞典、第5巻)は確認していないが、タテグランについてウェブ上に次の情報がある(第5巻、373頁)。

“Tattegrain (Louis-Furcy), député au Conseil des Anciens, né à Péronne (Somme) le 8 août 1732, mort le 5 novembre 1796, « fils de Charles-Louis Tattegrain, procureur, et d'Hélène Legrand », était avocat à l'éronne avant la Révolution. Maire de Péronne de 1781 à 1783, il devint procureur-général syndic du département (1790-1792), et fut élu, le 25

この文書は法的効力を有していると思われる。すなわち本文書は、正式な、公的な文書としての性格を持つ公正証書になるであろう。サン＝シモンは、自分の文字がこのスタンプと刻印に重ならないよう配慮しながら慎重に書いている。自身の署名は透かし模様に重なっているが、“bon pour 460 f”は透かし模様に重ならないように注意して斜めに書いている。しかしその一方で本文2行目の“quatre”、6行目の“vacante”と“de laquelle”、7行目“decharge”には、書き直した跡や縮めて書いた跡が見られ、およそゆっくりと丁寧に書かれた公文書とはいえないことも事実である。

リウエは、上述のタテグラン（Tattegrain）から始まるサン＝シモン自筆文書⑤でも言及されているレーデルンの代理人を務めていた人物である。1806年当時も、サン＝シモンとリウエは交渉があったことが分かる。

4 おわりに

タテグランに関連するサン＝シモン自筆文書表面に関して、これが1790年から1792年の間に書かれたものであるとの筆者の上述の推測が正しいとすると、この時期はサン＝シモンはレーデルンとともに投機を行い、経済的に成功していた時期に重なる（森、第1巻375頁）。

リウエに関するサン＝シモン自筆文書については、ナポレオン政権下の1806年2月25日の日付が書かれている。森の記述では、サン＝シモンは経済的に没落し、1805年末にはほとんど無一文になっていたという。1805年2月、サン＝シモンはレーデルンのパリ代理人リウエに手紙を送り、レーデルンからの資金援助を要請している。これに応えてレーデルンはサン＝シモンに数年間資金援助を行ったようである（森、第1巻386頁）。従ってこの460フランの支払いの背後には何らかのレーデルンの意向もあったのかもしれない。

今回紹介した文書には公証人グレゴワール（Grégoire/ Gregoire）、ロ

書の左上には図4の円形のスタンプ（証印）が押されている。このスタンプは、“RÈP. FRA. 25. cen” (Rèpublique Française. 25. centime) と書かれており、黒インクが使用されている (wet stamp, timbre humide. 大きさ、直径 28 mm)。そこにはマリアンヌあるいは自由の女神と思われる女性が描かれており、右手には杖（その先には帽子が掛かっている）を持ち、また握られた左手の上には、翼をもった天使が止まっている。このスタンプによって、フランス共和国の印紙税25サンチーム (centime) が納められたことが証明される (tax stamp)。

さらにその下にもう1つ、図5のような円形の刻印 (cold embossed stamp) が見られる (大きさ、直径 27 mm)。この刻印には “ADM. DES DOM. DE L'ENREG. ET DU TIMBRE REP · FRA · ” (Administration des Domaines de l'enregistrement et du timbre République Française) の文字が読める。これは、フランス共和国の登記と印紙税を管理する当局の刻印である。この刻印にも、顔やデザインは異なるものの、やはりマリアンヌと思われる女性が描かれており、右手には、一匹の蛇がからまっている杖が握られ、杖の先には見開かれた目を持つ太陽が描かれている。そして左手は、“DOMIAINES ROUEN” と読める旗状のものにそえられている。足元 (画面左下) にはガリアの雄鶏 (coq Gaulois) も見える。右下に置かれた法律書と思われる書籍の左には彫刻家 “GATTEAUX”⁽¹⁴⁾ の名前がある。図6は、用紙の下から光を当てて撮影した刻印画像である。図7は図5、図6の刻印の転写図である。

そしてサン＝シモンの署名の下には、図8の矢印のように、国印 (“TIMBRE NATIONAL RF”、国家スタンプ、フランス共和国) の楕円形の透かし模様がうっすらと見える (大きさ、長径70 mm×短径63 mm)。図9は、用紙を裏返した後、下から光を当てて撮影した画像である。図9から、この透かし模様には「豊穡の角」 (cornu copiae) を持つ女性が描かれている。また用紙の下部には勾玉 (paisley) の透かし模様も見える。そして図10は図9の転写図である。

これらのスタンプ、刻印、透かし模様⁽¹⁵⁾により、空位相続に関わる

本文書（図3参照）は、サン＝シモンが自分の姓名（クロード・アンリ・サン＝シモン、Claude Henry S^t Simon）⁽¹²⁾を記したうえで、リウエ（Philippe François Bonaventure Rihouet / Rihouët. 1755-1833）⁽¹³⁾から自分に460フランという金額が支払われたことを認めている文書である。この460フランは、サンドラン（Sandrin）の空位相続（la succession vacante）に関してリウエがサン＝シモンに代わって受領した金額であった。サン＝シモンとリウエの間には、サン＝シモンの代理人ピエ（Piet）弁護士が介在していることが分かる。最後の“bon pour 460 f”は、本文書が「460フランに対して有効」の意味に解せられる。これは、リウエがサン＝シモンに460フランを支払い済みであること、あるいはサン＝シモンが460フランを受領済みであることを表している。

翻刻

図4 je soussigné Claude Henry S^t Simon, reconnois
que M. Rihouet m’a payé la somme de quatre
cent soixante francs qu’il a ???[reçue?] pour moi et
en vertu de ma procuration de M. Piet avocat,
et ce pour la portion qui m’est revenue dans une
creance sur la succession vacante Sandrin, de laquelle

図5 somme je quitte et decharge le dit sieur Rihouet
et approuve celle qu’il a donnée au dit Sieur Piet
Paris ce 25 Fevrier 1806

S^t Simonbon pour 460 f.

この自筆文書は、おそらくは破り取られたと思われる1枚の用紙およそ上半分に書かれている（裏面は空白である）。6行目最後の“laquelle”が、余白が不足したために、縮めて書かれていることから、すでに破り取られていた用紙にサン＝シモンが書いたことが分かる。また本文

その詳細は不明である。

⑩は、ダニクールへの65ルイ送金に関する文章である。

⑪は、ダニクールに対して農場からの地代徴収を要請するとともに、デュフェイ（Duffay）⁽¹¹⁾には小麦の配送を急がせる文章である。

⑫は、サン＝シモンが母の強制借款の支払いのため、パリで5万リーヴルトゥルノワを支払ったことをダニクールに伝えるよう要請した文章である。支払いへの受領証明書を明日郵送することを伝えている。

⑬は、サン＝シモンが賃貸借契約に関するダニクールの考えに賛同する文章である。

⑭は、ヴァラル（Valard）の居住証明書とダニクールに関連する文章である。⑭は段落の区切りである横棒線は書かれていない。“sujet”の後に続く文章が別の用紙にあるのかは分からない。

3 リウエ（Rihouet）に関連するサン＝シモン自筆文書

表2におけるS-S468の書誌は次の通りである。

表5 S-S468 リウエに関連するサン＝シモン自筆文書の書誌

Title	[Notarized document, 1806 February 25, Paris] / S[ain]t. Simon
Author / Contributor	Claude Henry S ^t Simon
Created / Published	Paris
Year	le 25 Février 1806
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 25.2 × 18.3 cm.
Call Number	S-S 468 B0000640107T
Notes	Holograph Stamp : “RÈP. FRA. 25. cen” “ADM. DES DOM. DE L’ENREG. ET DU TIMBRE REP · FRA · ” Watermark : “TIMBRE NATIONAL RF” paisley

comptant que sans cela il Fasse livrer le bled en
recommandant a duffay de presser les livraisons

⑫

dites a danicourt que j'ai payé 50, 000^{lt} [livres tournois] a paris pour
l'emprunt Forcé de ma mere a paris que la quittance
n'ayant pas pu être visée ce matin par le departement
je ne pourrai la lui envoyer que demain ce que je Ferai
sans Faute par la poste.

⑬

dites a M. danicourt que vos reflexions sur le bail general
me paroissent Fort justes et que je les prie de se conduire en
consequence

⑭

n'oubliez pas le certificat de residance de la valard danicourt
s'est chargé de le procurer je joins ici la notte de ce dont
nous avons besoin a ce sujet.

⑦は、ペロンヌにおける政府との穀物売買契約について書かれている。サン＝シモンはペロンヌに居住しており、契約に関する条件を提示している。

⑧では、強制融資の支払い領収書を送ることとの引き換えに、ペロンヌで受け取る予定の領収書（原本）の返却をサン＝シモンは相手に求めている。サン＝シモンはパリで課税されたため、サン＝シモンは領収書の複写ではなく、原本が必要になっている。

⑨は、サン＝シモンによるポルギー材 (le bois de porguy) の販売に関する文章である。ポルギーは木材名あるいは地名の可能性もあるが、

remise de 1^{lt} pour ceux qui payeroient comptant

サン
＝
シ
モン
の
自
筆
文
書
2
通
(
川
又
)

⑧

je vous envoie ma quittance de payement de l'emprun
Forcé renvoyez moi je vous prie ici la quittance qu'on
vous donnera à Peronne en échange pour justifier ici
du payement Cela m'est necessaire attendu que la
tresorerie m'a refusés un duplicata et comme vous savez
j'ai été imposé à paris.

⑨

puisque d'après les informations que vous avez prises
le bois de porguy est porté a sa Valeur a 1800^{lt} [livres tournois] vendez
le mais tachèz d'avoir la somme comptant quand vous
deveriez consentir a une diminution de 100^{lt} ??? le prix

翻刻 [Sheet verso, right part. p.4]

⑩

dites a danicourt que sous peu de jours les 65 louis seront
expédié a leur destination et qu'une circonstance heureuse
qui s'est présentée Fait qu'il n'en coutera pas un sol aux
proprietaires

⑪

dites a danicourt de presser le plus possible la rentrée du
Fermage au de ma mere soit en grain soit en argent dites
lui que, il se determine a traiter a 33^{lt} [livres tournois] du sac il ne le
Fasse au moins qu'autant que cela seroit absolument

五
三
(
五
三
)

るが、その詳細は不明である。また「49ジュールノー」が何の契約なのかも不明である。

⑤はページをまたぐ長文となっている。⑤はバポーム (Bapeaume) とワクムーラン (Vaquemoulin/ Vaquermoulin / Waquemoulin) に関する係争について書かれている。文中には、ロア (Roy)⁽⁹⁾、小文字 (redern) ではあるがサン＝シモンのかつての事業協力者レーデルン (Jean Frédéric Sigismond Ehrenreich, Comte de Redern. 1761-1841)、そしてやはり小文字で書かれているデュアゼ (Duhazé)、公証人グレゴワール (Gregoire)、の人名が登場する。レーデルンを除き、彼らの詳細は不明である。

⑥でサン＝シモンは、ウェイユにサン＝シモンからの手紙を受け取ったことを秘密にしておくことを要請し、そしてバポームのブス (Bus) 地区100ジュールノーと少しの賃貸条件とその解除条件を記している。

(2) ダニクール (Danicourt) に関連するサン＝シモン自筆文書裏面

裏面にはダニクールに関連した内容が記されている。ここでサン＝シモンが言及しているダニクールは、フランスのソンム県における公証人シャルル＝マリー・ダニクール (Charles-Marie Danicourt. 1766-1837) と思われる⁽¹⁰⁾。以下は、裏面の翻刻である。

翻刻 [Sheet verso, left part. p.3]

⑦

demain je dois signer avec le Gouvernement un marché
d'après lequel il prend le Grain que je lui livrerai a peronne
sur le pied de 18^{lt} [livres tournois] le quintal je vous enverrai ledit
marché
aussitot qu'il sera Fait ne traiter point avec les Fermiers
au dessous du prix de 16^{lt} le quintal Faites leur livrer
le plus de Grain possible quand ils ne voudront pas en
donner ce prix sur lequel vous pourriez encore Faire une

simple

je crois qu'il seroit bon d'insérer pour l'clause dans les
baux[beaux?] que sur une simple sommation le bail se trouvera
resilié si le Fermier restait en arriere d'une année de
payement.

①において、1790年以降発行されたアシニャ (assignat) 紙幣が言及されていること、そしてタテグランは1796年に亡くなっていることから、①の文章は、フランス革命期の1790年から1796年までの間に書かれたと思われる。タテグランは、サン＝シモンにアシニャ紙幣で1万リーブルを託し、タテグランの息子に届けるように要請している。このタテグランの息子の詳細は不明である。

②において、金貨と思われるルイ (ルイドール、Louis d'or) が言及されている。ルイ16世の在位下で発行された金貨であれば、1774年から1792年の金貨となる。従って①②の文章は1790年から1792年までの間に書かれたと思われる。タテグランは、自分の息子に手紙を書いてサン＝シモンに12ルイを渡すようにという意向を伝えている。

③は、サン＝シモンが市民ウェイユ (Oueil) にニューメレール (numéraire. 正金) で36リーヴルトゥルノワ (livre tournois) とアシニャ紙幣3000リーブルを渡すことが記されている。このウェイユという人物の詳細は不明である。

④は、市民ルー (Roux) がサン＝シモンに対して委任状を送ったと思うがそれが届いていないので、サン＝シモンがルーにその委任状を保管しておいてくれるよう要請している。サン＝シモンは、ルーに対してゴーゲ (Goguet) のところに行き、その委任状を使ってエプレー (Epelay) に要求している49ジュールノー (j^{aux}. journaux. 土地の面積、この用語は⑥でも使用されている) に関する契約について願い事をしている。サン＝シモンがここで言及しているルーは、実業家 Vital Roux (1766-1846)⁽⁸⁾ と思われる。ゴーゲは人名、エプレーは人名もしくは地名だと思われ

⑤

je suis en reclamation pour deux objets très importants a
Bapeaume le Roy est au courant de cette affaire dites
lui que les pieces on été perdues et qu'il Faudroit m'en
procurer les doubles ces pieces consistent dans un arrêté
du district qui a accordé aux Fermiers de redern qui
se trouvoient Ses coacquereurs la substitution pendant son
sequestre 2° en un arrêté du departement confirmatif de celui du

翻刻 [Sheet recto, right part. p.2]

vaquemoulin a été a acquis par duhazé qui as Fait une
declaration de Command en ma Faveur ainssi vaquermoulin[sic]
est sous mon nom ainssi vaquemoulin doit être vendu par moi
et l'acte que nous avons Fait en passant a Roye ne vaut rien
je viens de Faire remettre a Gregoire le notaire qui a passé le
dit acte les pieces de vaquemoulin[sic] je lui ai mandé en même
tems que le Roy avoit entre les mains une procuration suffisante
pour operer la ditte vente Faite je vous prie terminer cette
affaire

⑥

oueil vous remettra cette lettre ne le Faite point connoître[sic]
a peronne je vous prie et rendez son sejour en picardie le
plus court qu'il sera possible en Faisant terminer promptement
l'affaire qui l'y mene
il y a une portion de 100 et quelques journaux de terre a
Bus district de bapeaume que je desirerois qui Fussent
affermé par la même occasion pourvu que le Fermage
monte a 2 quintaux Franc d'imposition par journal

て1795年総裁政府 (Directoire) の下250人から構成された元老院 (Conseil des Anciens) の一人として活動したルイ＝フルシー・タテグライン (Louis-Furcy Tattegrain. 1732-1796) と思われる⁽⁷⁾。以下は、表面の翻刻である。翻刻文中の [] は筆者が補ったものである。

翻刻 [Sheet recto, left part. p.1]

①

Tattegrain m'a remis dix mille livres en assignats
pour les Faire passer a son Fils chargez vous je vous
prie de la lui Faire remettre par le Roy

②

Tattegrain m'a dit qu'il ecriroit a son Fils de vous remettre
douze louis en numeraire pour les lui rapporter a paris
ayez je vous prie la complaisance de vous en charger
lorsque vous reviendrez

③

je remets au C^{en} [Citoyen] oueil 36^{lt} [livres tournois] en numeraire et
trois mille

livres en assignats vous lui Fournirez je vous prie l'argent
necessaire pour Sa depense jusqu'a son retour a paris.

④

Le C^{en} Roux me dit qu'il m'a adressé une procuration
d'oueil j'imagine et j'espere que vous l'avez gardée puisqu'elle
ne m'est pas revenue usez en je vous prie pour passer a
Goguet le contract du 49 j^{aux} qu'il demande a Epelay

2 タテグレン (Tattegrain) とダニクール (Danicourt) に関連するサン＝シモン自筆文書

(1) タテグラン (Tattegrain) に関連するサン＝シモン自筆文書表面

表1の6番の文書は、パリの書籍商ピノー (Librairie Pinault) から入手したものである。これまでと同様、他のサン＝シモン手稿類の法学部分館 OPAC に倣って6番の書誌情報を記す。

表4 タテグレンとダニクールに関連するサン＝シモン自筆文書の書誌

Title	Autograph piece, business letter relating to Tattegrain and Danicourt [of Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[s. a.]
Medium	1 sheet ([4] p.) ; 20 × 31.2 cm. folded 20×15.6 cm
Notes	Holograph

本書には透かし模様はない。用紙は1枚で、残念ながらサン＝シモンの署名はない。文章は用紙の表裏両面に書かれている。文書は、真ん中に折目があるので、本稿ではページ数を各面2ページ、計4ページとしている。ただ、どちらが表面2ページで、どちらが裏面2ページかは分からない。そこで、タテグレンで始まる文章が書かれている面を仮に表面とし、その左側を1ページ目として翻刻する。文末の図1、図2から分かるように、サン＝シモンは、短い横棒線（—）を段落の区切りとして引いたと思われる。この横棒線を基にして便宜的に各段落に通し番号をつけている。表面は①から⑥の6段落、裏面は⑦から⑭の8段落。表面の第5段落の⑤は1ページと2ページにまたがっている。また⑥は、改行が2か所あり、3つに区切られている。

表面にはタテグランに関連した内容が記されている。ここでサン＝シモンが言及しているタテグランは、1781年のペロンヌ市長で、そし

表1 サン＝シモン自筆書簡類（川又蔵）

1	[Letter, le 12 Avril 1792, to] Monsieur Perregaux Banquier / Saint-Simon]	川又『日本法学』85（4） ⁽¹⁾
2	[Letter, le 23 f[loré] al. an 7, to] Citoyen Rihouët / St-Simon]	
3	Letter, [ce 12] to] Madame Lingré a St Chaumont / St-Simon]	川又『政経研究』59（3・4） ⁽²⁾
4	[Letter, ce 29 vendémiaire, to] Citoyen Rihouët / St-Simon]	
5	[Letter to] Monsieur Bommairt / St-Simon	
6	Autograph piece, business letter starting with Tattegrain [of Saint-Simon]	川又『政経研究』本号

表2 サン＝シモン自筆草稿（日本大学図書館法学部分館所蔵）

S-S345 S-S346 S-S362	日本大学図書館法学部分館HP ⁽³⁾
S-S361	江島泰子『桜文論叢』105 ⁽⁴⁾
S-S347 S-S348 S-S349 S-S350 S-S351 S-S352 S-S353 S-S354 S-S355 S-S356 S-S357 S-S358 S-S359 S-S360 S-S363 S-S364	川又『政経研究』61（1・2） 本号 ⁽⁵⁾
S-S468	川又『政経研究』61（1・2） 本号

表3 サン＝シモン・コレクションーリトグラフー
（日本大学図書館法学部分館所蔵）

S-S427 S-S428 S-S429 S-S430 S-S431 S-S432 S-S433 S-S434 S-S435 S-S436 S-S437 S-S438 S-S439 S-S440	川又『法学紀要』65 ⁽⁶⁾
--	---------------------------

資料

サン = シモンの自筆文書 2 通

川 又 祐

- 1 はじめに
- 2 タテグレン (Tattegrain) とダニクール (Danicourt) に関連するサン = シモン自筆文書
- 3 リウエ (Rihouet) に関連するサン = シモン自筆文書
- 4 おわりに

1 はじめに

社会思想家サン = シモン (Claude Henri de Rouvroy, Comte de Saint-Simon, 1760-1825) は1760年に生まれ、1825年に歿している。来年2025年はサン = シモン歿後200年という節目の年となる。筆者はこれまでサン = シモンの自筆文書類 (表1、表2) やサン = シモニアンのリトグラフ (表3) を紹介してきた。筆者が個人的に所有しているサン = シモンの自筆文書類は表1のとおりである。日本大学図書館法学部分館が所蔵しているサン = シモンの手稿類については、関連するウェブページと論考を参照していただきたい (表2)。表で用いられている S-S 番号は、Saint-Simon の頭文字の略で、法学部分館の請求記号として使用されているものである。今回は、表1の6番と本学が所蔵している表3の S-S468の2つを紹介する。

Paris. 2012. Vol. 1. “Schéma de la transmission des manuscrits et des imprimés rares.” pp. 64-65. ラ・シコティエール・コレクションに関しては、“Le parcours des manuscrits”の“Le fonds La Scicotière”を参照せよ。pp.45-53.

- (3) 法学部分館が公開している S-S346の宛名デュボアとこのルイ・デュボアが同一人物であるかは不明である。

日本大学図書館法学部分館公開資料

- ・ 著名学者書簡コレクション (The famous scholar's letter collection)
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/index.html>
 (閲覧日：2024年7月16日)
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/index.html>
 (閲覧日：2024年7月16日)
- ・ サン＝シモン・コレクション (Saint-Simon Collection)
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/pdf/345-364.manuscript.catalog.vers.6.pdf>
 (閲覧日：2024年7月16日)

参考文献

- 江島泰子「クロード＝アンリ・サン＝シモン『第二趣意書』序文および『百科全書の計画 第二趣意書』の草稿——翻刻——」『桜文論叢』105、2021年。85-134頁。
- 川又祐「サン＝シモンのペルゴー宛てとりウエ宛て自筆書簡」『日本法学』85 (4)、2020年。510(1426)-492(1408)頁。
- 川又祐「サン＝シモンの自筆書簡3通」『政経研究』59 (3・4)、2023年。56(144)-32(120)頁。
- 川又祐「日本大学図書館法学部分館サン＝シモン・コレクション——リトグラフ——」『法学紀要』65、2024年。93-138頁。
- Bailly, Etienne-Marin., *Discours prononcé sur la tombe de M. Henri Saint-Simon.*, par M. le docteur E.-M. Bailly, 1825.
https://data.bnf.fr/12551947/etienne-marin_bailly/
 (閲覧日：2024年7月16日)
<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k57007500>
 (閲覧日：2024年7月16日)
- Oelsner, Conrad Engelbert., *Des effets de la religion de Mohammed, pendant les trois premiers siècles de sa fondation, sur l'esprit, les mœurs et le gouvernement des peuples chez lesquels cette religion s'est établie.* Schoell, Paris 1810. p.136. “du vivant ... en academie.”
<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015062267086&seq=2>
 (閲覧日：2024年7月16日)
- Grange, Juliette., Musso, Pierre., Régnier, Philippe., and Yonnet, Franck., *Henri Saint-Simon. Œuvres complètes.* Presses universitaires de France,

含まれている。

今後の課題としては、サン＝シモンが著した草稿類が、彼の著作の中にどのように反映されているのか、例えば S-S363で挙げられた人物名とサン＝シモンはどのような関係にあったのか、など調査・検討が残されている。2025年はサン＝シモン歿後200年の年でもあり、さらなる研究が期待される。

Nihon University College of Law Library's the Saint-Simon Collection.
Manuscripts.

KAWAMATA Hiroshi

Nihon University College of Law Library has the Saint-Simon Collection. This collection includes Saint-Simon's original manuscripts (S-S345 to S-S364). Among them,

S-S 345 [Letter, 1802 March 13, to] Citoyen Rihouet / S[ain]t-Simon

S-S 346 [Letter, ca. 1808-1810, to] M. Dubois / S[ain]t-Simon

S-S 362 [Letter, ca. 1813, to Dr. Charles Bougon / Saint-Simon]

have already been published on the web page of Nihon University College of Law Library. And S-S361 (Second Prospectus for the Encyclopedia) has been transcribed by Prof. Yasuko Eshima. This time, excluding S-S345, S-S346, S-S361 and S-S362, 16 manuscripts will be transcribed.

注

(1) 同じ単語でも綴り字記号が異なっている場合がある。例、S-S350 :
trouve / trouvé

(2) “du vivant ... et les reuit en academie.” Cf., Oelsner, Conrad Engelbert.,
Des effets de la religion de Mohammed, pendant les trois premiers siècles de sa fondation, sur l'esprit, les moeurs et le gouvernement des peuples chez lesquels cette religion s'est établie. Schoell, Paris 1810. p.136.

<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015062267086&seq=2>

(閲覧日：2024年7月16日)

3 おわりに

経済的困窮に陥ったサン＝シモンは1812年ころ、かつての盟友でオルヌ県フレールに住むレーデルンに支援をこうべく、オルヌ県アランソンに向かった。しかしレーデルンとの交渉がうまくいかず、失意のままサン＝シモンは故郷ペロンヌに帰り、1825年に亡くなる。彼の遺産を引き継ぐ相続人がいなかったことから、サン＝シモンがアランソンやペロンヌに残した草稿類は、その後いくつかの経路をたどることになる。「手稿と稀少な印刷物の伝承図 (Schéma de la transmission des manuscrits et des imprimés rares)」(Grange, vol. 1. pp. 64-65) によると、その経路はおおよそ2つある。すなわちアランソン経路とペロンヌ経路である。1812年ころ、サン＝シモンがアランソンを離れた後、残された草稿類は、ルノワール (Dr. Lenoir) やその他のひとに対する質物 (gage、抵当物) となった。その後はタバコ商がそれらを紙として入手する一方、また1812年から1814年、ルイ・デュボア (Louis Dubois) へ送付されていった⁽³⁾。このデュボアから草稿類を引き継いだのがラ・シコティエール (Léon de la Sicotière) である。このラ・シコティエールのコレクションの一部は、後に国立図書館やアーセナル図書館が所蔵することになる。もう一つの経路がペロンヌである。ペロンヌでサン＝シモンが歿した後、彼の側近であったロドリーグ (Olinde Rodrigues, 1795-1851) がサン＝シモンの印刷物や草稿類を収集し、1832年にサン＝シモン全集を公刊した。ロドリーグの収集物はその後、様々な経路を経て国立図書館やティエール図書館などの収蔵に至っている。日本大学図書館法学部分館が所蔵しているサン＝シモンの草稿類は、グランジュ (Juliette Grange) 先生のお話により、ラ・シコティエール・コレクションの一部と考えられる。

法学部分館が所蔵しているサン＝シモン・コレクションには、サン＝シモンやサン＝シモニアンの書簡を筆写したもの、さらにはサケラリデ (Emma Sakellarides) のサン＝シモニアンの事業を研究した草稿も

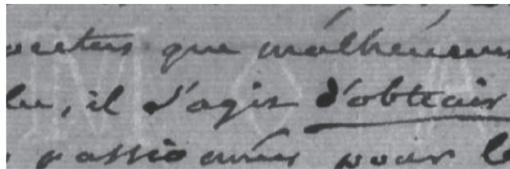
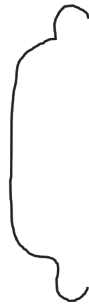
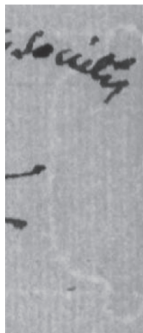
+j'enciclopedia des
 Jeiuess their reques
 la mamu un de Servir
 Suiv: pour l'encicloped
 des disances d'applications

cette maniere et en divisant Soigneusement
 la théorie de la pratique, on relainera l'une
 par l'autre „ jusqu'à présent on avait
 unfollement que c'étoit en reappeschaut an
 rereviss aut S'il est possible le Savant et l'actestes
 quon pouvoit faire faire les progrès les plus rapides
 a l'industrie,, au reste, Monsieur, je vois avec
 grand plaisir que la belle entreprise du M de
 S^t Simon au pour manquer d'aller bien,
 la gloire attend les auteurs de plus un
 prix le 100 mille francs seon recorde au meilleur
 dis ce ams préliminaire, + j'e tous les articles des deux
 Sont payés dans cette proportion. de
 grand avenir ne manquera pas de coopérateurs.

[Second sheet verso: blank]

執筆者不明の書簡。サン＝シモンの考えを賞賛した内容で、サン＝シモンの『新百科全書』編集者へ書かれたものと思われる。本資料は筆記具のペン先が太く、判読が非常に難しい。残念ながらこの翻刻は文意が通らない箇所が多々ある。翻刻はあくまでも暫定版にすぎない。

ウォーターマーク



M◇A

con rans cette atrus crasse et cette organise ??? et la Saete
 votareume terissiem cete grand cutrupris la Seconde
 revolution est due à Bacon en Sateruim à
 J'idareur, il s'agine de la des organisation
de theism. L'auteur acussue que ceste entreprise a
été poursuivie avec activité et avec constance

[First sheet verso: blank]

[Second sheet recto]

+ En rejetant le
polytheisme, pour
le theisme, l'esprit [espece?]
bien ??? [aineft?] un pas
??? [immense?] vers les
bonheur; aujourd' bien
elle va en faire un
Second, en rejetant
le cet Système theologique
pour embrasser un
Système terrestre et
positif.

continué par les philosophes qui ont
Succédé à Bacon, enfin, ajoute t'il, elle a été
terminée par la récession defforts qu'a produit
l'enciclopedie. il Semblerait que tout est fini
 là, mais un peu plus loin, l'auteur pense que
 les philosophes jusqu'à présent ont desorganisé
 le theisme mais qu'ils n'ont que réaûé les matériaux
 du Système positif. + c'est à als de S^t Simon et à
 des collaborateurs qu'il appartient de
 rassembler les matériaux de les lier et d'élever
 l'edifice, aujourd'hui, il est question pour la premiere
fois, depuis l'existence des Sociétés, d'organiser
un Système tout à fait nouveau, de remplacer
realiste par la terrestree, la vague par la politiq [sic]
le porteque par la rese, vous voyez Monsieur
 que dans cet admirable System les justautlay sous
 clairement ??? vous ???
 question ou d'etreure comme l'on fuit Socrate
 code acon, mais organiser, il n'y a que
boter qu'elle ame noble pues refuser quelques
ostises mais par quel moyen, les ames nobles
 peuvent-elles contribuer à cette belle organisation,
 le voici Mousieurs, car tout est dans ce
 prospectus que malheureusement vous n'avez
 pas les, il s'agit d'obtenir des capitaux des
ames passionnées pour le bien de l'humanité
qui se trouvent dans le classe riches de la
Société, et de faire deux encyclopedies l'une
 qui aura pour objet la philosophie des Sciences
 theoriques, l'autre, la philosophie des Sciences
 d'application, il est clair que puis qu'une
 Seule enciclopedie a déjà exercé une aussi
 grande influence sur la destruction du
 Système Socratique, on peut juger du puissant
 effet que produiront deux enciclopedies, de

S-S 364

Title	[Draft of a letter on the Nouvelle Encyclopedie of Saint-Simon to an editor / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1810]
Medium	2 sheets ([2] p.) ; p. [1]: 22 × 17 cm. ; p. [2]: 35 × 23 cm.
Call Number	S-S 364 B0000484350Z
Notes	Ms. (transcript, handwritten) Second sheet: paper watermarked Watermark : unknown M◇A [or A◇M]

翻刻

[First sheet recto]

je vous plains Monsieur de n'avoir pas les
 le ???[prosenatuer?] de M. de S^t Simon, je plains vos
 lecteurs de n'avoir pour ne Sons les y aux
 l'analyse lumineuse que vous n'auriez pas
 manque defaire de ces important cariereise
 dans un prospectus qui apparait ???[lebur?] un
 ouvrage, c'est par lui qu'ers nois ce les principes
 et les intentions de l'autour de ses Collaborateurs,
 et des genereux appuys de la noble entreprise;
 je vous naassor ???
 auriez vous naglege de écussortant a vos
 abonnés ces grandes vérités historiques et
 morales que ce cet été découvertes par de de
 S^t Simon, vulgaires historiens, vos livres
 Sont remplis de Catastrophes, de revolution,
 dans ces defferentes sociotés
 de changements politiques et moraux est ces
 elev aus à la hauteur doù M. de S^t Simon
 considère les objets vous verrez qu'il n'y a
 en que deux veritables changements depuis que le
 monde est monde (quelque soit d'ailleurs
 Son antiquite) je vois votre Surprise et je
 vous la pardonne vous n'avez point les
 laprit, peeters, ces deux changements Messieurs,
 Sont cellei qua Socrate a apere qu mue vous
 Savez, en détruisant le polytheisme et en
 Organisant le theisme Ses Success avers antaite

nominativement à M Burden.

A MM. Les médecins pour les maladies
causées par vice d'organisation nominativement M Flor

A MM. les auteurs des ouvrages
physiologiques, nominativement à M. Pinel

A MM les médecins de la famille Impériale
nominativement M Corvisart.

[Sheet verso]

A MM les Professeurs de l'athénée de
Paris, nominativement M ???. [Pariset?]

A MM les Professeurs du Collège de
d'Alfort, nommativement a M Gerand.

A MM les Professeurs dela Faculté de
médecine de montpellier, nominativement MM Lordat,
Prunelle et Candolle.

A MM le Prince de Bénévent, de
Choiseul Gouffier, de Fegur, de Jamourt et de
Narbonne.

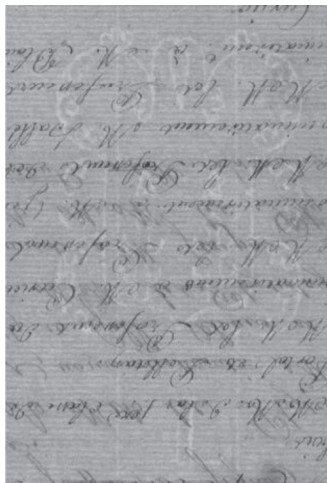
A MM. les Physiologistes et Philosophes
allemands, nominativement MM Soemmering
autenrieth et Gall, Oelsner et aneilloy.

A MM. les Physiologistes ???,
nominativement a M Peanpa. [Feanpa?]

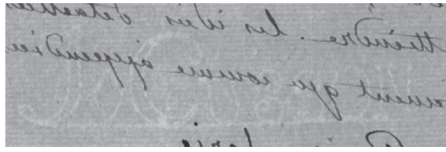
A MM. le Physiologist anglais,
nominativement. à M. Errard.

罫線紙にサン = シモンの秘書が書いた人名リスト。

ウォーターマーク Crest : 星が模られた紋章



S-S 358と同じ
P Lacoche aine



J◇Cusson

S-S 363

Title	[List of names to whom copies of the Mémoire sur la science de l'homme have been sent / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[1813]
Medium	1 sheet ([2] p.) ; 32 × 21 cm. (ruled paper)
Call Number	S-S 363 B00004843490
Notes	Ms. (Handwriting of a secretary) Paper watermarked Watermark : crest L (Same as S-S358)

翻刻

[Sheet recto]

Mémoire

Sur

La Science de l'homme.

 Envoyé par l'auteur.

 A Messieurs Bougon, Lenoir
et Dubois

 A. MM. de la 1^{ère} classe de l'Institut, nominativem^t. [sic. nominativement]
à MM Portal et Pelletay.

 A MM les Professeurs du Musée d'histoire
naturelle, nommativement à M. Cuvier.

 A MM les Professeurs de l'Université
impériale, nominativement à M. Geoffroy S^t. Hilaire

 A MM les Professeurs de l'Ecole de médecine
de Paris nominativement M. Hallé.

 A MM. les Professeurs du Collège de
france, nominativement. à M. Blainville, comme y ayant
Supplée m. Cuvier.

 A MM les médecins des hôpitaux de
paris, nominativement à M Dupuytren

A MM les Médecins des armées,

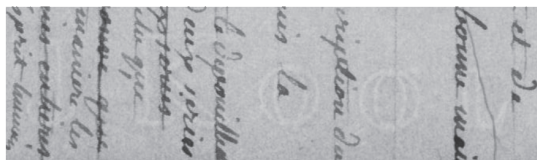
Former des series ; les series les plus longues auxquelles
je pourrai atteindre. les idées detachées ne peuvent
interessar vivement que comme appendices de series.

Petite Serie
c'est Charlemagne * qui a organisé

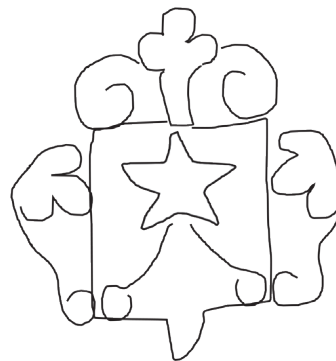
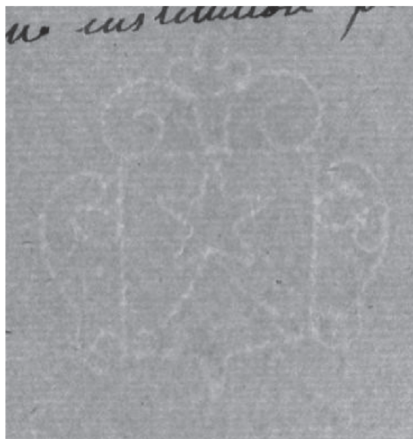
[Signature A1 verso, A2 recto , verso: blank]

サン＝シモン直筆のメモ。シャルルマーニュに言及している。注記
は、記号（*）のみで、注記文はない。S-S355参照。

ウォーターマーク



↓ K O O L



Crest : 星と木が模られた紋章



Crest : 星が模られた紋章 上と同じ

il ne fallait pas aborder directement la question

a la place de Condorcet, j'aurais commencé par faire la description du phenomene de l'intelligence et des modifications qu'il subit depuis la naissance de l'individu jusqu'a sa mort ; j'aurais ensuite Fait le depouillement de l'histoire des progrès de l'esprit humain la comparaison de ces deux series aurait prouvée que les premiers termes étaient semblables, j'en aurais conclu que la totalité des deux series devaient l'être et je me serais procuré de cette maniere les moyens une base solide pour mon chapitre de conjectures sur les futurs progrès de l'esprit humain

voici l'esquisse du tableau que je conçois

[First sheet verso: blank]

[Second sheet recto]

une de ces idées

C'est Charlemagne (*) qui a organisé le système politique Europeen d'une part en Faisant embrasser la religion catholique aux Saxons qu'il avait subjugué et en leur Faisant adopter un regime social semblable a celui des autres peuples Europeens ; d'une autre part en mettant les chefs du clergé catholique en possession de la ville et du territoire de Rome cequi[sic. ce qui] les soustrait a la dependance immediate de toute puissance temporel. car il est de la nature des choses que le système politique qui Forme de plusieurs peuples un tout social organisé soit Fondé d'une part sur une institution politique religieuse commune institution

[Second sheet verso: blank]

[Signature A1 recto]

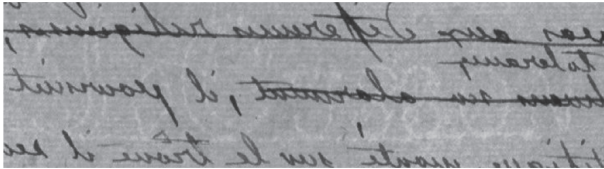
\4

je ne rapporterai pas litteralement ces conversations d'abord parceque[sic] cela serait d'une longueur fastidieuse (plusieurs volumes infolio[sic. in-folio] ne peuvent pas raisonablement[sic] Former l'épisode d'un memoire) ensuite parceque[sic] cela un serait impossible a Faire d'une maniere exacte.

vingt quatre années se sont ecoulées depuis cette epoque, ces vingt quatre années ont été remplies de tant d'événements qu'elles vallent des siecles. ces siecles ont effacé les details de mon souvenir, il ne reste dans ma memoire que les masses, c'est-à-dire que le souvenir des idées qui ont été produites dans ces conversations. je vais presenter ces idées, je Ferais mes efforts pour en

れる (Cf., S-S352)。

ウォーターマーク



JDCusson

S-S 360

Title	[Notes for Saint-Simon’s autobiography / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1808]
Medium	2 sheets, [2] leaves ; 1st sheet: 26 × 21 cm. (ruled paper) ; 2d sheet: 31 × 21 cm. ; quire: 31 × 20 cm.
Call Number	S-S 360 B0000484344
Notes	Holograph Pagination numbered 4 Signatures: [A] ² Second sheet and a quire: paper watermarked Watermark : illegible (J Kool crest JDCusson [A]1r begins: je ne rapporterai pas litteralement ces conversations ... (different version of S-S 355)

翻刻

[First sheet recto]

celles qu’il possedait et l’histoire prouve le contraire ; l’illiade est le poëme le plus ancien que nous possedions et l’illiade est le meilleur poëme connu: l’appollon du belvedere est la plus belle statue qui existe La[sic]

sous beaucoup de rapports la génération actuelle ne peut pas rivaliser avec celles qui l’ont precedée, tandis qué d’autres égards elle leur est infiniment superieure : nous decomposons l’air et l’eau que nos ancêtres regardaient comme des élémens, nous jouons avec le tonnere et nous faisons le tour de la terre.

l’idée de faire l’histoire des progrès de l’esprit humain et de terminer cette histoire par un chapitre de conjectures, était fort bonne mais

S-S 359

Title	[Notes for chapter on Charlemagne and Mamoun / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[between 1812 and 1813]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 31 × 21 cm.
Call Number	S-S 359 B0000484345\$
Notes	Holograph Paper watermarked Watermark : J◇Cusson Quotes from Conrad Engelbert Oelsner

翻刻

[Sheet recto]

2^{eme} EpoqueVIII^{eme} et IX^{eme} Siecle

deux hommes de premire ligue ont paru a cette
epoque Charlemagne en Europe mamoun en asie.

Charlemagne impriose a la religion chretienne le caractere d'institution politique
il organise la societ  Europeenne il lui donne un
constitution qui subsitte encore. Mamoun mamoun cr e les elements. derli

positives il fonde lastronomie[sic] la chymie
la physiologie et la psychologie.

ce grand homme disait, „ les savants sont ceux que
„ dieu a choisis pour developper la raison de ses creatures.
le corps des savans forme la veritable eglise la collection des savants est le veritable clerg 
du vivant de son pere, mamoun charge de l'administration
du Khorasan, y appelle une colonie de savans Grecs, persans,
Koptes caldeens, et les reunit en academie⁽²⁾.

il poursuit energiquement sa
carriere scientifique, mont  sur le tr ne il rend une loy portant
que toute reunion de dix chefs de famille chretiens juifs ou
mage aurait le droit de se constituer une eglise, une autre de
ses lois les declarait susceptibles d'exercer des fonctions publiques

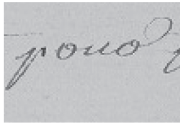
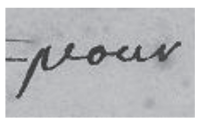
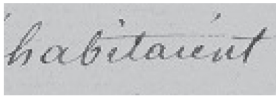
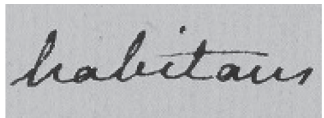
[Sheet verso: blank]

サン = シモン直筆のメモ。8、9世紀におけるシャルルマーニュと
マムーンに言及している。記述の一部はエルスナーからの引用と思わ

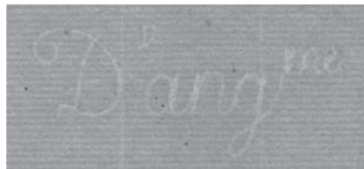
ma mère parut à la cour, elle etait
très jolîé

[Signature A1 verso, A2 recto, verso: blank]

サン＝シモン直筆の原稿。サン＝シモン公爵（シャルルマーニュ）に
言及している。筆跡（p, h）が他の資料と異なっているので他筆の可能性
がある。

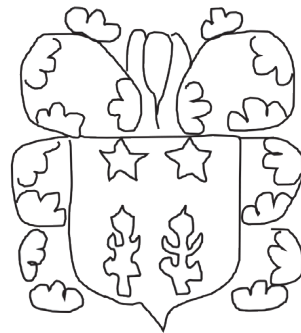
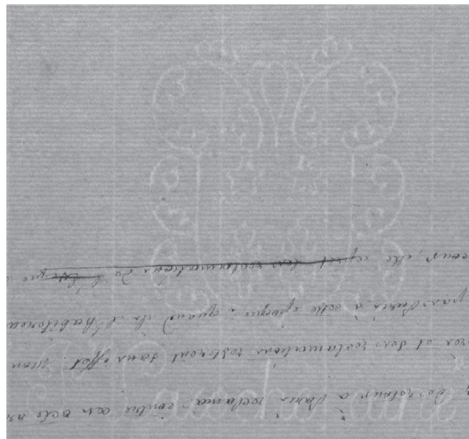
S-S358	S-S347
	
S-S358	S-S357
	

ウォーターマーク



D'ang

D'ang ???



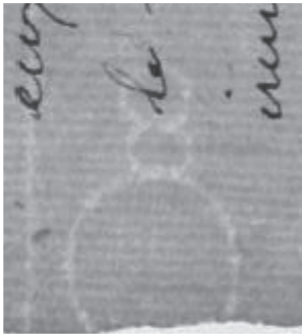
P Lacoche aine

Crest : 星と木が模られた紋章

P Lacoche aine

サン＝シモン直筆のメモ。自分の“projet”と、先祖シャルルマーニュに言及している。

ウォーターマーク



S-S 355と同じ stamp?

S-S 358

Title	[Draft of Memoire sur la science de l’homme referring to Charlemagne / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1813]
Medium	2 sheets, [2] leaves ; 31 × 20 cm.
Call Number	S-S 358 B0000484346/
Notes	Holograph Watermark : D’ang ^{???} crest P Lacoche aine Signatures: [A] ²

翻刻

[Signature A1 recto]

Le duc de S^t Simon avait légué ses memoires à l’Evêque de Metz, mon grand oncle.

L’Evêque de Metz n’était pas á Paris quand le Duc de S^t Simon mourut. MM^r de Noailles obtinrent du Roi une lettre de cachet pour faire lever les Scellés. Ils prirent les mémoires, déchirerent et jetterent au feu tout cequi[sic. ce qui] concernait l’empoisonnement du Duc et de la duchesse de Bourgogne et remirent les memoires aux affaires étrangères.

L’Eveque de Metz de retour á Paris reclama contre cet acte arbitraire Il mourut peu de tems après et ses reclamations resterent sans effet. Mon Pere et ma mère n’habitaient pas Paris á cette epoque, quand ils l’habiterent, quand

S-S 357

Title	[Note referring to his L'histoire de la science de l'homme / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[between 1812 and 1813]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 30 × 20 cm.
Call Number	S-S 357 B0000484343
Notes	Holograph Paper watermarked Watermark : stamp ? J◇NOURISON

翻刻

[Sheet recto]

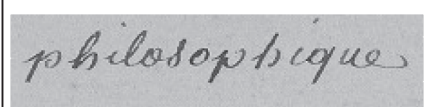
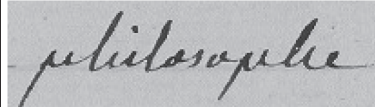
„ la nature ? enfin, puisque des opinions formées d'après
 „ l'expérience du passé, sur des objets du même ordre,
 „ sont la seule regle de la conduite des hommes les
 „ plus sages, pourquoi interdirait-on au philosophe
 „ d'appuyer ses conjectures sur cette même base ?
 „ voila je le repete le plus beau, le plus vaste,
 le plus utile projet qui ait jamais été conçu

je ne classe point mon ancêtre Charlemagne
 parmi les conquerant il a un plus beau titre a la
 gloire, il doit être considéré comme legislateur,
 comme organisateur de la société Europeenne ses
 guerres ont en toutes une intention louable,
 avouable par ses descendants, honorable pour
 eux, l'Europe craignait encore les Sarazins[sic] malgré
 la brillante victoire de Charles martel, ces conquerans
 inondaient more le midi de la France Charlemagne
 les a repoussé jusqu'a Sarragosse[sic]. il y avait more
 lutte entre les habitans du nord et ceux du midi de
 l'Europe Charlemagne a conquis, subjugué les saxons
 qui etaient aux habitans du nord de l'europe ce que les
 Spartiates etaient aux Grecs, ce que les marates etaient
 indous, qui etaient en un mot l'ame des Norvegiens.
 Charlemagne n'a conquis litalie que pour

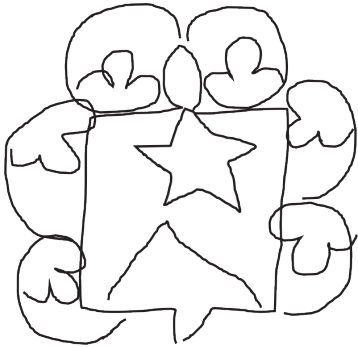
[Sheet verso: blank]

サン＝シモン直筆のメモ。ディドロ (Denis Diderot. 1713-1784)、ダランベール (Jean Le Rond d'Alembert. 1717-1783)、ベーコン (Francis Bacon. 1561-1626)、コンディアック (Etienne Bonnot de Condillac. 1715-1780)、ラプラス (Pierre-Simon Laplace. 1749-1827) に言及している。

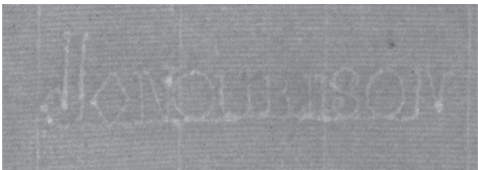
筆跡 (p, h) が他の資料と異なっている所以他筆の可能性はある。

S-S356	S-S351
	

ウォーターマーク



Crest：星が模られた紋章



J◇NOURISON



F (or E) DURAND ELLS



Stamp?

S-S 356

Title	[Notes about the paragraph referring to the Bacon / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1813]
Medium	[2] leaves ; 31 × 41 cm. Folio
Call Number	S-S 356 B0000484342-
Notes	Holograph Paper watermarked Watermark : crest J◇NOURISON Signatures: [A] ²

翻刻

[Signature A1 recto]

???

Situation philosophique de l'ecole

Dès l'instant que Diderot et Dalember[tic] ont terminé leurs travaux encyclopédiques la tache que Bacon avait donnée à l'ecole s'est trouvée remplié, depuis cette époque la philosophie (qui n'est autre chose que la science générale) n'a fait aucun progrès elle a même fait des par retrograder. Les idées de Bacon n'ont point été ameliorées ou les a meme abandonnées. Le principe il faut descendre et monter l'echelle des faits a été perdu de vue il même été contesté. Condillac, Laplace ont sournoisent cherché à l'aneantir

[Signature A1 verso, A2 recto, verso: blank]

après avoir communiqué le brouillon de ce chapitre
 a l'ami a qui j'ai demandé des conseils je me suis remis au
 travail. les ouvrages de Cabanis et de Condorcet sont devenus
 mes breviers[sic]. je ne passe jamais un seul jour sans lire quelque
 passages de l'un et de l'autre. ce jour la ce fut la preface de
 Cabanis que je relus. jamais cette lecture ne m'avait
 fait pareille sensation.

[second sheet verso: blank]

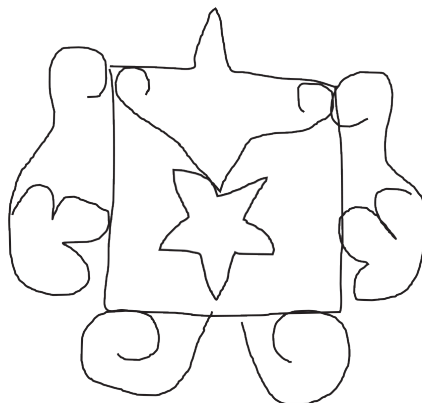
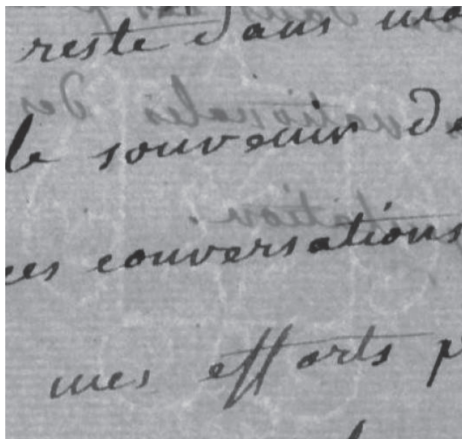
[Third sheet recto]

avant d'entrer en matière je crois devoir observer que ce que
 je vais dire est ce que j'ai de plus important à dire sur l'ouvrage de [2行下 Condorcetに続く]
 et que le lecteur attentif pourra sur ce seul chapitre juger non seulement
 Condorcet. j'ai cru devoir provoquer l'attention du lecteur sur cet
 l'analyse que je fais dans ce moment mais encore tout le travail exprofessor que j
 article parcequ'il est le plus important de tous il est tellement
 ferai ensuite sur l'histoire du passé et de l'avenir de l'intelligence humaine
 cela doit être ainsi puisque c'est au point de vue general que
 je vais me placer

[Third sheet verso: blank]

サン＝シモン直筆のメモ。シャルルマーニュ (Charlemagne)、コンドルセそしてカバニスに関して言及している。

ウォーターマーク



Crest : 星が模られた紋章

remplies de tant d'événements qu'elles vallent des
 siecles. ces siecles ont effacés les details de mon
 souvenir, il ne resté dans ma memoire que les masses,
 c'est-a-dire que le souvenir des idées qui ont été
 produites dans ces conversations. je vais presenter ces
 idées, je Ferai mes efforts pour en former des
 series; les series les plus longues aux qu'elles je
 pourrai atteindre. les idées detachées ne peuvent
 interesser vivent[sic] qu'autant qu'elles se ratachent[sic] a
 des series commes[sic] et qu'elles en sont des appendices.

Petite Serie

c'est Charlemagne * qui a organisé le
 Système politique Europeen, d'une part en faisant

* M^r de S^t Simon descend de la maison de Charlemagne cette verité
 a été reconnue par louis 13 qui s'est exprimé de la maniere suivant
 dans les lettres patantes[sic. patentes] par lesquelles il a erigé la terre de S^t Simon

[First sheet verso]

embrasser la religion catholique aux saxons qu'il avait
 subjugué et en les Forcant à adopter un regime social
 semblable a celui des autres nations Européenes; d'une
 autre part en mettant les chefs du clergé catholique en
 possession de la ville et du territoire de Rome cequi[sic. ce qui] les
 a soustrait a la dependance immediate des puissances
 temporelles, car il est de la nature des choses que le
 système politique qui Forme de plusieurs peuples un
 tout social organisé soit Fondé d'une part sur une
 institution politique religieuse commune, et d'une autre
 part sur la similitude dans les principes qui servent de
 base aux constitutions nationales des peuples qui font partie
 de cette masse de population.

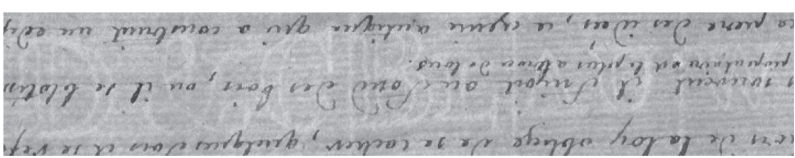
en duché-pairie. „ j'érige la terre de S^t Simon en duché-pairie,
 „ en faveur de Claude de S^t Simon issu en ligne directe des
 „ comtes de vermandois.

[Second sheet recto]

2^{eme} appendice

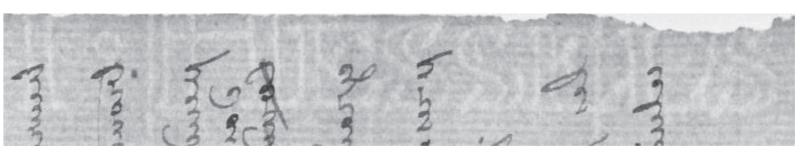
cet appendice a pour objet de developper une
 reflexion importante aux progrès de la science

ウォーターマーク D&CBLAUW



D&CBLAUW

判読不能 illegible



ESS S ?

S-S 355

Title	[Notes on Charlemagne, Condorcet and Cabanis]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1813]
Medium	3 sheets ([4] p.) ; 1st sheet: 31 × 21 cm. ; 2d sheet: 31 × 20 cm. ; 3d sheet: 30 × 20 cm.
Call Number	S-S 355 B0000484341Z
Notes	Holograph Pagination numbered 4 First and third sheets: paper watermarked watermark ; crest F (or E) DURAND ELLS stamp? 1st sheet begins: je ne rapporterai pas litteralement ces conversations ... (different version of S-S 360)

翻刻

[First sheet recto]

\4

je ne rapporterai pas litteralement ces conversations
d'abord[sic] parceque[sic] et serait d'une longueur Fastidieuse
(plusieurs volumes infolio[sic. in-folio] ne peuvent pas raisonablment[sic]
servir d'épisode, et s'entercabler dans un memoire)
ensuite parceque[sic] cela me serait impossible a Faire
d'une maniere exacte.
vingt quatre années se sont ecoulées depuis
cette epoque, ces vingt quatre années ont été

humain, il étoit hors de la loy obligé de se cacher, quelques Fois il se refugioit chez ses amis, mais le plus souvent il Fuyoit au Fond des bois, ou il de blotissoit dans les carrieres. le despotisme populaire est le plus a ttruer[sic. tuer?] de tous. homere, ce pere des idées, ce genie antique qui a construit un edifice plus durable que les pyramides,

a tracé deux grands caracteres

[First sheet verso: blank]

[Second sheet recto]

Chapitre II

Lorsque Condorcet a tracé son éssquisse du tableau historique des progrès de l'esprit humain, il étoit hors de la loy, obligé de se cacher, quelques Fois il se refugioit chez ses amis, mais le plus souvent par la crainte de les exposer il Fuyoit dans les bois, ou il se blotissait au Fond carrieres : le despotisme populaire est celui de tous qui produit les conceptions les plus atroces[sic] et qui a les plus grands moyens pour les éxecuter.

heureusement que c'est celui dure le moins. a l'époque dont je parle les êtres compatissans qui donneur archeaux de allaureux prosgrits etoient condamnés a mort tous les braves ne se

trouvent pas aux armées les philosophes en comptent aussi dance leurs Rangs,

pendant le tems que la tour d'auvaym meritoit/ sur le champ de bataille le ??? de premier groundier dans le carriere philosophique Condorcoit[sic] dennoit. puet être de plus grandes preuves de courage que lui. L'ouvrage de Condorcoit, celui de tous qui presente l'idée philosophique la plus juste a été redigé dans

homere ce genie antique qui a construit un édifice morale plus durable que les pyramides d'Egypte a tracé les deux grands les deux beaux Caracteres celui d'achile et d'ulisse.

1200	
500	
500	
720	
2920	4200
	2920
	1280

[Second sheet verso: blank]

罫線紙に書かれたサン = シモン直筆のメモ。第1章と第2章。コンドルセに関して、“Lorsque Condorcet ...” で始まる文章が4回繰り返されている。最後に足し算と引き算の式がある。

ウォーターマーク F (or E) DURAND ELLS



F DURAND ELLS

S-S 354

Title	[Note on the 18th. century philosopher, Condorcet / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1813]
Medium	2 sheets ([2] p.) ; p. [1]: 23 × 19 cm. ; p. [2]: 32 × 21 cm. (ruled paper)
Call Number	S-S 354 B0000484340Y
Notes	Holograph Paper watermarked Watermark : D&CBLAUW illegible Addition and subtraction formulas (Someone else writing?)

翻刻

[First sheet recto]

Chapitre premier

la situation de la France, la position personnelle de Condorcet lorsqu'il écrivait son dernier ouvrage, le titre modeste qu'il lui a donné, rendent

Lorsque Condorcet a tracé son esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain il étoit hors de la loi obligé de se chacher quelque fois chez ses amis plus souvent

aus les bois, ou dans les carriere pour ne pas exposer ceux qui lui offraient une retraite car le despotisme populaire avoit poussé l'attrocité au point de condamner a mort les personnes compatissantes qui donnaient asile aux malheureux proscrits. Condorcet

Lorsque Condorcet a tracé son esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain, il étoit hors de la loi obligé de se cacher, quelques fois il se refugioit chez ses amis, mais plus souvent encore, il etoit errant dans les bois ou blotti dans les carrieres.

Lorsque Condorcet a tracé son esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit

S-S 353

Title	[Letter on Memoire sur la science de l'homme / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1813]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 30 × 20 cm.
Call Number	S-S 353 B0000484339%
Notes	Holograph Incomplete, following leaves missing Paper watermarked Watermark : F (or E) DURAND ELLS

翻刻

[Sheet recto]

avant de vous presenter la suite de mon travail je
vais vous entretenir encore un instant des idées contenues
dans ma premiere lettre. je vais les recapituler, les preciser,
je dois faire tous mes efforts pour fixer clairement mon point de
depart, sans cela je meriterais le reproche que j'ai fait a Condorcet.

dans ma premiere lettre je vous ai dit d'une part
la philosophie sous son rapport actif donne par ???[apperen?] aux
sciences particulieres l'indication des moyens a employer pour faire
de nouvelles decouvertes et pour completer celles qui ont été
entamées.

Sous son rapport passif elle donne le resumé des connaissances
acquises, elle coordonne et organise les decouvertes faites dans les
directions scientifiques particulieres, elle lie ensemble les theories
particulieres elle en forme un tout systematique, elle perfectionne[sic]
la theorie de la science generale.

appuyant ce principe d'un exemple, je vous ai dit

Condorcet a stimulé Cabanis a ecrire son ouvrage sur
les rapports du moral et du physique de l'homme

quand l'ouvrage de Cabanis a été écrit Condorcet a fait
l'esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain

[Sheet verso: blank]

サン = シモン直筆書簡。宛名は不明。コンドルセとカバニス (Pierre
Jean Georges Cabanis, 1757-1808) に言及。

[Sheet verso: blank]

サン＝シモン直筆のメモ。用紙の右上端が欠けており、最初の2行の文意は不明。続く2行は「第2シリーズ」に言及し、次の6人の名前が挙げられている。用紙左下に意味不明の計算式がある。

元老院議員バルテレミ (Sénateur François Barthélemy Beguinot?)

元老院議員ボアシー・ダングラ (Sénateur François Antoine Boissy d'Anglas. 1756-1826)

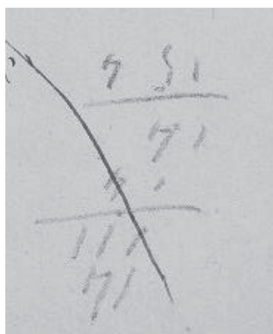
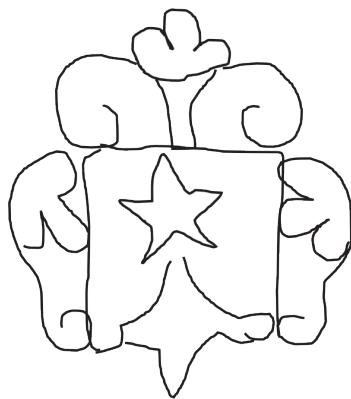
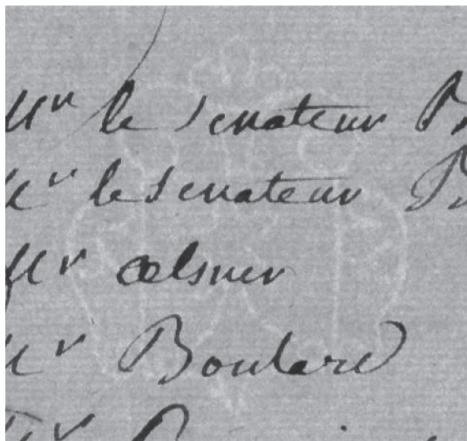
ドイツ人政治ジャーナリストのエルスナー (Konrad/Conrad Engelbert Oelsner. 1764-1828)

ブーラール (Boulard) 詳細不明

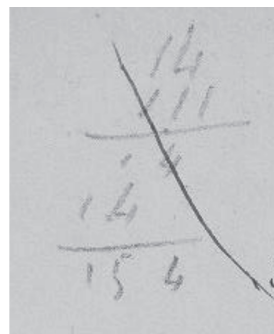
ブーリカール (Bouricart) 詳細不明

サン＝シモンの事業協力者レーデルン (Jean-Frédéric-Sigismond-Ehrenreich. Comte de Redern. 1761-1841)

ウォーターマーク Crest: 星が模られた紋章

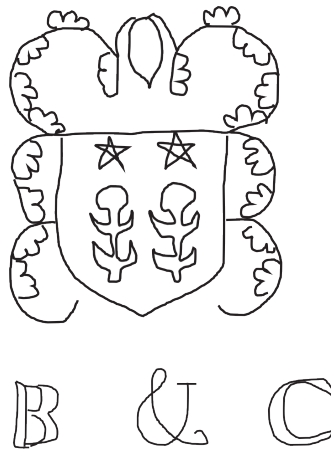
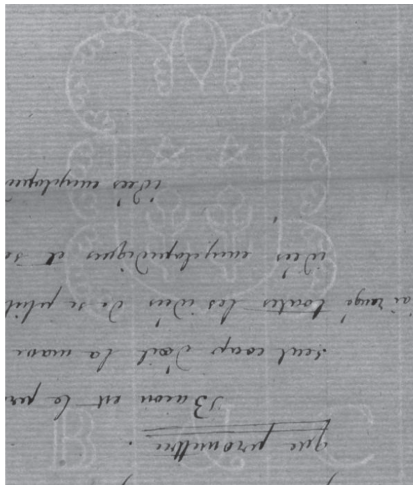


あるいは上下
180度回転



意味不明の計算式

ウォーターマーク Crest：星と木が模られた紋章 B & C



S-S 352

Title	[Note on the brochure of advertising his new works with a list of six names / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1812]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 32 × 21 cm.
Call Number	S-S 352 B0000484338+
Notes	Holograph Paper watermarked Watermark : crest Calculation formula written in pencil (Someone else writing)

翻刻

[Sheet recto]

les trois autres periodes seront également p....

en un certain nombre de serie

voila la maniere dont ce travail sera coupé voila
quels seront les principaux termes de la seconde serie

M^r le Senateur Barthelemy
M^r le Senateur Boissy danglas
M^r Oelsner
M^r Boulard
M^r Bouricart
M^r de Redern

S-S 351

Title	[Note on Histoire de l'homme / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca.1810]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 31 × 21 cm. (ruled paper)
Call Number	S-S 351 B0000484337/
Notes	Holograph 10 lines of writing on 1 p. Paper watermarked Watermark : crest B&C

翻刻

[Sheet recto]

j'aurais pu donner a mon ouvrage le
titre de nouvelle encyclopedie, j'ai preferé celui
d'histoire de l'homme parce qu'il est plus modeste.
j'ambitionne la jouissance qui resulte de tenir plus
que promettre.

Bacon est le premier qui ait embrassé d'un
seul coup d'œil la masse entiere des connaissances humaines
jai rangé toutes les idées de se philosophe en deux classes, ses
idées encyclopediques et ses idées sur la methode.
idées encyclopediques de Bacon

[Sheet verso: blank]

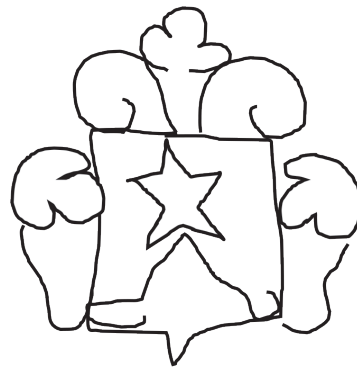
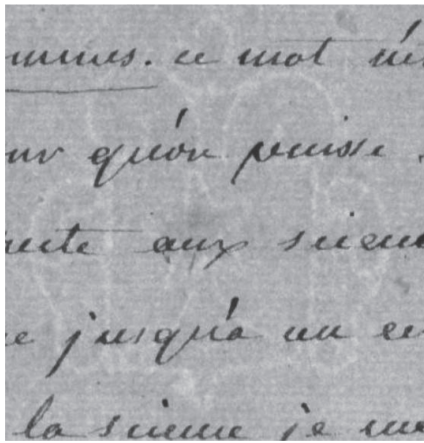
罫線紙に書かれたサン＝シモン直筆のメモ。自分の新著『新百科全
書』の表題や、哲学者ベーコンに言及している。

trouvé en état de leur répondre. je vais
leur dire les raisons qui m'ont engagé à
Suivre une autre marche que la marche
ordinaire, une autre route que celle qu'ils
m'indiquaient.

[Signature A2 verso: blank]

罫線紙に書かれたサン＝シモン直筆原稿。科学の進歩の重要性に関するサン＝シモンの応答抜粋。

ウォーターマーク



Crest : 星が模られた紋章



J. Cusson

J. Cusson

S-S 350

Title	[Reply to premiers conseillers / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca. 1813]
Medium	2 leaves ([2] p.) ; 32 × 20 cm. (ruled paper)
Call Number	S-S 350 B0000484336\$
Notes	Holograph Second leaf is the rewrite of first paragraph Paper watermarked Watermark : crest J◇Cusson Signature: [A] ²

翻刻

[Signature A1 recto]

du leur a fixé mon opinion, je me
trouve en état de leur répondre. je vais
leur dire les raisons à suivre une autre
marche que la marche ordinaire, une autre
route que celle qu'ils m'indiquaient.

Reponse aux premiers Conseillers

le grand Frederic disait. Donnes
moi des hommes j'aurai de l'argent, donnez
moi de l'argent je me procurerai des
hommes. ce mot n'est pas assez profond
pour qu'on puisse en faire une application
directe aux sciences on peut cependant
dire jusqu'à un certain point donnez moi
de la science je me procurerai de l'argent,
donnez moi de l'argent je Ferai Faire
des progrès aux sciences.

Faire Faire des progrès aux sciences
a été le but définitif que je me suis
proposé à toutes les époques
de ma vie

[Signature A1 verso: blank]

[Signature A2 recto]

du leur a Fixé mon opinion, je me suis

N.349

Title	[Note of a sentiment / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca. 1813]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 30 × 20 cm
Call Number	S-S 349 B0000484335
Notes	Holograph 4 lines of writing on 1 p. Paper watermarked Watermark : stamp?

翻刻

[Sheet recto]

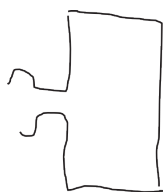
mes sentimens.

a l'égard de l'éspece, l'homme est le resultat de son
organisation et de son education ainssi pour ameliorer autant
que possible le sort de l'éspece il faut perfetionner[sic. perfectionner] le plus
possible son organisation et son education.

[Sheet verso: blank]

サン＝シモン直筆のメモ。サン＝シモンは、人間はその組織と教育
の産物であると考えている。

ウォーターマーク stamp? (S-S 362と同じ)



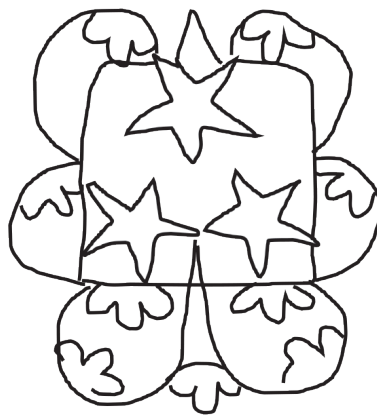
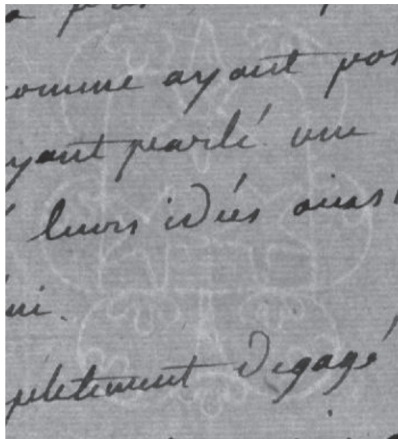
revolutionnaires a donné une mauvaise description
des premier homme.

Premiere page de Condorcet

[Sheet verso: blank]

サン＝シモン直筆原稿。『百科全書の計画』緒言用の草稿。ボシュエ
(Jacques-Bénigne Bossuet. 1627-1704) とコンドルセ (Jean-Antoine-Nicolas
de Caritat, Marquis de Condorcet. 1743-1794) に言及している。

ウォーターマーク Crest: 星が模られた紋章



バイリーはサン・シモンの葬儀では弔辞を述べている。この弔辞はフランス国立図書館が公開している。

https://data.bnf.fr/12551947/etienne-marin_bailly/

(閲覧日：2024年 7 月16日)

<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k57007500>

(閲覧日：2024年 7 月16日)

政
経
研
究
第
六
十
一
卷
第
一
・
二
号
(
二
〇
二
四
年
九
月
)

N.348

Title	[Draft of the introduction to his Projet d'Encyclopedie / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca. 1810]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 32 × 21 cm.
Call Number	S-S 348 B0000484334.
Notes	Holograph References to Bossuet and Condorcet. Paper watermarked Watermark : crest

翻刻

[Sheet recto]

Projet d'Encyclopedie
introduction
la premiere page de l'histoire quoique souvent
faite et refaite est encore a faire car elle est encore
???[cical?] faite. cette premiere page est la plus importante
de toutes car le premier pas est celui qui determine la
direction.
tous les historiens qui ont parle de la premiere
generation de l'espece humaine ont ete ???[venq?] l'es par
les prejugés
Bossuet vous a presente le premier homme et la
premiere femme comme ayant possede des signes de
convention, comme ayant parle une langue, comme
s'étant communiqué leurs idées ainsi que nous pouvons
le Faire aujourd'hui.
Condorcet completement degagé des prejugés
religieux et honteusement soumis aux prejugés

九
二
(
九
二
)

eclaircir par la discussion a pour
 objet (comme vous saves) de fixer
 la marche que les ecrivains politiques
 doivent suivre pour accelerer le plus
 possible les progrès de la science
 qu'ils cultivent et de determiner la
 conduite qu'ils doivent tenir a
 legard les uns des autres.

23418

je vais, Messieurs, vous presenter
 mon opinion a ce sujet c'est-a-dire
 je vais vous repeter ce que je vous ai
 dit mainte fois ou plutot je vais resumer les idées dont
 je vous ai souvent entretenu.

j'ai si vous vous en rappeles
 divisé la premiere partie mon opinion en deux
 considerations
 celles sur savoir les travaux critiques
 et les travaux scientifiques directes

ouvrage allemand de rotteck sur les armées permanentes
 la coalition et la france

Je certifie que cette écriture est de Henry de S^t Simon
 fondateur de l'école de S^t Simon et neveu du
 duc de S^t Simon. Bailly de blois
 Paris ce 29. nbre 1835

[Sheet verso: blank]

サン＝シモン直筆原稿。本文は3つの部分から構成されている。まず、科学の進歩を加速させ、各人に対する行動を決定するために、政治著作者がたどるべき方向性を確立することを目的とした討論に使用するための演説草稿の第2ページ。数字23418が書かれた紙が貼付されている。

次に、常備軍、同盟、フランスに関するロテックのドイツ語文献への言及。このロテックはカール・フォン・ロテック (Karl von Rotteck, 1775-1840) で、この文献は彼の、*Allgemeine Geschichte* かもしれない。

そして最後にバイリー (Etienne-Marin Bailly de Blois. 1796-1837) が、この草稿がサン＝シモンの直筆であると証明している (1835年12月29日)。

- ・文頭や固有名詞であっても原文が小文字で書かれている場合は、小文字のままとした。
- ・フランス語の綴り字記号に欠落や間違いがあると思われるものでも原文のままとした⁽¹⁾。
- ・綴りが現在と異なっているもの、間違っていると思われるものでも原文のままとした。当該箇所には記号 sic を補った。
- ・原文に句読点が打たれていない場合は、原文のままとした。
- ・翻刻文中の下線は、サン＝シモンおよび彼の筆記者によるものである。
- ・判読不明なものは、??? とした。

2 サン＝シモン手稿類

N.347

Title	[Part of the draft of speech / Saint-Simon]
Author / Contributor	[s. n.]
Created / Published	[s. l.]
Year	[ca. 1824]
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 32 × 21 cm.
Call Number	S-S 347 B0000484333-
Notes	Holograph Pagination numbered 2 References to Carl von Rotteck's work in German. Annotated by Bailly de Blois, le 29 nbre. 1835 Paper watermarked Watermark : illegible Tag : 23418 (Someone else writing)

翻刻

[Sheet recto]

2

de l'autre pour mettre tous les
publicistes a portée d'y prendre part.
la question, Messieurs, sur
la qu'elle je desirerais attirer l'attention
publique et que je voudrais voir

・カタログ

Nihon University College of Law Library's Saint-Simon Collection

Manuscripts of Saint-Simon

である。さらに

・サン＝シモン草稿

S-S 361 江島泰子「クロード＝アンリ・サン＝シモン「第二趣意書」序文および「百科全書の計画 第二趣意書」の草稿——翻刻——」『桜文論叢』105巻、2021年。

も翻刻されている。ここで用いられている S-S は、Saint-Simon の頭文字の略で、法学部分館の整理記号として使用されている。上記のカタログで紹介されている S-S345から S-S364までの合計20点のうち、サン＝シモンの直筆（Holograph）と思われるものは S-S345から S-S360までの16点、他筆と思われるものは S-S361から S-S364までの4点である。

表 サン＝シモン草稿類の分類

サン＝シモン直筆資料 (Holograph)				他筆資料 (Someone else writing)			
S-S345	S-S346	S-S347	S-S348	S-S361	S-S362	S-S363	S-S364
S-S349	S-S350	S-S351	S-S352				
S-S353	S-S354	S-S355	S-S356				
S-S357	S-S358	S-S359	S-S360				

本稿ではすでに公開された4点（S-S345、S-S346、S-S361、S-S362）を除く16点に関して、翻刻を中心に紹介する。翻刻にあたって、資料ごとに示されている表は、法学部分館が作成している OPAC の書誌情報をもとに筆者が作成したものである。表中の Medium は、資料の形態、大きさを、Call Number は、法学部分館の請求記号、資料番号を表しており、Notes には、紙幅の制約のため必要事項を記入している。

翻刻は、サン＝シモンおよび筆記者の表記を尊重することを原則とし、次の方針に従った。

資料

日本大学図書館法学部分館

サン＝シモン・コレクション

——手稿類——

川 又 祐

- 1 はじめに
- 2 サン＝シモン手稿類
- 3 おわりに

1 はじめに

筆者はこれまで日本大学図書館法学部分館が所蔵している貴重書の整理に携わってきた。筆者は、個人的に入手したサン＝シモン (Claude Henri de Rouvroy, Comte de Saint-Simon. 1760-1825) の自筆書簡を紹介する一方 (川又、2020年、2023年)、前稿において法学部分館が所蔵しているサン＝シモン・コレクションのリトグラフを紹介した (川又、2024年)。本稿はこれに続くサン＝シモン・コレクションの紹介である。法学部分館はすでに、サン＝シモンの書簡とサン＝シモン草稿類のカタログを公開している。これまでに公開された資料は

・サン＝シモン書簡 3 通

S-S 345 [Letter, 1802 March 13, to] Citoyen Rihouet / S[ain]t-Simon

S-S 346 [Letter, ca. 1808-1810, to] M. Dubois / S[ain]t-Simon

S-S 362 [Letter, ca. 1813, to Dr. Charles Bougon / Saint-Simon]

- 成田憲彦（2001）「日本の連立政権形成における国会の論理と選挙制度の論理」『選挙研究』第16巻、18-27頁。
- 新川匠郎（2012）「いかに、ヨーロッパで連立政権は成立しているのか？：連立形成の理論を政党システムに関する研究との対比から再考する」『上智ヨーロッパ研究』第4号、107-124頁。
- 新川匠郎（2013）「西ヨーロッパ諸国に見る過大規模連合の政権と説明モデル：混合研究法から」『上智ヨーロッパ研究』第5号、93-115頁。
- 新川匠郎（2020）「西ヨーロッパ諸国における組閣遅延の問題」『上智ヨーロッパ研究』第12号、117-133頁。
- 濱本真輔（2013）「政党の組織的特徴と党改革」『北九州市立大学法政論集』第40号第4号、421-451頁。
- 待鳥聡史（2015）『政党システムと政党組織』東京大学出版会。
- 村川一郎（1996）「政党組織」白鳥令・砂田一郎編『〔現代の政治学〕シリーズ⑥ 現代政党の理論』東海大学出版会。
- 山本健太郎（2010）『政党間移動と政党システム日本における「政界再編」の研究』木鐸社。
- 山本健太郎（2021）『政界再編：離合集散の30年から何を学ぶか』中央公論新社。
- 吉田徹編（2015）『野党とは何か』ミネルヴァ書房。
- リード、スティーブン R.（2013）「並立制における小選挙区候補者の比例代表得票率への影響」『選挙研究』第18巻、5-11頁。
- レイヴァー、マイケル／加藤淳子（2001）「政権の形成と政党交渉力決定構造：1990年代の日本の事例をめぐって」『レヴァイアサン』第29号、91-112頁。

邦文

- 浅井直哉（2020）「政党組織の変容とカルテル政党論」『法学紀要』第61巻、249-268頁。
- 浅井直哉（2023）『政党助成とカルテル政党』勁草書房。
- 浅井直哉（2024）「政党研究における政党のイデオロギー志向に関する再検討」『法学紀要』第65巻、31-64頁。
- 岩崎正洋（1999）『政党システムの理論』東海大学出版会。
- 岩崎正洋（2002）『議会制民主主義の行方』一藝社。
- 岩崎正洋（2011）「日本の政党システムと一党優位政党制」岩崎正洋編『政党システムの理論と実際』おうふう。
- 岩崎正洋（2015）「政党政治とデモクラシーの変容」日本比較政治学会編『日本比較政治学会年報第17号 政党政治とデモクラシーの現在』、ミネルヴァ書房、57-78頁。
- 岩崎正洋（2019）「連合政権下のジュニアパートナーの問題」『政経研究』第56巻第2号、55-77頁。
- 岩崎正洋（2020）『政党システム』日本経済評論社。
- 岩淵美克・岩崎正洋編（2018）『日本の連立政権』八千代出版。
- 上神貴佳（2013）『政党政治と不均一な選挙制度：国政・地方政治・党首選出過程』東京大学出版会。
- 氏家伸一（1986）「包括政党」西川知一編『比較政治の分析枠組』ミネルヴァ書房。
- 岡崎晴輝（2016）「サルトーリ再考」日本政治学会編『年報政治学2016- II 政党研究のフロンティア』木鐸社。
- 岡沢憲芙（1988）『現代政治学叢書13 政党』東京大学出版会。
- 境家史郎・依田浩実（2022）「ネオ55年体制の完成：2021年選挙」『選挙研究』第38巻第2号、5-19頁。
- 篠原一（1984）『連合政治Ⅰ：デモクラシーの安定を求めて』岩波書店。
- 篠原一（1984）『連合政治Ⅱ：デモクラシーの安定を求めて』岩波書店。
- 白鳥令・砂田一郎編（1996）『〔現代の政治学〕シリーズ⑥ 現代政党の理論』東海大学出版会。
- 砂田一郎（1990）「政党と政党制の比較政治学：政権交代のダイナミックス」砂田一郎・藪野祐三編『〔現代の政治学〕シリーズ② 比較政治学の理論』東海大学出版会。
- 砂田一郎（1996）「現代政党組織の変容とその分析視角の再検討：アメリカ政党の衰退：再生過程を手がかりに」白鳥令・砂田一郎編『〔現代の政治学〕シリーズ⑥ 現代政党の理論』東海大学出版会。
- 中田瑞穂（2015）「ヨーロッパにおける政党と政党間競合構造の変容」日本比較政治学会編『日本比較政治学会年報第17号 政党政治とデモクラシーの現在』ミネルヴァ書房、1-28頁。

- Laakso, Markku and Rein Taagepera (1979) 'Effective Number of Parties: A Measure with Application to West Europe,' *Comparative Political Studies* 12 (1): 3-27.
- Laver, Michael and Norman Schofield (1990) *Multiparty Government: The Politics of Coalition in Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- Mair, Peter (1997) *Party System Change: Approaches and Interpretations*, Oxford: Oxford University Press.
- Müller, Wolfgang. C. and Kaare Strøm (1999) *Policy, Office, or Votes?: How Political Parties in Western Europe Make Hard Decisions*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Müller, Wolfgang. C. and Kaare Strøm (eds.) (2000) *Coalition Governments in Western Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- Pempel, T. J. (ed.) (1990) *Uncommon Democracies: The One-party Dominant Regime*, Ithaca: Cornell University Press.
- Resnick, Danielle (2011) 'Do Electoral Coalitions Facilitate Democratic Consolidation in Africa?,' *Party Politics* 19 (5): 735-757.
- Sartori, Giovanni (1976) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, Cambridge: Cambridge University Press. 岡沢憲芙・川野秀之訳 (2000) 『現代政党学：政党システム論の分析枠組み【普及版】』早稲田大学出版部。
- Sartori, Giovanni (2005) 'Party Types, Organisation and Function,' *Party Politics* 28 (1): 5-32.
- Schattschneider, E. E. (1942) *Party Government*, New York: Holt, Rinehart and Winston. 間登志夫訳 (1962) 『政党政治論』法律文化社。
- Silva, Patrick Cunha (2022) 'Campaign Resources and Pre-electoral Coalitions,' *Party Politics* 28 (1): 105-114.
- Strøm, K., Budge, I., & Laver, M. (1994) Constraints on Cabinet Formation in Parliamentary Democracies,' *American Journal of Political Science*, 38, 303-335.
- Ware, Alan (1996) *Political Parties and Party Systems*, Oxford: Oxford University Press.
- Webb, Paul (2000) *The Modern British Party System*, London: Sage.
- Webb, Paul (2001) 'Parties and Party Systems: Modernisation, Regulation and Diversity,' *Parliamentary Affairs* 54 (2): 208-321.
- Ziegfeld, Adam and Maya Tudor (2017) 'How Opposition Parties Sustain Single-party Dominance: Lessons from India,' *Party Politics* 23 (3): 262-273.

- Debus, Marc (2007) *Pre-electoral Alliances, Coalition Rejections, and Multiparty Governments*, Baden-Baden: Nomos.
- Debus, Marc (2009) 'Pre-electoral Commitments and Government Formation,' *Public Choice* 138: 45-64.
- Dodd, L. C. (1976) *Coalitions in Parliamentary Government*, Princeton: Princeton University Press. 岡沢憲芙訳 (1977) 『連合政権考証：政党政治の数量分析』政治広報センター。
- Downs, Anthony (1957) *An Economic Theory of Democracy*, New York: Harper and Row Publisher. 古田精司監訳 (1980) 『民主主義の経済理論』成文堂。
- Dunleavy, Patrick and Rekha Diwakar (2011) 'Analysing Multiparty Competition in Plurality Rule Elections,' *Party Politics* 19 (6): 855-886.
- Duverger, Maurice (1951) *Les Partis Politiques*, Paris: Librairie Armand Colin. 岡野加穂留訳 (1970) 『政党社会学：現代政党の組織と活動』潮出版社。
- Epstein, Leon D. (1967) *Political Parties in Western Democracies*, New York: Praeger.
- Gamson, William A. (1961) 'A Theory of Coalition Formation,' *American Sociological Review*, 26(3): 373-382.
- Golder, Sona Nadenichek (2005) 'Pre-electoral Coalitions in Comparative Perspective: A Test of Existing Hypotheses,' *Electoral Studies* 24: 643-663.
- Golder, Sona Nadenichek (2006) Pre-electoral Coalition in Parliamentary Democracies, *British Journal of Political Science* 36: 193-212.
- Hortala-Vallve, Rafael, Jaakko Meriläinen and Janne Tukiainen (2024) 'Pre-electoral Coalitions and the Distribution of Political Power,' *Public Choice* 198: 47-67.
- Katz, Richard S. and Peter Mair (1995) 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party,' *Party Politics* 1 (1): 5-28.
- Katz, Richard S. and Peter Mair (2018) *Democracy and the Cartelization of Political Parties*, Oxford: Oxford University Press. 岩崎正洋・浅井直哉訳 (2023) 『カルテル化する政党』勁草書房。
- Kellam, Marisa (2017) 'Why Pre-electoral Coalitions in Presidential Systems?,' *British Journal of Political Science* 47(2): 391-411.
- Kirchheimer, Otto (1966) 'The Transformation of the Western European Party System,' in Joseph LaPalombara and Myron Weiner (eds.), *Political Parties and Political Development*, Princeton: Princeton University Press.

et al. 2024)。

- (5) デュベルジェは、一時的なものを連合 (coalition)、継続的なものを同盟 (alliance) としている。
- (6) 反対党間の協同に関し、会派の形成は明瞭な事例となるが、ここでは法案の協同提出や採決時の協力的な行動を含むものとする。もっとも、各党の投票行動が一致したとき、一連の政治過程をたどることによって、積極的な対応と消極的な対応とを区別することに加え、偶然の結果と意図的な結果とを区別する必要がある。反対党間の意図的な協同の一例として、2022年9月に実施された国会での首班指名選挙を挙げることができる。同選挙において、日本共産党は、枝野幸男立憲民主党代表（当時）に投票した。

参考文献

欧文

- Albala, Adrián (2023) 'Question of Timing: Pre-electoral Coalitions in Multiparty Presidential Regimes,' *Brazilian Political Science Review* 17 (1): 1-28.
- Arian, Alan and Samuel H. Barnes (1974) 'The Dominant Party System: A Neglected Model of Democratic Stability,' *The Journal of Politics*, 36 (3): 596-602.
- Bäck, Hanna, Johan Hellström, Johannes Lindvall and Jan Teorell (2024) 'Pre-electoral Coalitions, Familiarity, and Delays in Government Formation,' *West European Politics* 47 (1): 88-112.
- Beyme, Klaus von (1985) *Political Parties in Western Democracies*, English translation by Eileen Martin, Aldershot: Gower.
- Bogaards, Matthijs and Françoise Boucek (2010) *Dominant Political Parties and Democracy: Concepts, Measures, Cases and Comparisons*, London: Routledge.
- Carroll, Royce and Gary W. Cox (2007) 'The Logic of Gamson's Law: Pre-election Coalitions and Portfolio Allocations,' *American Journal of Political Science* 51 (2): 300-313.
- Chilu, Mihail (2015) 'Early Marriages Last Longer: Pre-electoral Coalitions and Government Survival in Europe,' *Government and Opposition* 50 (2): 165-188.
- Daalder, Hans and Peter Mair (eds.) (1983) *Western European Party System: Continuity and Change*, London: Sage.
- Dahl, Robert A. (ed.) (1966) *Political Oppositions in Western Democracies*, New Haven: Yale University Press.

る。政権でも選挙でも、イデオロギー的に距離を置く政党同士が連合を形成することはない。政党間における既存の対立構造は、どのような政党連合が形成されるのかに影響を及ぼす。協同と競合とのかかわりには、協同が競合に影響するものと競合が協同に影響するものの二つのパターンがあり、双方向的な関係がみられる。

選挙前連合は、連合政権とも政党間競合とも異なる性格の政党間相互作用である。政権や政策を左右するという点において連合政権が重要であるとすれば、選挙前連合についても同じように注目する必要がある。また、選挙前連合について、競合とのかかわりに焦点を絞ることによって、政党間相互作用の多様性を明らかにすることが可能である。今後の課題としては、閉鎖的なシステムとして分極的多党制や一党優位政党制をとり上げたり、開放的なシステムとして穏健な多党制に着目したりすることが求められる。選挙前連合が注目を集めるようになったのは2000年代に入ってからであり、理論的な見方と経験的な見方のいずれにおいても議論の余地が残されている。選挙前連合を正面からとり上げて、政党間相互作用を重層的に論じることにより、政党政治に関する新たな知見を導き出すことができるように思われる。

- (1) 現在の日本では、一般的に「連立政権」という表現を使用するが、本稿では、coalition の訳語を「連合」とする。
- (2) 政党が政策を実施しようとするとき、政権に就いているか否かは、主導的な役割を果たすことができるか否かの違いをもたらす。反対党よりも政権党の方が政策の実現により近い位置づけであることは明白であり、政党が政策を追求するとしても、その実現方法の一つとして政権獲得が挙げられる。それゆえ、政権追求と政策追求とを明確に区別することは困難であり (Budge and Laver 1986: 490)、どちらか一方の視点だけを重視することは適切でない。
- (3) 長期化の範囲はおおよそ三か月未満であり、政権発足までにそれ以上の期間を要した事例は5%未満にとどまる。
- (4) 他に、かつて連合を組んだことがあるという親しみ (familiarity) が組閣にかかる期間を短縮する要因の一つとされる。反対に、選挙前連合が過半数獲得に失敗すると組閣遅延をもたらす事例もみられるという (Bäck

られるのは、政権党における政権と議会との関係だけである。

この点は、政党間の協力関係をめぐり、選挙前連合の独自性を強調する。連合政権では、各党が政権と議会との二つの次元で連携するとしても、選挙協力を行うか否かは定まっていない。反対党の場合においても、議会で協同しながら選挙で競合する事例を想定できる。政権党においても反対党においても、選挙の次元における協同は、政権および内閣の次元における連携と直接的な結びつきをもたない。選挙前連合は、政権および議会での協同と異なる文脈に置かれているのであり、各党にとって自律的な戦略である。

選挙前連合は、競合的な選挙に臨む政党の協力関係であり、各党が競合に向けて協同しうることを示している。政党間の協同と競合とのかかわりに目を向けることは、政党間相互作用における二つの側面の結びつきを考えることとなる。政党間競合の構造は、閉鎖的なシステムと開放的なシステムとの二つに分類することができ、政権交代パターン、代替政権の公式、政権への接近という三つの次元から説明される。いずれの点も、選挙前連合を考える際の分析視角として援用することができる。たとえば、第二の次元を選挙前連合に援用すると、政党連合が「ありふれたもの」か「革新的なもの」かを区別できる。

閉鎖的なシステムと開放的なシステムとの間には、政権の予測可能性にかかわる違いがみられる。前者は、政権に就くことのできる政党とそうでない政党とを区別しやすく、予測可能性の高いシステムである。それに対し、後者では多くの政党が政権に接近できるため、どの政党が政権を担うのかについて見通すことは容易ではない。この点に関し、選挙協力を行う政党の顔ぶれについても同じ指摘が可能である。閉鎖的なシステムにおいては、政党連合の顔ぶれを見通しやすく、開放的なシステムではどのような連合が形成されるのかについて予測しにくい。

閉鎖的なシステムにおいて連合の顔ぶれを予測しやすいのは、各党にとって、パートナーとして選択できる政党が限られているからであ

とができ、選挙前連合について、それらの見方にもとづく説明が可能である。

連合政権についての見方は、選挙前連合の形成について示唆的でありながら、限界を抱えてもいる。連合政権のモデルは、議席数が確定した後での政党間の関係に焦点を絞るものであり、選挙前連合を直接的に説明するものではない。たとえば、最小勝利内閣や過大規模内閣は、発足した政権を構成する各党の議席数に注目する見方であり、選挙後の政党間関係を示している。選挙前連合は、議席数が確定していない状況での政党間協力であり、いわば議席数の確定に向けた政党間関係である。

選挙前連合は、議席数の他に、いつまで続くのかという点も明確に定めることができない。ある時点での連合政権は、選挙を経て別の政権にとって代わられる可能性を常に有している。各党は、ある時点における他党との協調的な関係を維持するとは限らない。一時的な政党連合と継続的な政党連合との違いは、固定的な政党間関係がみられるのか否かを示している。

政党連合のパターンは、時系列的な違いに加えて、政治過程の諸段階にも違いがみられる。政党間の協力関係は、政権、議会、選挙という三つの次元において観察されるものであり、政党間の協同が政権の次元においてみられるとき、選挙の次元においてもみられると決めつけることはできない。選挙連合は、議会および政権の次元での連合を伴うものではなく、他の次元およびその後の協力関係を拘束しない。時系列的な区分と政治過程の諸段階とを組み合わせることにより、政党の戦略や相互作用におけるパターンの広がりを捉えることができる。

政治過程の諸段階に注目すると、政権党における協同と反対党における協同とを区別する視座が得られる。政権党には、政権、議会、選挙の三つの次元において他党と協同する余地があり、反対党の協力関係は、議会および選挙の次元に限定される。政党間の協同は三つの次元において相互にかかわりあうものであるが、直接的な結びつきがみ

された政党間関係をもとに展開される。どのような連合が形成されるのかは、その時点における政治状況と各党の戦略に左右される。各党には、どの政党と協同し、どのような連合を形成するのかについて多くの選択肢が与えられている。選挙競合は、その時々連合が軸となり、開放的なシステムでは、政党間の協力関係が競合の在り方や結果を左右する。

4 総括と今後の課題

本稿では、選挙前連合と政党間競合とのかかわりに注目し、選挙前連合を考える際の分析視角を検討した。選挙前連合とは、複数の政党が協調的な戦略を採用することであり、政党間協力における一つの形態である。政党間の協同を正面からとり上げることにより、競合とは異なる政党間相互作用の側面に目を向けることができる。さらに、選挙前連合は、政党間競合がみられるからこそ形成される協力関係であり、競合からもたらされる相互作用の一つとして位置づけられる。政党間の協同と競合については、両者を異なる現象として捉え、個別に論じることができるとともに、両者のかかわりに目を向けて、二つの現象の間にみられる相互補完的な関係を論じることが可能である。

政党が得票の最大化を目的とする集団であり、権力を獲得しようとする組織化された企図であるとする見方において (Schattschneider 1942=1962)、選挙前の政党連合については、各党が議席を最大化するための戦略として捉えることができる。政党は、選挙に際して生じる制度的な障壁を乗り越え、キャンペーン活動に伴うコストを縮小するために、他党と協力的な関係を構築する。選挙前連合には、複数の政党が協同するという点で連合政権とのつながりがみられる。連合政権を論じる際には、政権の次元において、政党間の協力関係がどのように形成されるのかという点に目を向ける。一般に、政党が連合政権を形成する要因として、政権追求と政策追求という二つの動機を挙げるこ

第三の次元は、政権への接近可能性が広範囲に及んでいるのか、一部の政党に限られているのかという点であり、選挙前連合に直接当てはめることはできない。しかし、政党がパートナーとしての可能性を互いに認めているのか、それとも一部の政党を排除しているのかという見方は、選挙前連合の形成においても援用することができる。他党と協力関係を結ぶことができる政党は、政権追求や政策追求、ならびに議席の最大化を戦略的に目指すことができるのに対し、他党から拒否される政党は、常に単独で選挙競合に臨まなければならない。この点は、政党連合が形成される理由とともに、形成されない理由について考える必要性を示唆している。また、第二の次元と同じように、選挙の次元と政権の次元とで異なるパターンが存在することにも注目しなければならない。

政党間競合の構造と選挙前連合とのかかわりは、互いに影響しあう双方向的な関係にあると考えられる。閉鎖的なシステムであれ、開放的なシステムであれ、協同と競合とは相互にかかわりあっており、どちらの事象が時系列的に先行するのかについては、どの時点の政党間相互作用に目を向けるのかによって異なる。別の見方をすると、競合から協同および協同から競合へのいずれか一方の作用に焦点を絞ることもできる。

閉鎖的なシステムでは、「ありふれた」公式がみられるとともに政権に接近できる政党が限定されており、政党間競合が何らかの特徴や一定のパターンを伴うと考えられる。選挙前連合を作る政党は、同じ議席をめぐって連合パートナーと競合しないことに合意している。選挙協力は、既存の対立構造にもとづいており、競合的な関係を横断することはない。それゆえ、閉鎖的なシステムでは、政党間競合の在り方が選挙前連合の形成に影響を与えられられる。

開放的なシステムでは、連合政権の予測可能性が低く、選挙前連合の組み合わせに多様なパターンがみられる。現実政治の文脈において協力関係への制約が存在するとしても、選挙競合は、直前までに構築

三つ全てのパターンにおいて政党連合が形成される可能性は否定されない。とりわけ、政権党同士および反対党同士による連合は、選挙前の政治状況を反映する妥当な組み合わせである。興味深い事例となるのは、政権党の一部と反対党の一部とが次回の選挙において協力関係を結び、部分的な政権交代につながることである。特定の政権党がパートナー政党との選挙前連合を選択せず、反対党の一部と協同するような状況では、選挙後にどのような政権が発足しようとも、完全な政権交代ないし部分的な政権交代の生じる可能性が高い。

第二の次元を選挙前連合に援用すると、政党連合が「ありふれたもの」か「革新的なもの」かを区別できる。選挙前連合では、政権担当経験の有無を基準とする必要がないため、以前にもみられた組み合わせであるのか、それとも新たな組み合わせであるのかを単純に区別することとなる。「ありふれた」連合が閉鎖的なシステムと整合性をもつのに対し、「革新的」な連合は、選挙後の政権を「革新的」な公式とする可能性を高めるため、開放的なシステムと結びつく。

この点をふまえると、選挙前連合に注目することにより、政権の予測可能性を高めることができる。選挙後に「革新的」な政権が発足したとしても、選挙前連合の時点で既に「革新的」な連合が形成されていたならば、選挙に際して政権の顔ぶれを想定しやすくなる。連合政権はあらかじめ形成されていた選挙前連合にもとづくものが選択されやすく（Debus 2007）、選挙前連合は、選挙後の政権の組み合わせに関する複雑さを低減することとなる。

ただし、政党連合が選挙の次元と政権の次元との間で一致するとは限らない。選挙において「ありふれた」公式でありながら政権の次元では「革新的」な公式がみられたり、あるいは選挙において「革新的」な公式でありながら政権において「ありふれた」公式がみられたりすることもある。選挙前連合の組み合わせが常に一定であるのか、それとも選挙ごとに変化するのかという点は、選挙協力の在り方を整理するうえで重要な論点の一つとなる。

代もみられる。政権党の一部が入れ替わることは、政党間の組み合わせの変化を意味しており、そのような事例を「部分的な政権交代」として扱う。ヨーロッパでは、連合政権の組み合わせが増加する傾向にあり（Katz and Mair 2018=2023）、しばしば政権党の入れ替わりが起きている。三つ目は政権交代が生じないパターンであり、同じ政党ないし政党群が継続的に政府を形成する。

第二の次元は代替政権の公式であり、政権を担う政党が「ありふれた（familiar）もの」か「革新的（innovative）なもの」かを区別する。政権担当政党が過去にも政権に就いた経験をもつとき、代替政権の公式は「ありふれたもの」となる。「革新的」な公式では、それまで政権に就いたことのない政党が政権を担当する。連合政権において、過去にない組み合わせがみられるときにも「革新的」な公式となる。

第三の次元は、政権に接近する政党が限定的か分散的かを区別するものであり、連合パートナーとして除外される政党がみられるか否かに焦点を当てる。他の政党から連合パートナーとして常に選択されない政党が存在するとき、同党以外の政党が政権を担う。反対に、どの政党も政権に接近できるとき、政権の公式には複数のパターンが存在する。

それらの三つの基準により、「閉鎖的」なシステムと「開放的」なシステムの二つのパターンが導き出される。「閉鎖的」なシステムでは、政権に接近する政党も実際に政権を担当する政党も限定的であり、政権に就く政党の顔ぶれを予測しやすい。完全な政権交代が生じるか、あるいは政権交代が全くみられず、政権党はありきたりなものとなる。それに対し、「開放的」なシステムでは、政権の予測可能性が低く、いつ、どのような政党が連合を組むかについて見通すことが容易ではない。特に、連合政権が定着している場合に、政党の組み合わせにはあらゆるパターンがみられるのであり、政権の公式は「革新的なもの」となる可能性を伴う。

政権交代のパターンと選挙前連合とのかかわりについて、事実上、

3 政党間競合の構造と選挙前連合

選挙前連合は、三つ以上の政党が競合する状況でみられる政党間相互作用である。多党制において、比例性の低い選挙制度が採用されているとき、政党は、選挙連合の形成に関する動機を有する。各党は、個別に競合して共倒れになることを避けるからである。もっとも、比例性の低い選挙制度が多党制において必ず政党の連合形成を促進するのではない。政党が選挙協力を行う要因として、他にどのようなものを挙げることができるのか。

選挙前連合は、政党間にイデオロギー的な極化がみられるときに形成されやすく、個々の政党レベルにおいて、各党間のイデオロギー距離が離れていたり、議席数に大きな差がみられたりするときに形成されにくい (Golder 2006)。政党システムの極化はもちろんのこと、各党のイデオロギー距離や強度、規模の差といった点は、政党間競合の特徴を規定する要因である。それらの点をふまえると、複数政党の協同と競合との間に何らかのかかわりがみられるのではないかと考えられる。

連合政権のモデルは、特にヨーロッパの国において、連合政権の予測可能性を高めることにつながった。メアは、政党間競合の構造に注目し、政党システムと政権の予測可能性とのつながりを論じた (Mair 1997)。メアによれば、政党間競合の構造は閉鎖的なシステムと開放的なシステムとの二つに分けることができ、政権交代パターン、代替政権の公式、政権への接近という三つの次元から説明される。

一つ目の次元として挙げられるのは政権交代のパターンであり、「完全な政権交代」、「部分的な政権交代」、「政権交代なし」の三つが存在する。完全な政権交代では、ある時点での政権党と反対党とが入れ替わり、政権党が反対党に完全にとって代わられる。世界的には、政権党と反対党の顔ぶれが全て入れ替わるような政権交代も珍しくないが、連合政権が常態化している場合には、組み合わせの変化による政権交

に投じられた票は死票となる。小選挙区制においては、得票に対して過大な議席が与えられるため、より規模の大きな政党に有利に作用し、小規模政党にとって不利に作用する。

ある選挙区においてA、B、C三つの政党が存在し、それぞれが擁立した候補者の得票率を40%、30%、30%とする状況を想定する。相対多数の小選挙区制においては、A党が議席を獲得し、B、Cの両党は敗北する。このとき、B党とC党がいずれか一方の候補者を取り下げるなどして選挙協力を行うと、A党とB、C党連合との競合がみられることとなり、A党の候補者は落選する可能性が高まる。比例性の低い選挙制度は、選挙前連合の形成を促すとされる (Strøm et al. 1994; Shepsle and Bonchek 1997; Golder 2005)。

ここで重要なことは、三つ以上の政党が存在するときにしか選挙前連合が形成されないという点である。二党制においては、いずれの政党も単独で政権を担うことができるのであり、常に政権交代の可能性が伴う。議会制民主主義が作動している限り、二党制を形成する二つの政党が選挙前連合を組むことは想定されず、比例性の低い選挙制度がただちに選挙前連合の形成を促進するのではない。政党は、自党を含めた三党以上が存在するとき、連合形成の動機を有する。実際に、有効政党数が2.7を超えると、選挙前連合が形成されやすくなるという (Golder 2005)。

比例代表制における選挙前連合については、政権の獲得を前提とした協力関係となる。ヨーロッパにおける比例代表制では、連合政権を形成する政党の組み合わせに不確実性が伴う。ゴルダー (Sona Nadenichek Golder) の指摘にもみられるように、各党が選挙前連合を形成することは、政権を構成する政党の組み合わせを公開することにつながり、有権者の投票行動に影響を与える (Golder 2005)。アイルランドでは、連合政権が常態化し、政党の組み合わせが争点の一つとしてとり上げられるようになったことによって、選挙前連合の文化が醸成されることとなった (Debus 2007)。

の側面と議会の側面との二つの領域に限定される。それらの点をふまえると、反対党による協同を図3のように示すことができる。

		選挙	
		連合あり	連合なし
議会	連合あり		
	連合なし		

図3 反対党の連合形成
筆者作成。

連合政権をとり上げる限りにおいて、反対党における政党間の連合は対象とならない。政党間の協同を考えるためには、反対党の連合にも目を向ける必要がある。政権党は自らの立場を保持するために、反対党は、政権交代を目指しながら議席数を最大化するために、それぞれの立場において選挙前連合を形成する。選挙前連合に注目することは、連合政治における新たな知見を導き出すために有効な視角となる。

(4) 選挙前連合の形成

自党の議席数、連合としての議席数、さらには政権獲得可能性などの不確定要素が存在するにもかかわらず、政党が選挙前連合を形成するのはどのような理由があると考えられるのか。これまでの議論をもとにすると、次の二つを挙げることができる。一つ目は、遅延問題に関するものとして、連合交渉の過程で生じるコストの解消を挙げることができる。各党は、事前に協議を進めておくことにより、他党との交渉をスムーズに実施できるとともに、一連の交渉過程において主導権を握ることができる。

二つ目は、議席数の確保ないし増加である。政党は、得票よりも議席の最大化を求めるからこそ、選挙前連合を有効な戦略としてみなしている。選挙制度の比例性は欠かすことのできない論点となる。相対多数制では、得票順位が1位の候補者を当選とし、2位以下の候補者

のような関係がみられるのか。まず、選挙の側面における連合が存在するとき、議会における連合も内閣における連合も確実なものではない。選挙での連合は議会および内閣の連合を拘束せず、常に解消の可能性を伴っている。同じように、議会での連合が選挙および内閣での連合と連動するとは限らない。

連合政権を構成する各党は、議会においても協同した行動をとる可能性が高い。同じ会派を結成するのか、法案をめぐる過程で協同するのかなどの点で具体的なかたちに違いがみられるとしても、内閣で連合する政党は、議会においても協力関係を結ぶ。それに対し、内閣の連合と選挙での連合とは必ずしも一致しない。各党は選挙の時点で競合する関係に置かれていたのであり、次回の選挙において再び競合することもある。政党の連合に関する三つの側面は、他の側面における協力関係を導くものではなく、内閣の側面と議会の側面との連動は例外的な位置づけである。その点に注目し、内閣の連合に議会の連合を含めると、政党間の連合のかかわりについては図2のように整理することができる。

		選挙	
		連合あり	連合なし
内閣（および議会）	連合あり		
	連合なし		

図2 政権党の連合形成
筆者作成。

図2は、選挙前連合と連合政権との関係を示しているが、政党間協力は政権党だけにみられる現象ではない。連合政権を前提とする限り、政権党だけが議論の対象となり、反対党による連携を捉えることができない。反対党が選挙や議会の次元で協同することもあり⁽⁶⁾、政党間相互作用という見方において、反対党の連合を無視することはできない。当然のことながら、反対党による協同は、内閣の側面を除く選挙

は、一時的な結びつきと継続的な結びつきとを区別することができる (Duverger 1951=1970)⁽⁵⁾。

また、政党間の関係は、政治過程の段階ごとに区別することもできる。政党間の協同は、選挙、議会、内閣の三つの側面においてみられる (Duverger 1951=1970; 岩崎 2020)。選挙の側面では、候補者調整や選挙運動の相互支援などを通じて複数の政党が選挙協力を実施する。議会の側面では、会派の形成や法案をめぐる一連の過程において、各党が協調的な行動をとる。内閣での連合が連合政権を意味し、複数の政党が一つの政権を構成する。「これらはいずれも相互に関連しており、いずれか一つの側面で連立を組んだとしても、結果的に他の側面の連立に関連し、一連の政治過程に影響を及ぼすことになる (岩崎 2020: 145)」。

一時的か継続的かという見方と政治過程における三つの側面とを結びつけて考えると、政党間の連合パターンについて、図1のように整理することができる。たとえば、選挙、議会、内閣のいずれの側面においても連合がみられるとき、それらの政党は、時系列的にも政治過程の諸段階においても連合関係を維持している。継続的な選挙協力を行いながら、議会および内閣での連合を形成しないという場合に、政治過程にもとづく区分では選挙に限定された連合となる。選挙協力の定着は、定期的な協力関係が築かれていることを意味し、継続的な協力関係の存在を示す。政党間の協同がどのパターンを示しているのかについては、一連の政治過程に目を向けて、文脈的に判断することが求められる。

	選挙	議会	内閣
一時的			
継続的			

図1 政党連合のパターン
筆者作成。

政治過程における各段階での連合、すなわち三つの側面の間にはど

政権を担う各党の議席数が過半数を下回っており、勢力という点で必要な政党を含まない。いずれのタイプにおいても、各党の議席数に目を向ける必要がある。しかし、選挙前連合は、議席を増すための試みであり、どのような組み合わせが過半数を獲得できるのかについて確かな情報をもたない。

連合をめぐる不確実性は、組閣が遅延する要因の一つとして位置づけられる（新川 2020）。ヨーロッパでは、特に2000年代以降の時期において政権の発足までに時間を要する傾向が高まっているという（Bäck et al. 2024）⁽³⁾。連合交渉の行き詰まりや組閣の遅延をもたらす要因には、選好の不確実性、合意（commitment）問題、交渉の複雑性が挙げられる。選挙前連合には、事前の交渉を通じてそれらの要因を解消し、交渉期間の短期化を導く可能性が指摘されている（Bäck et al. 2024）⁽⁴⁾。政党は、連合を形成する過程で互いの選好を事前に確認し、政策の方向性や決定過程の在り方について合意しておくことができる。選挙前連合は、議席数に関する不確実性を受容しながら、他党との交渉に伴う不確実性を緩和できる。

（3）政党連合のパターン

議席数以外の不確定要素を挙げることもできる。まず、議席数が確定していないのであるから、当然のことながら一つの選挙前連合による多数派の形成は確かなものではない。また、一つの選挙前連合が多数派を獲得したとき、当該の政党連合にもとづく政権が発足する可能性は絶対的ではない。あるいは、二つ以上の選挙前連合がみられる場合も想定できる。次回の選挙までに新たな連合が形成されることもある。

政党間協力は、後の時点での政党間協力を規定せず、選挙前連合は、選挙後の協力関係を拘束しない。選挙での連合がみられたとき、政権での連合が形成されとは限らないし、連合政権を形成しても、選挙では協同しないという関係が存在しうる。政党間の協力関係について

政策追求について、各党は、選挙の時点で一定の協力関係を構築しておくことにより、選挙後における政策の方向性を見通すことができるようになる。ガムソン（William A. Gamson）によると、連合政権の閣僚ポストは各党の議席数に応じて配分されるという（Gamson 1961）。閣僚ポストと各党の議席数との間の比例性は、選挙後の交渉を経てから発足する政権よりも、選挙前連合にもとづく政権の方が高い（Carroll and Cox 2007）。選挙前連合を形成する各党は、政権獲得後のポスト配分についても合意しているものと考えられる。

（2）連合政権との相違

選挙前連合と連合政権との間には、次の二つの違いが存在する。第一に、各党の議席数が確定しているか否かという点である。政権をめぐる連合交渉が議席数の確定後に行われるのに対し、選挙前連合についての交渉は、議席数が未確定のまま、獲得議席の見込みをもとに実施される。各党がポスト配分について合意していたとしても、選挙前連合が実際に多数派を獲得できるとはいえない。選挙前連合が意味するのは選挙協力であり、必ずしも政権の獲得ばかりではない。選挙前連合がみられるのは政権の次元ではなく選挙の次元である。それゆえ、選挙前連合の見方について、連合政権の一部とするよりも連合政治における一つの側面とする方が有効である。

二つ目に挙げることができるのは、連合政権のモデルを適用できない点である。一点目と関連し、選挙前連合の形成時には、各党の議席数が定まっておらず、選挙時の連合に適用することはできない。たとえば、連合政権のタイプとして、最小勝利内閣、過大規模内閣、過小規模（少数派）内閣の三つを挙げることができる（Dodd 1976; 岡沢 1988; 1997）。最小勝利内閣を構成する政党は、政権を獲得するために必要な最低限度の議席を確保しようとするのであり、現実的に過半数の獲得を求める。過大規模内閣では、勢力という点で不要な政党が含まれ、過半数を上回る規模の政権が形成される。過小規模（少数派）内閣は、

似した政治現象である。二つの現象の共通点に着目し、政党が連合政権を形成する動機にもとづいて、政党が選挙に際して協力関係を構築する動機を考えることができる。政党が連合政権を形成する要因については、まず、議会で多数派を得て政権を獲得するため、次に、政策の実現可能性を高めるためという二つの見方がある。前者は「政権追求」モデルによる説明であり、連合政権を構成する政党が議席数や政党数において最小（最少）規模を求める点に着目する（Riker 1962; Leiserson 1970）。後者は、イデオロギーにおいて隣接する政党が連合するという見方から「政策追求」モデルを提示する。政党が政策の実現を重視するとき、各党は、パートナーとなる他党との政策範囲を最小化しようとする（Müller and Strøm 1990）⁽²⁾。

まず、連合政権という点から政党の選挙協力について考えると、政党は、政権を得るために他党と連携し、選挙前連合の目的が政権獲得に向けられていると理解できる。政党連合の具体的な目標は多数派の獲得にあり、各党は、連合として一つでも多くの議席を獲得しようとする。複数の政党が自由競争を繰り広げる状況において、政党は、本質的に得票の最大化を目指すものとされる（Downs 1957; Müller and Strøm 1990）。政党連合が政権獲得を目的とする場合に、連合にとっての合理的な手段は、各党の得票の最大化よりも、連合での議席の最大化である。

実際に、選挙制度やキャンペーン活動のコストの影響により、得票の最大化が議席の最大化をもたらすとは限らない。たとえば、多数代表制が採用されている場合に、得票数と議席数とは必ずしも比例しない。政党連合は、同じ議席を争わないことについて連合パートナーと合意しており、自党の議席よりもパートナーの議席を優先することがある。選挙前連合とは、各党が票を融通しあうことによって互いの議席を最大化しようとする試みである。政党は、連合を通じて、単独で獲得する票および議席という、いわば「私的財」を連合での票および議席という「公共財」に転化する（Carroll and Cox 2007）。

このように考えると、選挙前連合が政党間の競合に何らかの影響を与えたり、競合の在り方が協同の在り方を左右したりする関係を想定できる。政党間競合がみられるからこそ選挙前連合が形成されるのであり、選挙前連合は、政党間競合から生まれる「相互作用のシステム」である。

本稿は、選挙前連合と政党間競合とのかかわりに焦点を絞り、選挙前連合を政党間相互作用の一つとして捉えるとどのような論点や分析視角を導き出すことができるのか、政党間競合の特徴が選挙前連合に違いをもたらすのかなどの点を論じる。本稿の行論は以下のように進められる。次節では、選挙前連合そのものに目を向けて、連合政権との重なりや違い、選挙前連合に注目する際の主たる論点を整理する。政党が連合を形成するという点において、連合政権の見方を選挙における政党連合に適用することができる。しかし、政権における連合と選挙における連合との間には、各党の議席数が確定しているか否かという点に違いがある。政党が連合政権を形成する動機と選挙前連合を形成する動機には共通点があるとしても、選挙前連合は議席数が定まっていない時点での政党連合を示すものであり、連合政権のモデルを選挙前連合に適用することはできない。

続く第3節では、選挙前連合と政党間競合との結びつきに注目し、メア（Peter Mair）が提示した政党間競合の構造をとり上げる。ここでは、選挙前連合の分析視角として政党間競合の構造を援用できる点について示すとともに、閉鎖的なシステムと開放的なシステムにおいて、政党間の協同と競合をどのように位置づけることができるのかを整理する。最後に、本稿の知見と今後の展望を論じる。

2 選挙前連合の分析視角

(1) 連合政権と選挙前連合

連合政権と選挙前連合は、政党同士の協同がみられるという点で類

選挙前連合と政党間競合

浅井 直 哉

1 問題の所在

本稿の目的は、選挙前連合 (Pre-Electoral Coalition: PECs) を政党間相互作用を示す側面の一つとして位置づけ、選挙前連合と政党間競合とのかかわりについて論じることにある⁽¹⁾。本稿の主たる問題関心は、政党の協同と競合との間にどのようなかかわりがみられるのかという点に向けられる。選挙前連合とは、複数の政党が単独で公職の獲得を目指すのではなく、選挙において協力的な戦略を採用する事例について示すものである (Golder 2006)。レズニック (Danielle Resnick) は、「①大統領選挙または議会選挙のいずれかの目的のために、二つ以上の政党が一つの旗じるしのもとに合同すること、または、②政党がそれぞれの旗じるしのもとで競合するが、同じ議席をめぐって連合パートナーと競合しないことに合意する交渉を通じた協定」 (Resnick 2011: 736) と定義している。選挙前連合は、複数政党が選挙の際に協同する現象を示しており、政党間相互作用の一つの側面である。

選挙前連合は、そもそも互いに競合する政党が選挙に際して形成する協力関係である。政党間の協同と競合が異なる現象であるとしても、選挙前連合と政党間競合との間には直接的なかかわりがあり、そこには共通点がみられる。政党は、競合のために他党と協同するのであり、選挙前連合は、選挙を介して政党間の協同と競合とを結びつけている。

山崎重孝 (2003) 「基礎的地方公共団体のあり方」『自治研究』79巻10号

- Bache, I. Bartle, I and Flinders, M. (2016). Multi-level governance, in *Handbook on theories of governance*. Cheltenham: Edward Elgar
- Cours des comptes. (2019). *Les Finances Publiques Locales, Rapport sur la situation financière et la gestion des collectivités territoriales et de leurs établissements publics*. Cours des comptes
- Frey, B. and Eichenburger, R. (1999). *The New Democratic Federalism for Europe*. Cheltenham: Edward Elgar
- Frinault, T. (2012). *Le pouvoir territorialisé en France*. Presses Universitaires de Rennes
- Hooghe, L. and Marks, G. (2001). Types of Multi-Level Governance. *European Integration online Papers (EIoP)*. Vol. 5 N° 11
- Kamimura, S. (2024). Administrative Reforms from Historical Aspects, in Agata, K., Inatsugu, H. and Shiroyama, H. (Eds.). *Public Administration in Japan*. London : Palgrave Macmillan
- INSEE (2020). *Tableaux de l'économie française Édition 2020*
- Keuffer, N. (2020). L'autonomie communale en Suisse: conceptualisation, classifications empiriques et facteurs explicatifs. *Cahier de l'IDHEAP* (Institut de Hautes Études en Administration Publique, Université de Lausanne) 314/2020
- Kuhlmann, S. (2015). Administrative reforms in the intergovernmental setting : impacts on multi-level governance from a comparative perspective. *Multi-Level Governance: The Missing Linkages: Volume 4*. Bingley: Emerald Publishing
- Kuhlmann, S. and Wollmann, H. (2019). *Introduction to Comparative Public Administration*. Cheltenham : Edward Elgar.
- Marks, G. (1993). Structural Policy and Multilevel Governance in the EC, in Cafruny A., and Rosenthal G. (Eds.). *The State of the European Community (Volume 2)*. Harlow: Longman.
- Poupeau, F. (2017). *Analyser la gouvernance multi-niveaux*. Grenoble : Presse universitaire de Grenoble
- Le Sénat (2006). *Acte de colloque "Les modèles français et japonais du regroupement intercommunal"*. Sénat 23 février 2006
- Stephenson, P. (2013). Twenty years of multi-level governance: "Where Does It Come From? What Is It? Where Is It Going?". *Journal of European Public Policy*. 20 (6)

- 小西砂千夫 (2005) 「平成の大合併を振り返って」『産研論集』32号
- 篠原俊博 (2004) 「市町村合併の推進」横道清孝編著『自治体改革1 地方制度改革』ぎょうせい
- 自治体国際化協会 (2005) 「フランスの広域行政—第4の地方団体」『CLAIR REPORT』No 276
- 自治体国際化協会 (2006) 『スイスの地方自治 Les collectivités locales en Suisse』
- 自治体国際化協会パリ事務所 (2017) 『フランスの地方自治 Les collectivités locales en France』
- 下野恵子 (2006) 「平成の「自主的」合併について：スウェーデンにおける地方自治体の「強制」合併と分離運動から考える」『会計検査研究』No.33
- 新世紀自治研究会 (1998) 『地方自治・新時代の風 新世紀への提言・先進自治体の事例』ぎょうせい
- 進藤兵 (2003) 「「地方分権」から「地方構造改革」へ」加茂利男編著『「構造改革」と自治体再編 平成の大合併・地方自治のゆくえ』第8章 自治体研究社
- 菅沼栄一郎 (2005) 『村が消えた—平成大合併とは何だったのか』祥伝社新書
- 全国町村会 (2008) 『道州制と町村に関する研究会「平成の合併」をめぐる実態と評価』
- 高島茂樹 (2002) 『市町村合併のそこが知りたかった』ぎょうせい
- 立岡健二郎 (2021) 「平成の市町村合併の検証を試みる—市町村の能力強化・効率化は実現されたのか」『JRI レビュー』Vol 7. No.91
- 辻山幸宜 (2004) 「市町村再編の構図はいかにして形成されたか」『季刊行政管理研究』106号
- 中田晋自 (2019) 「フランスの地方自治体改革 (2010年) における新しい市町村合併政策—「新コミュン (commune nouvelle) 制度」の創設とその現況—」
- 『愛知県立大学外国語学部紀要』51号 (地域研究・国際学編)
- 西尾勝 (2007) 『地方分権改革』東京大学出版会
- 福田猛仁 (1998) 「EU Multi-level Governance の検証：英国を事例にして」『比較社会文化研究』3号
- フランス政府サイト『vie-publique.fr』<https://www.vie-publique.fr/fiches/270602-en-quoi-consiste-l-intercommunalite> (2024年3月29日閲覧)
- 増島俊之・小林秀徳 (2003) 『証言 大改革はいかになされたか 意思決定者の着眼』ぎょうせい
- 御厨貴・牧原出編 (2018) 『聞き書 野中広務回顧録』岩波現代文庫
- 森川洋 (2013) 「平成の大合併の実態と問題点」『自治総研』通巻421号
- 森川洋 (2015) 『「平成の大合併」研究』古今書院

1号

- 稲本守 (2003) 「欧州連合 (EU) の「地域政策」と「マルチレベル・ガバナンス」」『東京水産大学論集』38巻
- 今井照 (2008) 『「平成大合併」の政治学』公人社
- 今井照 (2010) 「市町村合併に伴う自治体政治動向について— 政治的視点からの合併検証 — (2009) (1)」『自治総研通巻375号』地方自治総合研究所
- 臼井陽一郎 (2015) 「EU のマルチレベル・ガバナンス論：その統合理論としての意義の再考 (転換期のヨーロッパ統合)」『国際政治』2015巻182号
- 大森彌 (2003a) 「市町村の再編と基礎的自治体論」『自治研究』79巻12号
- 大森彌 (2003b) 「特別企画インタビュー これからの自治のかたち 自治体の決定と責任を尊重する観点から」『年報自治体学』16号
- 岡崎昌之 (2004) 「市町村合併の歴史的経過と平成市町村合併の意義と課題」『農林業問題研究』153号
- 岡田知弘・京都自治体問題研究所編 (2003) 『市町村合併の幻想』自治体研究社
- 小沢一郎 (1993) 『日本改造計画』講談社
- 外務省ウェブサイト『国・地域』<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html> (2024年4月14日閲覧)
- 柏原誠 (2003) 「国際的な地方自治制度の改革動向」加茂利男編著『「構造改革」と自治体再編 平成の大合併・地方自治のゆくえ』第7章 自治体研究社
- 加茂利男 (2009) 「「平成の合併」10年 混迷する国のかたち」『地域開発』通巻537号
- 菊地端夫 (2006) 「ドイツ、スウェーデンにおける市町村合併の現況—近年の動向とその評価をめぐって—」『平成17年度比較地方自治研究会調査研究報告書』(財)自治体国際化協会
- 柑本英雄 (2005) 「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010と INTERREGIIC を例証とした欧州地域空間再編成の研究」『人文社会論叢 社会科学篇』14巻
- 柑本英雄 (2019) 『EU のマクロリージョン—欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』勁草書房
- 国土交通省ウェブサイト『各国の国土政策の概要』<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/index.html> (2024年4月14日閲覧)
- 小島健 (2010) 「ベルギー連邦制の背景と課題」『東京経大会誌 (経済学)』265巻
- 後藤・安田記念東京都市研究所 (2013) 『平成の市町村合併—その影響に関する総合的研究—』
- 小西砂千夫 (2003) 『市町村合併の決断』ぎょうせい

- (24) 菅沼（2005）によると、この講演は自民党本部で開かれた党全国青年議員連盟大会で行われたもので、野中が市町村の1000程度への合併を断言したことにより、それまで動きの鈍かった市町村合併が動き出したという関係者が多いとしている。
- (25) 大森（2003b）は、この連立の意義を「自民党は都市部での選挙の不調を公明党の政権参加で補って」いる関係にあると述べている。
- (26) 西尾（2007）は、「何のための合併かを説明する新規の公共サービスを明示せず、したがってまた市町村に求められる最小規模の目途も提示されなかった。」と述べている。
- (27) 昭和の大合併では人口8千人という基準が法律で示され、また、政府が「町村合併促進基本計画」を閣議決定し、その中で町村削減数の目標値（三分の一に減少）などを詳細に示していた（岡崎（2004））。
- (28) 平成の大合併では、小規模市町村の合併のみでは「1000」という目標の達成は難しいほか、財政効率化のメリットも薄いため、「人口50万人超」の大規模自治体も含むすべての市町村が対象になったとされている（立岡（2001））。
- (29) 全国町村会（2008）も研究会報告の中で、国・府県による「強引な合併誘導策」により「府県が半ば強制に近い形で合併を指導」する例がみられたなどと述べている。
- (30) 同本部で示された「検討項目」8項目中の「3. 地方分権の推進」の筆頭に「(1) 市町村合併の推進」が記載されていた。
- (31) 菅沼（2005）は、野中広務が、小沢一郎の「300」論に対し、「ぼくは1000なんだ。少なくとも3分の1にはしろよと。明治の22年にも、昭和の合併でも3分の1にしたのだから」と発言したことを紹介している。
- (32) 大森（2003a）は、大原が1000の根拠について、「全国に約670ある人口5万人未満の市を周辺と統合して450にする。約550ある郡を一つの市とする」と説明したとする。
- (33) 森総理もこの決定を受けて2000年8月4日、「市町村合併の推進」を検討項目の一つとする行政改革大綱の策定を指示したとされている（後藤・安田（2013）、篠原（2004））。
- (34) 令和2年国勢調査結果

参考文献

- 穂山守夫（2010）「新自由主義的行政改革」『千葉商大論叢』47巻2号
- 池上洋通（2003）「「平成の大合併」から地方制度改革へ」加茂利男編著『「構造改革」と自治体再編 平成の大合併・地方自治のゆくえ』第2章自治体研究社
- 市川喜崇（2011）「昭和の大合併」と「平成の大合併」『同志社法学』63巻

（2024.4.2閲覧）

- (10) 自治体国際化協会パリ事務所『フランスにおける基礎自治体の運営実態調査 人口2,000人未満の「コミューン」における行政運営の実態』Clair Report No. 331 (2008)
- (11) La DGCL (フランス内務省地方公共団体局) 調査報告 (BIS n° 163).
- (12) むしろ平成の大合併においては、市制のための人口特例や政令指定都市の人口要件引き下げなど市レベルの合併・広域化のための誘因が多く設けられている。
- (13) 2000年行革大綱の「Ⅱ 地方分権の推進 (1) 市町村合併の推進 ア 基本的考え方」の前段部分抜粋
- (14) その一方、この答申は、従来の「合併円滑化」という中立的な立場から、「自主的な合併を推進」へと目標を転換するものであり（森川 (2013)）、これまでの「慎重期にピリオドをうって、合併推進の方向に大きく踏み出したもの」という評価も存在する（山崎 (2003)）。
- (15) それまでは、地方議会議員の定数・在任の特例、職員の身分扱い、地方税の不均一課税、交付税の合併算定替え等「合併の障碍除去のため」（辻山 (2004)）のいわば受け身的な措置が定められていた。
- (16) 例えば、同勧告直後の1997年7月28日の「地方自治・新時代セミナー in 中部」における自治省松本行政局長（当時）の次の発言がある。「広域行政で取り組めば合併は必要ないのではないのかということをよく言われるのですが、私どもは少し違った考えをもっているのですけれども、その辺どうでしょうか。」（新世紀自治研究会 (1998)）
- (17) 経団連「財政民主主義の確立と納税に値する国家をめざして一財政構造改革に向けた提言」（1996年12月）
- (18) 経済同友会「市場主義宣言」（1997年1月）
- (19) 西尾は、この時の模様について「ほとんど全員が同じことをおっしゃいました。（略）こんなに一斉にみんなでこんなことを言うかと思いました」と驚いたことを述べている（増島・小林 (2001)）。
- (20) 当時市町村合併に懐疑的な見解を表明したのは社民党と共産党のみであったとされている（市川 (2011)）。
- (21) 他方で、このように、自民党が地方部の行政コスト削減をアピールすべく市町村合併を主張し始めたことについて、「このことが合理的行動であるかどうかについては疑問視されている（今井 (2008)）」との見解も存在する。
- (22) 大森 (2003b) は、こうした政権政党の合併推進の態度を「都市選挙戦略」の発動と呼んでいる。
- (23) この記述は進藤 (2003) によれば、新進党が産業界の「分権改革」プログラムに反応して1996年1月の同党「政権政策構想」に市町村合併を掲げたことに対抗するものだったという。

人口規模が県を超える市町村の増加、昭和の大合併で基準とした人口8000人を下回る市町村が466と全体の4分の1程度に及んでいる⁽³⁴⁾などのいびつな状況がみられる。

加えて、少子高齢化や過疎化など、その当時からの自治体を取り巻く課題は深刻化する一方である。また近年の社会全般のデジタル化の動向も考慮に入れるべきであろう。

平成の大合併を取り巻く政治的な動機やその功罪についての議論はあるにせよ、政治・行政も含め更なる日本型 MLG の追求を広範に議論する必要性は高まっているのではないか。

注

- (1) フランスは1982年以降、州（レジオン）を創設したことにより三層制国家となった。
- (2) 柏原（2003）は、欧州では「1980年代以降は、大規模な合併は行われておらず、」既存の地方政府構造を保持しつつ、問題領域ごとに政府間協力によって対応するⅡ型の対応が主流となっていると述べている。
- (3) このタイプの EPCI は、構成コミューンの規模等に注目して異なった呼称を有している。人口規模の少ない順から、コミューン共同体（communauté de commune）、新都市組合（syndicat agglomération nouvelle）、都市圏共同体（communauté d'agglomération）、大都市共同体（communauté urbaine）である（自治体国際化協会（2005））。
- (4) 例えば、2018年から翌年にかけて行われた「黄色いベスト運動」や2023年の反年金改革ストライキ及びデモ、さらには2024年の反 EU 規制に係る農業者の抗議デモなど。
- (5) 曾我部真裕は、こうしたフランスにおけるデモ等について、同国における法案提出前における利害調整の手續の不十分さを反映して「デモやストなどの直接行動が法案等の政策に意見を反映させるための回路の一つになっている。」と述べたことがある（「ふらんす」白水社2016年2月号）。
- (6) 総務省ウェブサイト「『平成の合併』による市町村数の変化」『市町村合併資料集』https://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/090416_09.pdf（2024年4月6日閲覧）
- (7) 令和5年版「地方財政白書」（総務省）による。
- (8) 正確には「コミューン」の名称が使われるのは1793年以降である。
- (9) フランス首相府立法行政情報部（La direction de l'information légale et administrative (DILA)）サイト *Vie-Publique*. <https://www.vie-publique.fr/>

合併目標を算出した形跡も認められなかった。

このような経緯もあり、小西（2005）が、「（1000という）この目標は理屈に裏付けられたというよりも、ある種の政治的決断として出てきた数字と考えるべきである」と述べていることが妥当するものと思われる。

結語

本稿では主としてフランスと日本の MLG 改革の経緯について述べてきた。前者では政治の反対によってⅠ型改革が進まず、逆に後者では政治的関与によってⅡ型からⅠ型改革に押し戻す動きが確認された。このように我が国において、諸外国のトレンドと逆行する特異な動きになった背景には我が国選挙制度の改革とそれに続く与党の敗北に加え、野中広務が突出したリーダーシップを発揮したことが挙げられよう。その反面で、政治的合併であったため、その根拠・目標数を始め内在的ロジックを欠いた数合わせ的な改革となった面は否めない。

その他の欧州各国に関しても付言すれば、上記のような政治的動因の有無という対立軸以外にも、超国家主体からの影響の有無に係る軸（Ⅰ型のベルギー対Ⅱ型のスイス）及び社会文化的特殊事情の有無に基づく軸（Ⅰ型のベルギー対Ⅱ型のフランス）の存在を看取することができる。他方でスウェーデンにおいて EU 加盟（1995年）以降目立った改革が見られないのは、それ以前に相当程度の合併を実施済みであることその他、同国にベルギーのような言語・文化上の配慮すべき事情や、日本のような政治的動因等の改革プッシュ要因が存在しなかったことを示唆していると考えられよう。

ともあれ、平成の大合併を決定づけた2000年行政改革大綱の決定から既に四半世紀近くが経過しているが、この間、道州制にせよ県・市の二層制問題にせよ議論はあれど、何ら具体的な進展をみせていない。その一方、平成の大合併の結果、面積が都道府県より大きな市の出現、

ると概ね次のとおりとなる。

まず、政府側から同会議に提出した同大綱の概要（案）には市町村合併に係る部分は、「市町村の行政サービスを維持向上させ、行政としての規模拡大・効率化を図る観点」から、「市町村合併をより一層強力に推進」と記載されているだけで、具体的な数値目標は記載されていないかった。

これに対し、野中座長を始めとする多くの与党側出席者が代わる代わる「なぜ与党で決めた数値を書けないのか」、「市町村町会などが（合併に）反対しており、目標値が無ければ進まない」、「与党三党の選挙公約にもなっている」などと強く政府側に迫る議論が展開されている。政府側出席者はこれまでのスタンスを踏襲して、市町村合併は自主的に進めるもので政府として目標値を定めることはできないと理解を求めるが、公明党及び保守党幹部も「1000」を主張するなど、双方の隔たりは大きく、最終的には政府側を代表して内閣官房幹部が「合併目標数は役人レベルで謙論できず、政治で決めて頂きたい」とした上で、「与党のご意見を尊重したい」と引き取って議論を収束させたという流れとなっている。

これを受けて自治省事務局が野中らと接触して案文を調整し、上述の西田の修正もあって、翌17日には「1000」を盛り込んだ最終案文が確定している。

以上のように、この会議では、始めから与党決定の「1000」が議論のベースとなり、その他の数値はもとより「1000」の根拠等についての実質的な議論も一切みられない。また、政府側としても積み上げた議論を放棄し、いわば政治側に「白紙委任」したような形で終息している。

② 目標数「1000」の根拠

結局のところ、注(31)に示した野中発言や同じく注(32)の大原の考え以外に既存文書や先行研究から「1000」の明確な算定根拠は見出すことができない。また当然のことながら、政府・自治省内で何らかの

この答申原案の作成に与ったのは、「当時の自民党行政改革本部顧問で（小渕）首相の経済ブレーンといわれた大原一三衆議院議員であるといわれ」ており（大森（2003a））、その後の2000年行政改革大綱原案策定の過程にも同議員が深くかかわっていたことから、この数値がその後の議論のベースとなったという推測は充分成り立つものと思われる⁽³²⁾。

v) 2000年6月衆議院議員選挙

この選挙で与党三党はいずれも「市町村数を1,000とするという目標を掲げていた」（大森（2003a））。他方で民主党は「全国の自治体を10程度の『州』と1000程度の『市』に再編」するとして、町村が消える案を提示していたほか、自由党は、第一段階で1000、第二段階は300とする目標を設定していた（進藤（2003））。

vi) 与党行財政改革推進協議会での議論

（7月27日の議論）

上記衆議院議員選挙後の2000年7月27日、与党三党の「与党行財政改革推進協議会」（野中座長）は、「年内実施の可能性を検討すべき当面の事項」の中で「基礎的自治体の強化の観点で市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」ことを決定⁽³³⁾。結局、この数値が、同年11月16日の同協議会における政府側との議論のベースとなり、最終的に与党の意向が反映された形となった。

（11月16日の議論）

この会議は、市町村合併に係る2000年行政改革大綱の記述について与党側と政府側が公式に調整を行う最後の舞台となった。既述の地方分権推進委員会第1次勧告をめぐる自民党側の関与と並んで、平成の大合併に係る政治の影響力を示すシンボリックな場面として複数の先行研究がこれに言及しており、「野中幹事長らの与党幹部と自治省幹部の間で大議論になった」（高島（2002））等の言及がなされている（他の文献として進藤（2003））。

その模様を総務省から入手し得た範囲内の資料を基に再構成してみ

Ⅱ－7－(3) 市町村目標数「1000」の根拠等について

では、同大綱記載の数値目標はなぜ「1000」になったのか、本稿の最後に触れておきたい。繰り返しになるが平成の大合併は、i) 動機となる具体的な政策的動機がないため、ii) これから導かれる自治体の最小規模を算定できないこととなり、当然に内在的ロジックに基づく合併目標数も決定できないこととなる。

それでは、この「1000」という目標数はどのような経緯・根拠に基づきコンセンサスとなったのか、以下検証を試みる。

① 市町村合併目標数をめぐる経緯

1000と言う数字は過去の大合併と同様に合併後の市町村数について3分の1規模を目指すという意味合いがあり、切りの良さからインパクトのある数字として早くから関係者の念頭に思い浮かんでいたものと思われる⁽³¹⁾。

以下、時系列に沿って、市町村合併目標数が政党・財界・政府文書等に現れた経緯を示す。

i) 小沢一郎『日本改造計画』（1993年）

小沢は小選挙区導入をにらみ、1993年刊行の著書「日本改造計画」で一層制の300「市」構想を提唱しており、これが後の新進党や自由党の選挙公約（それぞれ1996年及び2000年総選挙）等に反映されたものと考えられる。

ii) 経済同友会提言（1997年1月）

上記Ⅱ－4－(1)－④のとおり「300」という数値を提示している。

iii) 1996年10月衆議院議員選挙

新進党が300程度への市町村合併を公約化

iv) 1999年2月26日 経済戦略会議「日本経済再生への戦略」答申

「全国約3200の市町村を少なくとも1000以下に減らすことを目標に、国は市町村合併を促進するための有効なインセンティブ・システムの拡充について積極的に検討を進める」と、政府関係文書として初めて1000という数値目標を記述している。

レートにその主張を政府目標に持ち込むことができず、いわば双方痛み分けのような結果になったといえる。

2000年行政改革大綱の合併該当部分

Ⅱ 地方分権の推進

(1) 市町村合併の推進

ア 基本的考え方

(前略) 与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

表3 第2次森内閣下の行政改革大綱策定に向けた動き

2000年	
7.4	第2次森内閣発足。 ・同日付で中川秀直内閣官房長官、續訓弘総務庁長官に行政改革に関する総理指示 ・市町村合併の推進が与党三党（自民・公明・保守）の政策合意となる。
7.24	森総理から西田自治大臣への市町村合併推進への督励指示
7.27	与党行財政改革推進協議会（野中座長）、「1000を目標とする」決定
7.28	第149回国会森総理大臣所信表明演説、「市町村合併を含む体制整備」に言及
8.4	森総理、政府行政改革推進本部で「市町村合併」を含む行政改革大綱の策定指示 ⁽³⁰⁾
8.5	野中自民党幹事長講演（自民党本部）
8.8	森総理が地方分権推進委員会に対し市町村合併の推進についての議論を指示
11.16	与党行財政改革推進協議会、合併の目標数記載をめぐり政府側と議論（後述）
11.17	合併規模「1000」を盛り込んだ行政改革大綱の案文が事実上確定
11.27	地方分権推進委員会「市町村合併の推進についての意見」（市町村合併の意義、推進方策などを盛り込み。合併目標数等は記載されていない）
12.1	2000年行政改革大綱閣議決定

注：立岡（2021）等に基づき筆者作成

平成の大合併は、明治・昭和の大合併とは異なり、①学校設置・運営のための小規模町村解消＝行政体制整備というような直接的な動因が存在せず⁽²⁶⁾、②そのため自治体の最小人口規模も示されていないほか⁽²⁷⁾、③町村のみならず市の合併も行われた⁽²⁸⁾等の違いがある。いわば、過去の大合併にはみられた「合併のロジック」が示されないまま実施された改革であった。

また、その結果として当事者である市町村自体も、合併の必要性を自らの問題として自覚していたとは言えず、「国政政治家からの「外圧」によって地方自治政策コミュニティが合併へと踏み切らされることになった」（岡崎（2004））と批判されるものとなった⁽²⁹⁾。

Ⅱ－７ 2000年行政改革大綱の特異性②：「目標数1000」

Ⅱ－７－(1) 第2次森内閣における経緯：合併数値目標のクローズアップ

2000年行政改革大綱策定時における最大の争点は、当該合併が自発的・自主的なものなのか（自治省）、あるいは政府として目標をもって進めるべきものなのか（与党）の対立であった。これをめぐる与党の政府側への圧力は累次の選挙敗北の影響もあって強力なものであり、森総理自身も数値目標自体には直接言及しないものの、関係閣僚への指示、所信表明演説での言明、地方分権推進委員会への取組み要請など、数次にわたり異例のトップダウンの動きを見せている（下記表3参照）。

Ⅱ－７－(2) 大綱上の「1000」の表現

最終的に決定された当該行政改革大綱の文言は下記のとおりであり、政府としての「目標的」な内容を盛り込みつつも、自治省が一貫して主張してきた「自主的な」合併の基本は維持されているという折衷的なものとなっている。実際、閣議決定に明記された「1000」という数値も与党における目標数を引用した形であり、政府側でなんらかの基準を定めたという形にはなっていない。他方で与党側にとってもスト

的に検討を行い、双方の案をすり合わせて策定していくという内容・プロセスとも政治性の強い性格を有していたが、中でも市町村合併は政治側の関心が特に強い項目の一つとなっていた。以下、この大綱に政治的関与の結果がどのように表れているか検証する。

Ⅱ－6－(1) 2000年行政改革大綱の持つ政治的インパクト

池上（2003）は、2000年11月ごろになっても、市町村側は、全体として「情勢待ち」の雰囲気であったが、そうした状況を同大綱が「一気に打ち破った」としている。同大綱がそうした衝撃をもたらした理由として池上が挙げるのは下記2点である。

- ① 合併目標の市町村数を「初めから定めることは適当ではない」という1998年の地方制度調査会答申の方針を政治側が頭から否定するものであったこと。
- ② 与党による協議の結論を地方制度調査会答申の上に置くという性格のものであること。

特に②の点は、自治体の自由な選択であるべき問題に政党が介入したことを公式に明らかにする結果となり、「このときから市町村合併政策は、政治的色彩を強く帯び、権力的な手法を強めることとなる」としている（池上（2003））。

また、自治省内においても同大綱策定までは、市町村合併に対する姿勢は必ずしも1枚岩ではなかったが、この時以降、「我々はルビコン川を渡ったのだ」（自治省幹部）との認識が持たれるようになり、政治側の強硬な姿勢により合併推進に拍車がかかっていくことになったとしている（篠原（2004））。

Ⅱ－6－(2) 過去の大合併との違い

では、上記のように政治的影響力のもとに実施された結果、平成の大合併はそれまでの2回の大合併とどのように異なる特徴を持つことになったのであろうか。

できる（高島（2002）、篠原（2004））。

以下、具体的に西田の市町村合併への関与を記載する。

- ・ 2000年7月24日に森総理から合併に向けての督励指示を受けた西田は、同年8月、自治省幹部に「市町村合併だけはどうしてもやり遂げなければならない」と指示、これを受けて同省内で合併に係る「西田プラン」の策定が開始された（篠原（2004））。
- ・ 同年10月、西田は全都道府県知事あてに市町村合併に関する親書を発出。これまでの伝統的な考えから自治省が決別したことを自治体側に示した（高島（2002））。
- ・ 同年11月「西田プラン」（平成12年11月22日市町村合併推進本部決定「市町村合併の推進に係る今後の取組」）を発表（高島（2002））。
- ・ 合併数値目標の盛り込みに関しても、高島（2002）は、西田と野中の両者が早い段階から「1000という数値目標が必要であるとの認識で一致」していたと記している。
- ・ 同年11月16日の与党行財政改革推進協議会の直後に自治省当局から案文修正案を示された西田は、事務局当初案の「〔（与党協の）方針を踏まえつつ〕を「方針を踏まえて」とより積極的な文言に修正」した（篠原（2004））。これにより「1000」という数値目標は、考慮事項の一つという位置付け（「踏まえつつ」）から、重要なベースライン（「踏まえて」）に大きく変更され、その「目標性」が高まったと言える。

このような経緯は、終始一貫して西田が消極的になりがちな自治官僚のマインドを牽引してきたことを物語るものであり、その役割は大きいと言わざるを得ないであろう。

Ⅱ－6 2000年行政改革大綱の特異性①：合併のロジック

上記の各種要因が絡み合って策定された標記閣議決定はどのような特徴を持つことになったであろうか。もともとこの大綱は、2000年8月4日の総理指示の検討項目をベースに、政府側と与党側が同時並行

- i 上記① i のとおり、地方政治家経験に由来する強い信念を持っていたこと
- ii 政権の最重要課題である行財政改革に与党側最高責任者として直接関与できたこと
- iii 同じく合併推進を掲げる公明党と気脈を通じる連立のキーパーソンだったこと
- iv 選挙責任者の立場で、選挙連敗の総括と選挙戦略の立て直しの中心にいたこと
- v 同じ地方政治家の経歴を持ち、盟友関係にあった西田司が自治大臣であったこと

このうち i ～ iii は既出であるので、以下 iv 及び v の要素について分析する。

③ 選挙敗北後の選挙責任者であったことの意味（上記② iv）

様々なバックグラウンドと政治信条を有する政治家が、本件にみられるようにほぼ異論なく意見を一致させることはまれであると言えるが、これを可能とした要因としては、度重なる選挙敗北の衝撃が、危機感を共有させた点が大きいと思われる。この点で野中は自分の信念である合併推進を選挙戦略に転換できるポストとタイミングに恵まれていたこととなる。逆に言えば、小選挙区制の導入とその帰結としての自民党の選挙連敗がなければ、いかに野中のリーダーシップが優れていても、各議員が「異口同音に」その主張に同化することは難しかったのではないか。

④ 西田司の存在（上記② v）

野中の影響力が甚大であったことは間違いないとしても、事務当局の官僚が従うのは自省の直属の上司である大臣である。その点、経歴・政治信条を共有する西田が自治大臣であった意味はもっと強調されて良いと思われる。先行研究を見ても、この両者が党と政府のそれぞれで共同戦線を張って数値目標の盛り込みに取り組んだ経緯が確認

とができたのかという疑問は残っている。以下、これらについて分析を試みる。

① 野中広務の「信条」

野中が一貫して平成の大合併に係る議論をリードしてきた理由について、菅沼（2015）は、町議、町長、府議、副知事等を歴任し自治体の現場を熟知した政治家ならではの野中のリアルな述懐を紹介している。

i) なぜ市町村を重視するのか

野中は自治省が権限委譲先を都道府県中心に進めてきたことに対し、「住民の基礎的自治体は市町村なんだ。そこがしっかりすれば府県制度なんていらんなんです。」（菅沼（2015））と述べている。これについては、御厨・牧原（2018）の聞き取りにおいても、自らの町長経験等から、「（京都には）京都府という自治はあるけれども、京都府に隷属するかどうかによって市町村の自治が決められている。京都の市町村には地方自治など存在しないという感じがした」と述べており、野中が地方政治家であった当時の蜷川府政が町村に対し「忠誠」を誓わせていたことへの反発が、野中の市町村中心論の原点となったことを窺わせるものとなっている。

ii) なぜ数値目標を重視したのか

菅沼（2015）において、野中は自治省の自主的合併路線に対して、「（自主的合併）はありえない。（人口が）少なけりゃ少ないほど（合併は）難しい。みんな談合してきたんだから今まで。それが、スジの通ったところへ行こうなんて、できないですよ」と述べており、上からの圧力がなければ、自治体首長・議員などの政治側の抵抗が大きくて合併が進まないことを示唆している。

② なぜ「影響力」を持ちえたのか

もとより、自民党幹事長と言う重職にあり、その剛腕ぶりから「影の総理」という異名をとった野中であるが、それだけでは本件に係る異例の影響力の説明がつかない。既に指摘した点も含め、その要因を探ると以下の5つに整理できるとと思われる。

ii) 2000年6月25日衆議院議員選挙

この選挙でも自民党は再び都市部（特に東京）で敗北し、都市重視の戦略が加速化することになる（大森（2003a））。同選挙の直後の7月4日には、自公保連立内閣として第2次森内閣が発足しているが、度重なる選挙敗北を踏まえ、「市町村合併の推進が与党三党の政策合意とな」った（大森（2003a））ことが、2000年行政改革大綱に市町村合併が盛り込まれる過程の出発点となった。

また、続く7月27日に与党三党は合併後の市町村数を「1000を目標とする」決定を行っているほか、8月5日には野中自民党幹事長が党本部での講演で「交付税による自治省の護送船団方式」が財政力の弱い自治体を温存させることにより、「市町村合併を阻害している」と言い切っている（大森（2003b））など⁽²⁴⁾、自民党内の切迫感が異様なほどに高まっている状況がわかる。

② 「都市型政党」としての公明党の影響

1998年参議院議員選挙での惨敗の結果、自民党は他党との連立政権を発足させることになるが、1999年10月5日に政権参加した公明党は、都市部に選挙基盤があることから、上記の自民党の都市重視戦略への傾斜を加速させることとなる（大森（2003a））⁽²⁵⁾。

また、公明党の冬柴幹事長（当時）は、野中自民党幹事長が自治相として地方分権推進法を提出した際の所管委員会理事であり、その時以来「得も知れない友情」を感じる関係になったとされている（御厨・牧原（2018））。この両者の密接な関係が市町村合併の推進力の一翼となったことは疑いないと思われる。

II-5-(4) 中核的存在としての野中広務

多くの先行研究（高島（2002）、辻山（2004）等）が、平成の大合併をめぐる政治的動きの中心にあったのが野中であることを指摘している。他方で、なぜ野中は市町村合併への強い意欲をもち、合併数値目標を定めることを主張したのか、またなぜ、政府側に強い関与を及ぼすこ

Ⅱ－５－(3) 政党の選挙戦略と市町村合併

それでは、なぜ政治側はこのように異例なほど合併推進に拘泥したのであろうか。その背景に各党の選挙戦略があったことは、多くの先行研究によって明らかにされている（大森（2003ab）等）。その直接の要因となったのが、1998年の参議院選挙で都市部において自民党が大敗したことであることも通説となっている（岡田（2003）、岡崎（2004）、森川（2015）⁽²¹⁾）。特に大森（2003a）は、同選挙を中心とする「1999年の前後がその政治的分岐点であった」とし、それまで農山村地域を主要票田としていた自民党が、「その軸足を都市部へ移す決心を市町村合併という形で表し始めたのが、この時期であった」とする⁽²²⁾。

しかしながら各政党はこの選挙で初めて市町村合併について主張し始めたわけではなく、それ以前から各党独自の合併論を展開してきている。以下、まずは1996年衆議院議員選挙前後の動向に着目する。続いて1998年参議院議員選挙の後に行われた2000年の衆議院選挙結果も市町村合併に影響を与えていることを述べる。

① 自民党の「都市選挙戦略」

i) 1996年衆議院議員選挙

1996年8月に自民党行政改革推進本部は、来るべき衆議院議員選挙を控えて、「橋本行革の基本方向について」を発表し、「市町村合併や一部事務組合・広域連合制度の活用を促進し基礎的自治体としての適正規模の実現」（進藤（2003）⁽²³⁾）を主張している。

ただし、その直後に行われた1996年10月衆議院議員選挙においては、新進党が300程度への市町村合併、民主党が地方自治体の行政単位の拡大を掲げているのに対し、自民党の公約は直接市町村合併には言及していなかった。この選挙で自民党は都市部選挙区で新進党及び民主党に敗北するが、進藤（2003）によれば、このことが上述の1998年参院選より2年早く自民党の政策を都市重視に変更した要因であり、更には同年12月の地方分権推進委員会に対する「異口同音」の注文につながったとみることができよう。

など)、特に分権改革の当事者であった西尾勝は、「『平成の市町村合併』は、政治主導でやみくもに始められ」、終始一貫、政治主導で進められてきた(西尾(2007))と述べている。また、その背景として与党が都市部支持層の基盤強化を狙った側面を指摘する分析がある(今井(2010))。

以下、その影響が具体的に表れたケースを、地方分権推進委員会第2次勧告及び2000年行政改革大綱(Ⅱ-6以下で記述)の2つに絞って記す。

Ⅱ-5-(2) 地方分権推進委員会第2次勧告と政治の影響

この勧告については、上述のように政府部内での方針転換の一つのシンボリックな存在となっているが、これに関しては同委員会最終報告(2001年6月14日)において、同委員会が当初、いわゆる「受け皿論」による議論の混乱を避けるため、これを「一時棚上げ」にして、分権を推進することを基本方針としていたが、「市町村合併については分権改革と同時並行して推進すべしとする声が各方面で高まるばかり」であったことから、第1次勧告後に市町村合併問題の調査審議を開始し、第2次勧告に至ったとする経緯が述べられている。

ここでいう「各方面」の声の一つとして西尾(2007)のよく知られた述懐がある。それによれば、1996年12月、地方分権推進委員会の委員らが、第1次勧告について自民党行政改革推進本部に「ご説明」に赴いたところ、多くの自民党議員が、ほとんど異口同音に機関委任事務廃止により都道府県の権能のみが増大するのはおかしい、市町村合併の推進と首長の多選の制限をすべきであると発言した、というのである(西尾(2007))⁽¹⁹⁾。こうした意見は、当時、与野党間の壁を超えた国会議員の多数意見であった模様であり⁽²⁰⁾、同委員会としては、こうした政治の意向を受けた形で、合併の検討を開始し(西尾(2007)、市川(2011))、1997年7月の第2次勧告によって、「それまで合併に中立的であった自治省の態度を変え」た(市川(2011))とされている。

明らかにした点であり、このことが自治省のⅡ型改革追求路線からの転換に寄与した大きな理由であると考えられる。その理由について森川（2015）は、広域連合の形成（Ⅱ型改革）では、「地方交付税の節減に
ならず、国家財政の改善に役立たない」からであると分析している。

Ⅱ－４－(3) なぜ市町村合併は「行政改革大綱」に位置付けられたのか
では、市町村合併はなぜ行財政改革の一環として位置づけられたのか。言い換えれば、2000年8月4日に森総理が「市町村合併」を含む行政改革大綱の策定を各閣僚に指示したのはなぜか。このことについては、「行政改革の文脈で合併が議論されてきたことは、後世の批判に耐えられないのではないか。」（小西（2005））のような批判もみられるところである。

他方で、同行政改革大綱は、その前書きにあるとおり「中央省庁等改革の成果をより確実なものとする」ことを目的として策定されたものであり、理論上は、穂山（2010）が指摘するとおり、「中央省庁等改革」と市町村合併は「連動」することになる。すなわち中央省庁等改革が、国家行政を「国防・外交等に重点化」し、それ以外の多くの行政の役割を地方が代替することとなれば、「それにふさわしい基礎的自治体の適正規模」（穂山（2010））もまた同時に追求する必要があることになるからである。

ただ、これに関しては、与党側が当時政権の最重要課題であった行財政改革への動きを利用して、市町村合併に託した政治的意図を実現させようとしたものと見ることも可能である。では、その政治的な意図とは何であったか以下で分析する。

Ⅱ－５ 平成大合併と政治の思惑

Ⅱ－５－(1) 概要

大森（2003a）は、平成の大合併は、「政権党の意向によって梓づけられている。」としている。同様の指摘は枚挙に暇がないが（市川（2011）

Ⅱ－４－(2) 財政構造改革の立場からみた「合併論」

行政改革と表裏一体で進められていた財政構造改革であるが、合併論に関しては、1997年6月3日の閣議決定「財政構造改革の推進について」が地方分権推進委員会第2次勧告等与えた影響が指摘される。

① 閣議決定に現れた「合併論」

ここには、地方財政に係る措置の一環として「市町村の合併について、集中改革期間中に実効ある方策を講じ、積極的に支援していく必要がある。」との記述があり、閣議決定レベルで初めて市町村合併を「積極的に支援」するとの方針が示された。この閣議決定については、前述の地方分権推進委員会第2次勧告でも「「財政構造改革の推進について」における市町村合併の推進に関する指摘も踏まえつつ、」と引用されるなど、政府の方針転換に当たっての大きな要因の一つと考えられる。

また、この閣議決定で注目すべき点は、政党も参加した「政府・与党財政構造改革会議」での決定をベースに策定されていることである。市町村合併に対する与党側の関与は後に述べるが、この時点で国政政治家の本問題へのコミットが想起されるものとなっている。

財政構造改革の推進について（抄）平成9年6月3日 閣議決定

財政構造改革については、政府・与党財政構造改革会議「財政構造改革の推進方策」に沿って次のように決定し、着実かつ強力に推進することとする。

12. 地方財政

- (5) なお、地方自治、地方分権を推進するに当たっては、その主体となる地方公共団体の行政体制を並行して強化していく必要があり、このような観点から、市町村の合併について、集中改革期間中に実効ある方策を講じ、積極的に支援していく必要がある。

② 大蔵省の意図とⅡ型改革路線の放棄

さらに注目すべき点は、この閣議決定を通じて大蔵省（当時）が「交付税制度そのものの改編（縮小・廃止を含む）と交付税に依存しない自己資金調達」のために「市町村合併を推進」（進藤（2003））する姿勢を

「受け皿論」の観点から自主的な合併を提言している。ただし、そのための支援措置に関しては第2次行革審で触れられていた地方交付税・地方債等の文言が見られなくなり、抽象的な一般論で終わっている。

臨時行政改革審議会（第3次行革審）最終答申（抄）（1993年10月27日）

Ⅳ 地方分権の推進

5 自立的な地方行政体制の確立

- (2)（前略）さらに、望ましい基礎的自治体の在り方について幅広い議論が行われ、国からの権限の移管等の推進や地方自治体の財政基盤の強化と相まって、市町村の自主的な合併が推進されていくことが望まれる。この場合にあっても、国としては、あくまでも地方主導で地域の実情や特色を反映した自治体形成ができるような支援措置を講じるべきである。この観点から、市町村の自主的な合併の推進のための措置の在り方について検討を進める必要がある。

これら2つの審議会答申のうち地方分権関係の議論は1995年に設置された地方分権推進委員会に引き継がれたものの、同委員会は当初、「受け皿論」を意図的に回避し、市町村合併に関する検討を行っていなかった。その方針を転換するのが前述の1997年の同委員会第2次勧告となる。

④ 経済界提言における「合併論」

新自由主義的行財政改革推進の背景に経済界の意向が大きく影響していたことは周知の事実であり、歴代の行政改革推進機関のトップが大物財界人であったことがそれを裏付けている。国・地方を通じた行財政改革についても経済団体連合会や経済同友会が提言を行っており、小規模自治体の解消や市町村合併等について述べている。特に前者については、「人口30～50万人程度の自治体へと再編・統合」⁽¹⁷⁾すること、後者については、「自立可能な300程度の規模に再編する」⁽¹⁸⁾ことなど具体的な合併の目安を示していることが注目される。

でいえば、中央政府のスリム化を主眼とする「国・地方を通ずる行財政改革」が中心的課題とされ、その帰結として「地方でできることは地方で」という事務・権限委譲の流れが起きてくる。そして、その受け皿としての市町村機能の強化、ひいては市町村合併へと至る道筋が描かれてきたと考えられる。

こうした考え方が表面に現れた例として、1989年の第2次行革審及び1993年の第3次行革審がそれぞれ「市町村合併」に関して行った答申が挙げられる。これらの答申は、昭和の合併以後、40年近く大規模な市町村合併に向けた動きが無かった後に、初めてその沈黙を破って市町村合併を取り上げた形となっている。

② 第2次行革審における「合併論」

第2次行革審（臨時行政改革推進審議会）は臨調以来の行財政改革の基本方針を引き継ぎ、国・地方を通じ、官民の役割分担の在り方見直しや、簡素で効率的な行政実現のために各般の調査審議を行った機関である。

その答申は下記のとおり、政府文書としては最も早い時期に自主的な合併の「推進」の文言を使用している。その他にも、後に制度改正として結実する地方交付税・地方債等の支援措置の必要性や都道府県が積極的に関与すべきことなど、平成大合併に向けて展開された諸施策の原型が既に現れていることが注目される。

臨時行政改革審議会（第2次行革審）「国と地方の関係等に関する答申」（抄）（1990年1月）

Ⅲ 地域行政主体の整備・多様化、広域行政への対応

3 市町村行政の広域化

(3) 市町村合併の推進

市町村の自主的な合併を推進するため、地方交付税、地方債その他の国の支援措置を含めた方策を講ずるとともに、都道府県は、条件が整った地域について関係市町村の合意形成のために必要な役割を果たす。

③ 第3次行革審における「合併論」

第3次行革審も基本的に第2次行革審の立場を引き継ぎ、分権の

道府県に要請したものである。初めて国が具体的な議論に踏み込んでイニシアティブを示したものとして、山崎（2003）は、この時点で国がⅡ型からⅠ型改革への「ルビコン川をわたる」ことになったと述べている。事務的な通達ではあるが、自治省が、合併推進に向けて具体的な行政措置を講じる第一歩となったと考えられる。

Ⅱ－４ 平成の市町村合併と行財政改革

上記のような1990年代の自治省の方針転換の背景には、以下の3つの外的要因が存在したことがわかっている。

- i) 新自由主義的行政改革の流れ
- ii) 財政再建の立場からの流れ
- iii) 与党政治家の思惑

i) の流れは臨調・行革審以来、脈々と持続されてきたものであるが、これは概ね ii) の財政再建の流れと表裏一体のものとして遂行されてきた経緯がある。平成の大合併の特徴的な点は、これらの行財政改革路線が、iii) の政治的思惑と合流することでエネルギーを大幅に増大させ、その熱量が自治省系の地域政策路線を飲み込んでいったという構図にあると考えられる。以下、i) と ii) を合わせた「行財政改革路線」の概略を確認しておく。その後Ⅱ－５で政治的影響について述べる。

Ⅱ－４－(1) 新自由主義的行財政改革と「合併論」

① 概要

本項目では、なぜ市町村合併が行財政改革の重要課題とされ、2000年行政改革大綱の主要項目となったのかを振り返ることとする。

英米に端を発する新自由主義的行財政改革は、我が国においても中曽根行革に始まる各種の取組みに大きな影響を与えた。本稿との関係

の「受け皿論忌避」の姿勢から脱したと指摘する。

実際に同答申の該当部分の表題は「Ⅲ 市町村合併と広域行政の推進」であり、合併が広域化より先に記述されるなど、同委員会の方針転換が見て取れるものとなっている。政府内においても、この時点で自治省事務当局の立場がⅡ型からⅠ型改革重視に転換したことを示唆する発言などがみられる⁽¹⁶⁾。

なお、この地方分権推進委員会の方針変更に関して政治側からの圧力があったことについては、数多くの研究成果が存在するが、その内容はⅡ－6－(2)で後述する。

④ 第25次地方制度調査会答申 「市町村合併の推進に関する答申」
(1998年4月24日)

本答申は、上記地方分権推進委員会の第2次勧告を受け継いで、「自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要」として合併の必要性について「真正面から強調」(山崎(2003))したものであり、支援措置として合併特例債等の支援措置などを提言するなど、翌年の合併特例法改正のベースとなった答申といえる。

⑤ 市町村合併特例法改正(2000年4月1日施行)(1999年7月8日)

地方交付税の合併算定換期間を10年から15年にするほか、合併特例債を導入するなど合併推進のための多くの「強力な合併施策」(進藤(2003))が盛り込まれており、「広域行政の推進にウェイトが置かれていた路線を合併推進に転換」(小西(2003))するための「「究極の自主的合併支援法」に進化した」(山崎(2003))法律であったとされている。ここに至って、自治省としての本格的な市町村合併推進のためのツール整備は完了したと言えよう。

⑥ 都道府県知事あて自治事務次官通達「市町村の合併の推進についての指針の策定について」(自治振第95号)(1999年8月6日)

自治省が作成した人口別等の合併のパターン等を示し、これを参考とした都道府県ごとの「市町村の合併の推進についての要綱」を平成12年中に策定し、市町村の合併に向けた積極的な支援に努めるよう都

以下、それぞれの節目となった文書の表現等から、これを確認する。

① 第24次地方制度調査会答申（1994年11月22日）

上記今井（2008）がいう「1990年代の半ば」の状況については、この答申が端的に表していると思われる。同答申の「第5 地方行政体制の整備・確立 2 地方行政体制の整備」の項目では、「広域行政需要への適切な対応を図る」ため、「広域連合制度の積極的な活用を図るべき」として、まずⅡ型改革の重要性を唱えた後に、「市町村が積極的な行政を展開していく」ためには、「市町村の自主的な合併を支援すべき」と記述しており、「合併」の記載順は「広域連合」の次となっている⁽¹⁴⁾。

② 市町村合併特例法の一部改正（1995年4月）

本件改正は、旧合併特例法（昭和40年法律第6号）の10年ごとの期限切れに伴うもので、上記第24次地制調答申を反映して第1条の趣旨規定「市町村の合併の円滑化を図り」を、より積極的な「自主的な市町村の合併を推進し」に改めたものである。そのほか普通交付税の合併算定替の期間延長（10年）、普通交付税の合併補正の導入、合併住民発議制度などを措置している⁽¹⁵⁾。これについては、「2次、3次行革審など市町村合併を求める圧力にも応えて、旧法よりもやや強い合併促進手段を法定した」（進藤（2003））と評されている。また、山崎（2003）は、この改正により「国や都道府県が合併推進のための役割を果たすことを明示したこと」に大きな意義を見出している。

③ 地方分権推進委員会第2次勧告（1997年7月8日）

この勧告の有する意義や経緯については多くの先行研究が存在する。例えば池上（2003）によれば、上述1995年4月の特例法改正以降も「市町村合併についての切迫した言動」が自治省には見られなかったところ、辻山（2004）等は、この答申の「今まで以上に積極的に自主的な市町村合併を推進する」等の文言が、「政府に合併推進の引き金を引かせた」と評価する。同様に山崎（2003）も、この時点で同委員会が、従来

に記述するにとどまっている⁽¹³⁾。

これと、同大綱が決定される直前の2000年11月27日に地方分権推進委員会が提出した「市町村合併の推進についての意見」が挙げた合併の必要性4点を比較してみると、同意見中、(1)少子・高齢社会の到来や高度化、多様化する行政需要への対処、(3)簡素で効率的な地方行政体制の整備の必要性、及び(4)徹底した行財政改革の必要性、に関しては、ほぼ同大綱と趣旨が重なり合うものとなっている。

他方で、同意見中の(2)として、広域的行政展開の必要性を述べた点については、同大綱中に明示されていない。このような日常生活圏と行政地域との乖離解消は市町村合併の要請につながる重要なポイントと考えられる（森川（2015）など）が、行政改革大綱は、あくまで国の行財政改革の視点等を中心に策定されていることから、こうした地域政策固有の視点からの理由は採用されなかったものと考えられる。

このように行財政改革の一環として市町村合併が取り上げられたことの意味合いについては後述する。

Ⅱ－3－(2) 転換点はどこか（1990年代の動き）

それでは、自治省が平成の大合併へ向けて大きく踏み出す契機は何であったのだろうか。

今井（2008）は各種委員会・審議会答申や研究会報告等における市町村合併と広域行政に関するそれぞれの記述量・記述順序、目次等における扱いなどを分析の上、この転換が1990年代の10年間の間に起こったとし、次のように整理している。

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1990年代当初 | 広域行政論が中心 |
| 1990年代半ば | 広域行政と市町村合併が並列 |
| 1997年 | 市町村合併と広域行政の順序逆転（地方分権推進委員会第1次勧告） |
| 1990年代後半 | 広域行政の例外化（合併困難な場合の活用に限定） |

しかし、昭和の大合併は実質的には国主導の措置であり、「地域に多くのしこりを残した」（岡崎（2004））ため、自治省はその後、合併推進に慎重になったとされている。このため1960年代以降は、一部事務組合や広域市町村圏等の広域行政方式で小規模自治体の機能を補完する方式をとることにより、Ⅰ型改革からⅡ型改革への転換が行われている。

これについては、今井（2008）も、昭和の大合併以降、合併が「棚上げされてきた」理由として、「『昭和の大合併』による地域社会の混乱」を挙げているほか、より基本的には、自治体関係者や自治省には「合併へ向けた直接的なモチベーションやインセンティブが存在しなかった」としている。確かに平成の大合併においては、過去の大合併の場合のように学校設置等の直接的な要因は示されていないし、その帰結として小規模自治体の解消といった目的や合併後の人口最低規模も示されていない⁽¹²⁾。

このような自治省のスタンスについて、高島（2002）は、「伝統的な地方自治のあり方からいえば、市町村合併はやや「異端」に属する。」とし、「小さな自治体こそが、本当の住民参加による自治の実現の場であり、Ⅱ型改革による市町村機能の補完が本来的な分権政策の在り方であると説明している。

Ⅱ－３ 平成の大合併の経緯：Ⅱ型からⅠ型への転換

Ⅱ－３－(1) 平成の大合併の実施理由

それでは、なぜこのように本来的在り方であるはずのⅡ型改革路線は放棄され、必然的な合併理由もない平成の大合併が行われたのであろうか。

2000年行政改革大綱では、合併実施の理由を「地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など」の要因を挙げつつ、「市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、」と極めて概括的

- ・なぜ、市町村合併という地域政策マターの問題が行政改革課題となったのか
- ・「1000」という「目標値」は何を根拠に、どのような経緯で議論されてきたのか
- ・中心人物と目された野中広務元自由民主党（以下「自民党」という。）幹事長は、この問題になぜ強い意欲を持ち、かつ、大きな影響力を持ちえたのか。

以下、先行研究結果の整理等を通して、これらの分析も併せて試みることとしたい。

なお、平成の大合併にはその最初の構想段階から一応の終息を見るまでの間に様々な段階を経ているが、ここでは政治の圧力下、行政側がⅠ型改革（合併）への方向転換を決断する決定的要因となった2000年行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）の策定プロセスに焦点を当てることとする。

Ⅱ－２ 日本の MLG の経緯と特徴

Ⅱ－２－(1) 日本の MLG 改革タイプ

前述のとおり、日本は市町村の大合併を3回にわたり実施しており、基本的にはⅠ型改革を実施してきたといえる。しかし詳細にみると、必ずしも一貫してⅠ型が追求されたわけではない。具体的には3回目の平成の大合併を行う前の約40年間は、政府・自治省はⅡ型改革を基本としていたといえる。以下、昭和の大合併以降、Ⅰ型からⅡ型に移行した経緯について説明する。

Ⅱ－２－(2) Ⅱ型改革への重点移動

地方自治法第7条では、市町村の廃置分合等は「関係市町村の申請に基づき」行うこととされており、建前上は明治時代のような強制合併は行えないこととなっている。

我が国平成の大合併ではこうした明確な合併理由は提示できていない。

なお、フランスもベルギー同様に州レベルの準国家的主体を創設しているが、両国とも既存の団体の整理が行えず、いたずらに組織の重層化・複雑化を招いているように思われる。我が国でも地方制度調査会などで広域州と合併された基礎的自治体の2層構造の提言がなされているが、両国の事例にかんがみ、現行の県レベルの組織が「経路依存」の桎梏を乗り越えて廃止できるかが重大な課題となろう。

EU加盟国ではないスイスは日本と同様の背景を持つと言えるが、市町村合併を行いつつも、十分な人口規模を確保できずⅡ型改革である広域行政で補完している面がうかがえる。

最後にフランスにおいては、Ⅰ型改革を放棄してⅡ型改革に乗り換えており、我が国とは真逆の対応となっているが、こうした事情を惹起した最大の理由は両国間の政治側の対応の違いといえる。では、なぜ日本ではこのような展開となったのか次節で述べたい。

Ⅱ 日本のⅠ型改革の政治性—平成の大合併をめぐって

Ⅱ－１ 問題の所在

いわゆる平成の大合併の実施過程やその功罪についての研究成果は数多くあるが、ここではMLGモデルの観点から、なぜ昭和の大合併以降Ⅱ型改革を追及してきた我が国がⅠ型改革に方針転換することになったのかを中心として論ずる。

多くの先行研究によれば、これに関して国政政治家の影響が大きかったというのが通説になっているが（西尾（2007）など）、では、諸外国（特にフランス）と真逆の方向に政治家たちに舵を切らせた動因は何か、またその関与がなぜ奏功したのかを探ることとしたい。

その他にも、この合併をめぐっては、いくつかの疑問点が提起できる。例えば、以下のような諸点である。

る（総務省ウェブサイト（2022.8.26閲覧））が、これはむしろ我が国においては、市町村合併等が進展してきた結果もあって、同国に比べれば基礎的自治体で総合的な行政を展開できるだけの人口規模、行財政能力を有しているためと解すべきであろう。

下表をみてもⅠ型改革の進んでいないスイス及びフランスの1市町村当たり人口は、同改革を実施した日本、スウェーデンに比べて圧倒的に少なく、Ⅱ型組織に事務を依存せざるを得ないことがわかる。

表2 1市町村当たり人口の各国比較とMLGタイプ

国名	総人口	市町村総数	1市町村当たり人口	MLGタイプ
日本	1億2,397万人（注1）	1,724（注1）	71,908人	Ⅰ型
スウェーデン	1,052万人（注2）	290（注5）	36,275人	Ⅰ型
スイス	867万人（注3）	2,136（注3）	4,059人	Ⅱ型
フランス	6,804万人（注4）	34,955（注6）	1,947人	Ⅱ型

（筆者作成）

注1 総務省統計局サイト

注2 外務省サイト

注3 スイス政府統計庁サイト

注4 フランス統計局（INSEE）サイト

注5 国土交通省サイト

注6 フランス内務省サイト

（閲覧日はいずれも2024年4月14日。数値は各サイトで得られる最新時点のものを掲げた。）

Ⅰ－7－(3) 小括

これまでの分析を通じて政治的ファクターの違いを始め、国ごとの政治・社会風土の違いがMLGの諸相にも反映されていることが確認できたといえよう。

既に述べたようにベルギーは、EU地域政策本来のねらいを最も忠実にMLG改革に反映させてきた国家と考えられるが、同じⅠ型改革とはいえ、日本とは全く事情・手法が異なっている。この点、対人サービスの充実を理由としたスウェーデンの市町村合併は日本の昭和の大合併とよく似た性格を持つといえよう。ただし、次節で述べるように

模等からみて独自の安全保障政策など国家レベルの政策遂行には制約があり、むしろ多くの国家権限をEUに委ね、その規模を縮小する一方、その他の政策についてはEUと各準国家主体を直結させることに合理性があると考えられたことがある。さらにもともと多言語国家として北部のフラマン語地域において地域独立の動きがあったことが強く影響していると考えられる。もとより、こうした諸条件は日本には存在しないものであり、このことが同じⅠ型とはいえ、我が国と全く異なる改革形態をとることとなった要因といえる。

② スウェーデンとの比較

スウェーデンの市町村合併には、我が国で行われた昭和の大合併と類似した点がみられる。この点について、柏原（2003）は、「スウェーデンの合併は社会民主主義政権のもとで、対人サービス供給能力の強化を目指して行われたのであった。」と述べている。特に1960年代の第2次合併では既述のように9年制義務教育実施のため各コミューンの最低規模（人口8000人）を確保するため行われるなど、我が国の昭和の大合併の場合と合併目的・人口規模ともほぼ同じであることが認められる。

また、昭和の大合併では、スウェーデンのような合併強制のための法律改正こそ実施しなかったものの、実質的には国が主導して目的を達したところも類似した点といえよう。

③ スイスとの比較

スイスではⅠ型・Ⅱ型双方の改革が行われている。Ⅰ型改革の市町村合併もかなりの程度行われているが、それでも同国の総人口を考えれば各自治体の人口規模は小さいままとっており、これを補完するため並行的にⅡ型改革も盛んに行われている。

既に述べた通り、スイスの市町村間広域行政組織は、我が国一部事務組合と類似した組織といえるが、その所管する業務は、かなり広範なものとなっている。これに比較すると、主要3事業で全体業務の7割を占める日本の一部事務組合の業務範囲は限定的なものとなってい

た1980年以降の同国は、Ⅰ型の改革を棚上げし、小規模自治体の諸問題をⅡ型改革で解消する方向に路線変更している。その後多種多様なEPCIが誕生したのは上述のとおりである。

他方で我が国は、これと全く逆方向の動きを見せている。後述するように、日本では1960年代以降はⅡ型の広域行政路線を目指していたが、90年代ごろからⅠ型に徐々に傾斜し、2001年以降の平成の大合併に至ることとなる。この両者の違いについて柏原（2003）は、「フランスのコミュン間協力強化の動きは、政府・自治省が94年に創設してその直後は推進していた「広域連合」を、合併推進路線の中で、「非効率」と切り捨てただけに、示唆的である」と述べている。この広域連合は、フランスのコミュン連合のような独自財源こそ有しないものの、①広域連合長や広域連合議会を住民の直接・間接選挙で選出する（フランスではこの仕組みは存在しない）、②都道府県も参加できる、③政策立案もできる、という進んだ特徴を持っており、後に述べる政治的干渉により、その進展が停滞させられなければ、我が国地方公共団体の在り方も、今日とはかなり異なる姿となっていたのではないかと想像させられるところである。

Ⅰ－７－(2) その他の欧州各国との比較

① ベルギーとの比較

既に述べたように、ベルギーも日本と同じようにⅠ型改革を遂行してきている。ただし、同国の改革は、準国家主体に相当する3つの「地域 (région)」及び3つの「共同体 (communauté)」を既存の州・市町村の二層構造には手を付けずに創設するというもので、市町村合併を中心とする日本の改革とは全く異なっている。また、この改革により一挙に6つの政府が誕生したほか、ブリュッセル首都圏やドイツ語地域を除けば、「地域」と「共同体」の圏域が地理的に重なり合っているという極めて複雑なものとなっている。

この背景には、同国がEUの本部所在地であることのほか、人口規

町村への帰属意識は、日本の場合希薄であろう。

- ii) 地理的に見て、特にフランス地方部コミューンの住居地区は広大な森林・畑・牧草地の中に散在している場合が多く、各コミューンの生活圏は互いに明確に独立して存在している。これは日本の場合、特に都市圏など住宅地が隣接市町村と一続きとなっている場合が多いのと対照的であり、周辺コミューンとの一体感を持ちにくいものと思われる。
- iii) そもそもフランスのコミューンは日本の市町村に比べて所管事務の範囲が狭く、必ずしも我が国と同程度の人口規模を必要としないことも挙げられよう。自治体国際化協会（2017）によれば、フランスのコミューンは幼稚園及び小学校に係る事務は所管するが、日本と異なり、中学校は県の所管である。同じく福祉関係事務についてもコミューンは、社会扶助給付の受付やその他の各種社会福祉事業を行うが、多くの事務は県の所管である。その他都市開発・公共事業についても同様であり、フランスのコミューンはいわば「部分自治体」（高島（2002））的な存在といえる。
- iv) 以上の他、近年の日仏の違いをもたらす要因として最も影響が大きいのは政治側の合併に対する態度の違いであろう。具体的には、フランスにおいて合併の大きな阻害要因となったのは、首長（メーメル）の兼職制（cumul de mandat）が最近まで存在していたことであるという指摘がある（Kuhlmann and Wollmann（2019））。すなわち、しばしば国会議員であったり、中央政界の有力者であったりした各メーメルは統合によるポスト喪失に反対することから、基本的に合併施策には反対となるというのである。この点、日本において特に「平成の大合併」は政治主導で行われたという全く対照的な事情がある（Kamimura（2024））。

② 日仏Ⅱ型改革の比較

フランスにおけるⅡ型改革の進展は、上述のⅠ型改革と裏腹の関係にある。すなわち、前述のマルスラン法に基づく合併が不発に終わっ

システムを共同で整備・運用する例もみられる。

他方で、県の枠を超えた事務処理を行う例もあり、規模は異なるものの欧州各国で国境を跨いで展開されている「越境広域経営」モデル（柑本（2005））を想起させる事例もみられる。

広域連合については、一部事務組合に比べれば大規模に複合的な事務を処理できる等の特徴を有しているが、多くの都道府県では、介護保険制度や後期高齢者医療制度の運営に特化したものが多くなっている。

近年では、こうしたⅡ型主体の設置は一段落した感があり、Ⅰ型改革（道州制、市町村合併）ともども、日本のMLGに大きな動きは見られない。

I-7 欧州各国との比較

I-7-(1) フランスとの比較

① 日仏Ⅰ型改革の比較

フランスにおいては、市町村制が施行された1789年時点でのコミューン⁽⁸⁾数は教区の数と同じ44,000であった⁽⁹⁾。その後ナポレオン第一統領時代の1800年に約38,000に整理されたものの⁽¹⁰⁾、その後の合併の進展は捗々しくなく、2022年1月1日時点でのコミューン数は34,955⁽¹¹⁾とこの120年間で8%程度しか減少していない。

これに対し、日本では1888年時点での市町村数は71,314とフランスより多かったが、第2次世界大戦終戦時に10,520市町村となり、さらに2023年10月時点では1,741市町村になり、当初比で98%の大幅減少となっている（市川（2011）、総務省統計局資料他）。

では、同じ行政文化圏に分類されながら、日仏間で市町村合併の進展度合いが異なる理由は何か。以下4つの要因を提示したい。

- i) しばしば指摘されるのは、フランスのコミューンが元々カトリック教会教区を母体として作られたこともあり、住民間のコミューンへの帰属意識が強いことである。このような宗教文化の面からの市

これは、その規模の大きさも相まって、近年では世界的に特異なケースであり、加茂（2009）は、「平成の大合併」は、世界的な変化の潮流からみれば時代に逆行したものとしている。加茂は、欧米先進国では「ヨーロッパ地方自治憲章」（1985年）や国際地方自治体連合（IURA）の「世界地方自治宣言」（1993年）において、「自治体の区域の変更は関係自治体の協議と同意に基づいて行われねばなら」ないという原則が確立しているとし、「日本の「平成の大合併」は、こうした世界的な変化の潮流について考慮されないまま、」進められたとする。

実際にこの合併により、我が国では、1999年3月31日当時3,232であった市町村数が、2022年3月31日までに約47%少ない1,727となった⁽⁶⁾。これは、2010年以来の改革におけるギリシャの事例に割合では及ばないものの、全体のほぼ半数に当たる約1,500の市町村を統合した大規模なものとなっている。

他方で同じⅠ型改革でもベルギーが実施したような準国家主体としての州レベル組織の創設は実現していない。その主要な理由としては、同国のようなEU諸政策との整合性を考慮する必要がないことが、まず挙げられよう。このように外在的要因としての改革への「圧力」がないことから、いわゆる「道州制」の創設についても、長年の議論対象（第28次地方制度調査会答申など）ではあるものの、現在までのところその実現は切迫感をもったアジェンダとはなっていない。

② 日本のⅡ型改革の特徴：事務を限定した広域行政

Ⅰ型改革に比較して目立たないが、我が国ではⅡ型改革も行われている。具体的には、一部事務組合（令和3年度末1,273設置⁽⁷⁾）及び広域連合（同113）がⅡ型主体に該当する。

我が国一部事務組合の事業内容は、ゴミ・し尿処理、消防、総務事務の主要3分野に係るもので約70%を占めているなど、一定分野に偏った設置となっている。昨今の特徴としては、神奈川県町村情報システム共同事業組合のように、IT化に係る人的・経済的資源の乏しい小規模自治体が参加して、住民情報、住民税、財務会計などの基幹シ

的は、消防、教育施設、ゴミ焼却、環境保護、エネルギー、地域開発など（自治体国際化協会（2006））のほか、providing electricity、gas、water、street lighting、hospitals、nursing homes など多種多様なものとなっている（Hooghe and Marks（2001））。

I-6 日本型 MLG の特徴

I-6-(1) 日本の MLG タイプ

それでは日本の中央—地方間のガバナンスは MLG の枠組みからどのようにとらえられるのであろうか。もとより我が国には EU 統合を契機とするようなガバナンス改革への動因は存在しないが、政策課題が多様化・動態化する現代において、地域における政策課題解決のための新たなガバナンス方式を模索する必要性があることは欧州と同様と考えられる。

歴史的にみれば、明治期以降の日本は、3 回の大規模な市町村合併を経験しており、大幅な市町村数の減少を実現している（I-7-(1)参照）。この経緯から日本は基本的には I 型改革を追求してきたと考えられる（Kamimura（2024））。

ただし、より詳細にみると日本において、1960年代以降の約40年間は、道州制導入のようなベルギー型改革はおろか、散発的なものを除けば市町村合併もほとんど行われてこなかった。この間はむしろ一部事務組合や広域連合などを活用した II 型改革が政策の主流であり、欧州各国と同じような動きであったと言い得る。この動向が地域政策の所管省庁であった旧自治省（現総務省。以下「自治省」という。）が意図せざる形で I 型に転換されたのが平成の大合併であった。なぜこのような方向転換が行われたのかは本稿後半で詳述する。

I-6-(2) 欧州 MLG と比較した日本 MLG の特徴

① 日本の I 型改革の特徴：市町村合併中心

日本の I 型改革は基本的には市町村合併を中心に行われてきたが、

I-5-(4) スイスの MLG（I 型及び II 型改革）

欧州の事例の最後に EU 非加盟国のスイスの事例を取り上げる。同国には MLG 実施の契機として超国家主体（EU）の直接的な影響がない点で日本の事情と類似性があるからである。同国では I 型及び II 型双方の改革が実施されているのが特徴となっている。

① スイスの I 型改革

スイス連邦の市町村数は、1990年に3,021であったが、2018年1月1日時点では2,222となり、合併によって減少傾向が進展している（Keuffer（2020））。その背景には、多くの小規模自治体において、その広範な権限に比較して財政力が弱いことから自治体規模の拡大要請があったことが認められる。

なお、日本型の自発的合併とは異なり、フリブール州やヌーシャテル州などでは州憲法において、州は市町村合併を促進し、また市町村間の協力および広域行政組織の創設を促進すると定めている（自治体国際化協会（2006））。

また、上記の市町村はいわゆる普通地方公共団体としての political commune であり、これ以外に日本には存在しない市民コミュニティ、学校コミュニティ、教会コミュニティなどの特別コミュニティを合計すると約 8,000 のコミュニティが存在する（Frey and Eichenberger（1999））。これらは地理的には市町村の区画と必ずしも一致しておらず、スイスの MLG を複雑なものとする要因となっている。

② スイスの II 型改革

上記のような市町村規模の小ささに起因して、スイスの地方レベルでは II 型のガバナンスが “quite common”（Hooghe and Marks（2001））であり、フランスの ECPI と同様の市町村間広域行政組織がドイツ語圏では、Zweckverbände、フランス語圏では syndicat、association、groupement などの呼び名の下に活用されている（自治体国際化協会（2006））。

これらは日本の一部事務組合と似た組織であり、地方公共団体として公法上の地位を有する。これら Zweckverbände 等が担当する特定目

教区レベルで形成され、社会活動圏・生活圏の拡大と地理的不一致を起こしていた小規模コミュニティの「いわば時代おくれの体制を当時の状況にあわせるという特徴を持っていた」といえる（菊地（2006））。

ii 第二次コミュニティ合併（1962年法）

第一次合併以降も、地方部コミュニティから都市への人口流出が続く一方、1950年に導入された9年制の義務教育の適切な運営や、福祉サービスの供給のためには一定以上の人口規模が必要と考えられたことから、コミュニティ最低人口を8,000人とする法律改正が行われた。

当初この合併は各自治体の自主的な判断で行われることが想定されていたが、その動きは鈍く、合併に同意した自治体が少数にとどまっていたため、政府は、1969年に強制合併に係る法律改正を行うことにより、1974年時点で自治体の数を850から278へと減少させ、自治体の平均人口を約16,300人まで増加させることに成功した（菊地（2006））。

③ フランスとの違い

上述の合併を強制化する法改正に際しては、各政党と半数以上の自治体が反対を表明したが、スウェーデン政府はこれを強行し、欧州では稀な強制合併が実施された。

この強制措置の必要性について、下野（2006）は、当時の合併推進当事者からの聞き取り調査等に基づき、「自主的な合併を待っていては、自治体財政悪化がくい止められない」との理由を挙げている。他方、合併の実施までに5年間かけて自治体の意向を聞きながら計画を練ったことをあげ、「強制合併」とは言いつつ、その内実が「中央政府の一方的な押しつけでない」ことが成功のポイントであったと述べている。

この点、フランスで近年、政府方針に対する大規模かつ長期にわたる激しい抗議デモ等⁽⁴⁾が頻発している状況をみると、同国においては住民・納税者あるいはその代表者等と政府側が十分に対話を行って、双方の納得の上施策を遂行するという政治文化は、それほど根付いていないと思われ、フランス市町村合併が失敗した理由の一つがこの辺りにあるのではないかという印象を受ける⁽⁵⁾。

(reallocation) するなど中央政府の思い切ったスリム化が図られている。

その際同国は、日本のような市町村レベルの強化方策とは異なり、準国家レベル組織（地域。Région）の創設という手段を採用している。加えて1993年の憲法改正で従来の中央集権国家から連邦制に政体を変更するという大胆な制度改正も行われている。この改革の直接の契機となったのが1992年のマーストリヒト条約による欧州統合の深化であり、同条約でうたわれた「補完性原理」が、このような国家改革（réforme de l'Etat）の理論的支柱になっていたと考えられる。

ただし、この連邦国家化は、建国以来続く言語圏間の対立が根本にあり、欧州統合の進展は、その起爆剤になったとの見方が適切かと思われる。このいわばナショナリズム的な動因が、合理的なロジックの貫徹を不可能とし、3つの地域政府に3つの文化共同体が重なり合うという極めて複雑な体制をもたらすこととなった（小島（2010）など）。さらに従来から存続する州（または県。province）は、同改革で廃止されず、官選知事制度が維持されているなど redundant（Hooghe and Marks（2001））な存在との批判を受けている。

I - 5 - (3) スウェーデンの I 型改革

① 概要

スウェーデンの基礎的自治体であるコミューン（Kommun）は、フランスと同様に教区の境界に沿った形で形成された経緯がある（菊地（2006））。このためフランスと同じく多数の小規模コミューンの行財政能力を向上させることが大きな課題となったことから、2次にわたるコミューン合併が実施された。

② 主要経緯

i 第一次コミューン合併（1946年法）

1946年の合併に関する法律により、1952年1月1日をもってコミューンの最低人口がおおむね2,000人となるよう合併が実施された。その結果、コミューン総数は2,498から1,037へと減少した。この合併は旧来の

である公施設法人 EPCI (établissement public de coopération intercommunale) が多数設置されている。

この EPCI には大別して以下の 2 種類がある (自治体国際化協会 (2017) 及びフランス政府サイトに基づく。)

- ① コミューン組合 une coopération dite associative (2023年1月1日現在8777団体)

我が国の一部事務組合に相当するもので、独自財源を有しない。自治体間で共同の事務 (上下水道、廃棄物処理、児童の通学輸送、道路等) を処理する。

- ② コミューン連合 une coopération dite fédérative (同1254団体)⁽³⁾

課税権などの独自財源調達手段を有し、地域開発プロジェクトを遂行する。

しかし、この EPCI についても設置数が多くなり、かつ管轄地域・権限の重複や既存他主体との関係の錯綜により、統治構造を 6 層制 (EU、中央政府、州、県、ECPI、コミューン) に複雑化したとの批判もある (Le Sénat (2006))。また、権限関係の錯綜により、地域住民にとって、どの主体がどの施策に責任をもっているのか理解が難しくなっている ("Qui gouverne ce monde multipolaire ?") との指摘もなされている (Poupeau (2017))。こうしたこともあって EPCI 自体も整理統合が必要となり、現在その数は約半減 (2,600から1,300へ) したとされている (Kuhlmann and Wollmann (2019))。

I - 5 - (2) ベルギーの I 型改革

同じ元中央集権国家ながら、フランスと異なり I 型改革に最も積極的に対応したのがベルギーと言える。同国では既存の国家機能のうち超国家レベル (supra-national level) である EU に委ねるべきものは委ね、また、その余の機能についても相当部分を地方レベルに再分配

16日法」(loi n° 71-588 du 16 juillet 1971 sur les fusions et regroupements de communes : 通称「マルスラン法」) が施行され、1971年から1978年の間に838件の合併が行われ、コミューン総数は約38,500から約36,500に減少した。

同法の特徴は、県ごとに合併促進協議会を設置するなどの手続きを整備したほか、合併により歳入減が見込まれるコミューンへの激変緩和措置としての歳入補填、合併コミューンへの国からの設備補助金(subvention d'équipement)の50%増額等のインセンティブを定めて合併を促進したことにある(自治体国際化協会(2005))。

しかしながら、こうした措置にもかかわらず、上記のとおりコミューン総数は5%程度しか減少しておらず、当初の目的(柏原(2003)によれば、各県が作成した合併再編計画を合計すると10,143のコミューンに再編されることになっており、3分の1程度の削減が見込まれていた)には遠く及ばない状況にある。

さらに合併が成立したコミューンにおいても、政治的対立等から合併を解消・分離したケース等がみられ、これ以降、合併が行われるというケースは「非常にまれ」(自治体国際化協会(2005))なものとなっている。

③ フランスのⅡ型改革

上記のⅠ型改革(コミューン合併)の失敗を契機として、フランスにおいて、制度的に発展を遂げたのが、広域行政組織の形成(Ⅱ型改革)である(自治体国際化協会(2005))。

このための法的措置としては、「共和国の地方行政に関する1992年2月6日基本指針法(loi d'orientation du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République)」及び「コミューン間の相互協力の促進と簡素化に関する1999年7月12日法」(loi N 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale)の二つの法律が制定されている。

これらの法律は実際に効果を挙げており、コミューン間広域行政組織

MLG タイプは日本がⅠ型、フランスがⅡ型と異なる。

フランスのⅠ型改革に関しては、同国歴代政権が追求してきた地方制度改革が、必ずしも成功していないことが指摘される。元々フランスのコミューン数は日本よりはるかに多いが、その合併については、1971年マルスラン法の失敗以来ほとんど進展していないし、2016年の州（レジオン）統合に関しても、「ドイツの州など他欧州諸国の州との競争で、潜在力と重要性を高めることを意図していた（Kuhlmann and Wollmann (2019)）」とされるが、他国のような広範な州権限の付与には至っていない。さらには、この改革で当時のバルス首相がギリシャの例（2010年に県レベル組織を廃止）にならって目指していた県の廃止（フランスの県数は日本のほぼ2倍）も果たされていない。フランス会計検査院は、こうした新たな州に係る運営の非効率性を指摘しているところである（Cours des comptes (2019)）。

② フランスにおけるコミューン合併（Ⅰ型改革）の経緯とその挫折

i マルスラン法までの動き

中田（2019）は、Frinault（2012）を引用して、フランスの小規模コミューンに合併を促す立法は、すでにフランス革命期の1790年8月20日法として実施されていたと述べている。この論考によれば、同法は人口250未満の小規模コミューンに他コミューンとの統合を奨励したものの、実施事例はごく少数にとどまったという。その後、19世紀に入って、1821年のヴィレル（Villèle）法案、1837年のヴィヴィアン（Vivien）法案、1881年のガンベッタ（Gambetta）法案が提出されたが、いずれも議会可決が得られていない。第五共和政初期には「1959年1月22日のデクレ」が、合併の発議、意見聴取、条例化などの手続を定め合併の促進を図ったが、このデクレに基づく合併は、746のコミューンを対象とする350件にとどまっている。

ii マルスラン法による試みとその挫折

上記のように一貫して同国の市町村合併が進展を見せない中で、1971年7月に「コミューンの合併と再グループ化に関する1971年7月

表1 MLG I型とII型の概念整理

	I 型	II 型
代表例	ドイツの州 (Land)	フランスのコミューン組合等
保有機能	多機能型	単一機能型 *
民主的正当性	首長・議会公選など	なし **
日本での該当例	市町村合併	一部事務組合・広域連合

(注) 筆者作成

* 本表の整理は典型タイプに基づくものでII型主体にも複数機能を有するものは存在する。

** II型主体の中にも首長等を住民の投票で選出できるタイプも存在する（日本の広域連合など）

Kuhlmann(2015)によれば、I型は地域多機能主体モデル (territorially based multi-purpose model) であって地域合理性 (territorial rationality) を追求するタイプとなり、連邦国家であるドイツが典型例となる。他方、II型は単一機能モデル (single-purpose model) となり、選挙等を経ないため、民主的正当性をもたないが、機能的合理性 (functional rationality) を追求する主体であり、フランスなどナポレオン型国家に見られる型となる。

この二分法はクリアに境界を分別し過ぎているきらいはあり、その是非については、様々な議論もあるところであるが (Bache et al. (2016) など)、各主体間の機能分担の実態を分析する上での説明力が高いことも事実であろう。そこで本稿では、この枠組みを使用して国によってMLGのタイプが異なるのはなぜか、また日本においてMLGの概念を援用するとどちらのタイプに該当するのかなどの分析を試みることにしたい。

I-5 欧州各国のMLG

I-5-(1) フランスのMLG

① フランスのI型改革

日本とフランスは同じく中央集権国家かつ大陸法文化の国であるが、

はるかに高いものと考えられる。この点で全 EU 法令の 7 割を実際に実施しているのは、EU 域内約 9 万 5 千の自治体であるという（臼井（2015））状況も日本の実情と類似性があると考えられる。

本稿ではこれらの考え方にに基づき、MLG を中央から地方に分権化が進む際の各主体間の関係変化や各組織の再編成の動きを捉える枠組みとの理解の下に、論述を進める。

特に本稿の問題意識は、スウェーデンなど一部の例外を除き、欧州主要国において日本の市町村合併のような「受け皿強化」の動きがみられないことへの疑問に端を発している⁽²⁾。後述のとおり、我が国と同様中央集権型国家類型に属するフランスにおいては、累次の努力にもかかわらず市町村数は減少していない。また、他の国家においても我が国ほどの大規模な自治体数の減少は稀である。このような彼我の差異はどのような経緯、政治・社会的コンテクストから発生してきたのであろうか？本稿ではこのような疑問を解明するため、いわゆる「平成の大合併」に代表される日本の市町村合併の事例を欧州各国の経験と対比して分析することとする。

I - 4 MLG の類型化

古典的な MLG は 2 つのタイプに分類されて議論されることが多い。すなわち、I 型とされる「限定的な管轄レベル・主体数を有する相対的に安定的なシステムにおける多機能で地域間で相互排他的な権限」を意味するもの（multi-task, territorially mutually exclusive jurisdictions in a relatively stable system with limited jurisdictional levels and a limited number of units）及び II 型とされる「層化されていない多くの主体を有する相対的に柔軟なシステムにおける特定機能に限定され、地域間で権限の重複がある」もの（specialized, territorially overlapping jurisdictions in a relatively flexible, non-tiered system with a large number of jurisdictions）である（Hooghe and Marks (2001)）。

念のため、この両タイプを表に示しておく。

モデルは、各層のマルチ・レベルな「状態」を示すのみであって、ガバナンスの部分、すなわち「政策決定メカニズムを分析する枠組み」にはなっていないとして批判的に検証しつつも、これを「補完性原理、すなわち、統治スケール内の多層間権力共有を説明するのに適した論理的な枠組み」として、一定の条件下でその有効性を認めている。

I-3 MLG 概念の広がり

近年 MLG の概念・定義については各種の議論があり (Bache et al. (2016))、その対象範囲も EU の動向と結び付いたものばかりではなく (Stephenson (2013))、欧州外の米国・カナダの州への権限委譲や中国・インドの分権化もこれに該当するとされている (Hooghe and Marks (2001))。現に本稿冒頭で紹介した Kuhlmann 等もその分析対象こそ欧州各国に限定しているが、その現象の普遍性について言及しているところである。これらの言説の背景には、「補完性原理」の考え方、すなわち各地域の経済社会的な実状を理解し、何をすべきかを最も把握しているのは、人員・財源・知識とも制限のある中央政府ではなく、地域レベルの主体であり、各種政策プロジェクトを有効に企画・運営していくには、このレベルのアクターの参加・貢献が不可欠であるとするグローバル・レベルでの共通理解が存在している。

このように MLG の基本的概念が欧州を超えた普遍的な適用性を有するのであれば、我が国の一連の分権改革も MLG の理論的枠組みを適用して比較分析を行うことは可能と思われる。そもそも EU 各国においても MLG 理論の適合性については国ごとに濃淡があり、福田 (1998) によれば、EU 離脱以前の英国などは、いわゆる「分離型」の国・地方関係を有し、中央政府が多くの行政事務を率先して遂行するタイプの行政体制であることから、分権志向型である MLG にはあまり親和性がないとしている。この点、「融合型」である日本では機関委任事務の廃止以降も多くの行政事務が地方公共団体を通じて実施されており、sub-national 主体の分権化・自立化の必要性は英国に比べても

き MLG 形態をとることになったのかの理由を探ることにある。また、この関連で欧州内で比較的日本に近い形の市町村合併を遂行してきたスウェーデン及び日本と真逆の連邦化政策をとったベルギーの事例を日仏と対比し分析する。

他方で欧州 MLG は EU 統合の深化と軌を一にしてきた面があり、日本との比較に際しては EU 加盟国でない国との比較も重要であると考えられる。本稿ではこの観点からスイスの事例を分析する。

本稿の後半部分ではこれらの分析を踏まえ、なぜ日本が独特の MLG タイプをとっているのか、特に当初Ⅱ型 MLG 改革（以下「Ⅱ型改革」という。）を追求していたにも関わらず、平成の大合併に向けてⅠ型 MLG 改革（以下「Ⅰ型改革」という。）に路線転換したのはなぜか、その原因を明らかにすることを試みる。

I - 2 欧州 MLG の概要

まずは、MLG についての概念整理を行っておきたい。もともと MLG は、EU 構造政策の進展に並行して創出された概念であり（Marks (1993), Bache et al. (2016) 等）、中央政府以外の sub-national な主体が EU の意思決定や欧州地域開発基金（ERDF）の配付などの諸政策の実施に直接関与する事例を説明するものであった。

稲本（2003）は、1987年に発効した欧州単一議定書の発効以降、欧州内地域政策が推進されるにつれ、加盟各国における地方自治体・市民組織等の相互連携とネットワーク化が一気に進んだが、これら諸団体がゲートキーパーとしての各国政府の枠組みを超えて EU の意思決定や施策実施に直接関与する現象を説明する理論的枠組みとして MLG の概念が出現してきたとしている。また、臼井（2015）は、この理論は超国家機関への主権委譲か、国民国家による主権維持かといった二分法の限界が意識される中で、これを克服する新たな統合観を提起したものと評価している。

他方、柑本（2019）は、マクロリージョンの枠組みの観点から MLG

日本型マルチレベル・ガバナンス としての市町村合併の特徴について

上 村 進

I 欧州各国のマルチレベル・ガバナンスと我が国の地方分権

I-1 はじめに

Kuhlmann and Wollmann (2019) は、欧州各国における垂直的行政改革では行政の分権化と sub-national レベルでの自律性拡大が一般的傾向であると述べている。他方、こうした現象は欧州域内にとどまるものではなく、日本においても1993年の第1次分権改革以来、中央政府からの事務・権限、税財源等の委譲等が行われるなど同様の傾向がみられるところである。また、このように機能・財源の委譲を受けた地方政府において、それらを行行使し得るだけの行政規模・人的能力の拡大が必要となる点も欧州各国と我が国に共通の課題である。

本稿では欧州を中心にこうした問題の分析枠組みとして用いられてきたマルチレベル・ガバナンス（以下「MLG」と略称する。）の概念を用いて、欧州各国と日本における地方分権の取り組みタイプの相違、とりわけ sub-national 主体の行政能力拡大問題への対処にどのような違いがあるのかを論述する。

本稿前半部分の中心的な問題意識は、同じ中央集権型国家であり県と市の二層⁽¹⁾体制から始まったフランスと日本がなぜ対極ともいうべ

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。

デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

揭載順

上 淺 川 渡
村 井 又 邊
直 容
進 哉 祐 郎

日本大学教授
日本大学教授
日本大学専任講師
日本大学教授

機関誌編集委員会

委員長

副委員長

委員

// // // // // // // // // // // // // // //

大生杉池渡山松野中友高小黒加小大大石原竹柳
野垣本田辺本島村山岡畑林滝藤野保岡橋山本瀬
久琴竜直徳 雪和明史英聡真雅美拓 正浩
敏絵也史夫直江彦広仁郎明子之典也聡孝介亨昇

政經研究第六十一卷第一・二號

令和六年九月二十日 印刷
令和六年九月三十日 発行
非売品

編集責任者
日本大学法学会
小田 司

発行者 日本大学法学会
電話〇三(五二七五)八五三〇番

印刷所 株式会社 メディオ
東京都千代田区神田猿樂町二二一四 A&Xビル
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 61 No. 1 · 2 September 2024

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLE

Yoichiro Watanabe, *Sir Robert Peel's Second Ministry as the Last Tory Government : A Study of the Modern British Conservative Party History*

MATERIALS

Hiroshi Kawamata, *Two Handwritten Documents by Saint-Simon*
Hiroshi Kawamata, *Nihon University College of Law Library's the Saint-Simon Collection. Manuscripts.*

ARTICLES

Naoya Asai, *Pre-Electoral Coalition and Party Competition*
Susumu Kamimura, *Some Characteristics of Municipal Mergers as Japanese Multi-level Governance*